

八千代市一般廃棄物処理基本計画

令和3年3月
(令和7年3月 改訂)
八 千 代 市

はじめに

本市では、令和3年3月に「八千代市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、市民・事業者の皆様のご協力を得ながら、循環型社会の形成を目指しておりますが、計画策定から4年が経過し、令和4年4月にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行されるなど、より一層、資源循環を促進する重要性が高まってきています。

このような中で、八千代市一般廃棄物処理基本計画の中間目標年度を迎えるにあたり、これまでの計画の達成状況、循環型社会をめぐる社会情勢の変化や法改正等を踏まえ、このたび、「八千代市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）」を策定いたしました。

主な見直しの内容としましては、ゼロカーボンシティの推進に向けて、廃棄物焼却による温室効果ガス排出量の削減目標を指標として追加し、その目標の達成に向けた施策の一つとして、プラスチック製容器包装廃棄物のみでなくプラスチック使用製品廃棄物も含めた分別収集の実施に向けた取り組みを掲げたことが挙げられます。

本計画の目標を達成するためには、市民・事業者・行政の三者が一丸となって取り組むことが必要であるため、引き続き皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の改訂にあたりまして、パブリックコメントなどを通じて貴重なご意見を賜りました市民・事業者の皆様、審議を重ねていただきました八千代市廃棄物減量等推進審議会委員の皆様、関係各位に心よりお礼申し上げます。



令和7年3月

八千代市長 服部 友則

目次

第1部 計画策定にあたって

第1章 計画策定の背景	1
第2章 計画の位置付け	2
第1節 関係法令等	2
第2節 計画の位置付け	3
第3章 計画の期間	4
第4章 計画の範囲	4
第5章 計画の進行・管理	5

第2部 地域の概況

第1章 地域の概要	6
第1節 位置及び地勢	6
第2節 気候特性	7
第2章 社会環境の動態	8
第1節 人口動態	8
第2節 年齢3区分別人口	9
第3節 産業構造	10
第4節 事業所数	11
第5節 主要な交通	12
第6節 土地利用の状況	13

第3部 ごみ処理基本計画

第1章 沿革	14
第2章 ごみ処理の流れ	18
第3章 処理体制	19
第1節 収集運搬	19
第2節 中間処理	22
第3節 最終処分	23
第4章 ごみ処理の現状	24
第1節 本市全域から発生するごみ量の推移	24
第2節 ごみ排出量	25
第3節 家庭系ごみ排出量	26
第4節 事業系ごみ排出量	27
第5節 1人1日当たりのごみ排出量	28
第6節 収集運搬	29
第7節 中間処理	30
第8節 最終処分	32

第9節 ごみの減量化・リサイクル.....	33
第10節 ごみ質.....	36
第11節 ごみ処理経費.....	38
第12節 温室効果ガス排出量.....	40
第5章 ごみ処理の動向.....	41
第1節 国の動向.....	41
第2節 千葉県の動向.....	42
第3節 国及び県の目標値との比較.....	42
第4節 類似団体との比較.....	43
第5節 近隣市町村との比較.....	45
第6章 改訂前の目標値と実績値の比較による達成状況の分析.....	48
第1節 数値目標の達成状況.....	48
第2節 施策の実施状況.....	49
第7章 ごみ処理の課題.....	59
第1節 ごみの排出抑制・減量化.....	59
第2節 収集運搬.....	59
第3節 ごみの資源化.....	59
第4節 中間処理.....	60
第5節 最終処分.....	60
第6節 その他の課題.....	60
第8章 ごみ排出量の見込み.....	62
第1節 ごみ排出量の予測方法.....	62
第2節 収集計画人口.....	64
第3節 家庭系ごみ排出量の予測.....	65
第4節 事業系ごみ排出量の予測.....	70
第5節 その他排出量（不法投棄・ボランティア清掃）の予測.....	71
第6節 集団回収量の予測.....	72
第7節 ごみ総排出量の見込み.....	73
第9章 ごみ処理基本計画.....	75
第1節 ごみ処理の基本目標.....	75
第2節 ごみ処理の基本方針.....	76
第3節 市民・事業者・行政の取り組み.....	76
第4節 収集運搬計画.....	84
第5節 中間処理計画.....	85
第6節 最終処分計画.....	87
第7節 目標値.....	88
第4部 生活排水処理基本計画	
第1章 生活排水処理の状況.....	95
第1節 生活排水処理の状況.....	95

第2節 水質保全の状況.....	99
第3節 し尿及び浄化槽汚泥処理経費.....	101
第4節 生活排水処理の課題.....	102
第2章 し尿及び浄化槽汚泥の予測.....	103
第1節 生活排水処理形態別人口の予測.....	103
第2節 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の予測.....	104
第3章 生活排水処理の基本目標.....	106
第1節 生活排水処理の基本目標.....	106
第2節 生活排水の処理計画.....	106
第3節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画.....	108
第4節 施設整備に関する計画.....	108
第5節 啓発事業における取り組み.....	109
第6節 災害への対応.....	109

資 料

用語解説.....	110
-----------	-----

第1部 計画策定にあたって

第1章 計画策定の背景

私たちの生活や経済社会活動は、地球温暖化^{*1}や資源の枯渇など、人類の生存基盤に関わる深刻な影響を及ぼしてきました。そのため、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムからの脱却に向けて、様々な取り組みを進めてきました。

国際社会においては、持続可能な世界を実現するため、17の目標と169のターゲットから構成される「持続可能な開発目標（SDGs）^{*2}」を掲げた「持続可能な開発のための2030アジェンダ^{*3}」が平成27（2015）年に国連サミットにて採択されました。

国では、SDGsの考え方を踏まえ、「第四次循環型社会形成推進基本計画^{*4}」「食品ロスの削減の推進に関する法律^{*5}（食品ロス削減推進法）」「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針^{*6}」「プラスチック資源循環戦略^{*7}」が策定されるなど、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会^{*8}」を形成し、資源循環・廃棄物管理基盤の強靱化と着実な適正処理・環境再生を実行していくことを目指しています。

八千代市（以下、「本市」といいます。）においても、循環型社会の形成を目指すため、平成10（1998）年1月に資源物（びん、缶、古紙、布類）分別収集を開始し、平成12（2000）年7月には有料指定ごみ袋制度^{*9}を導入するなど、市民・事業者・行政が一体となって、ごみ^{*10}の減量化や資源化^{*11}に取り組んできました。

本計画は、令和3（2021）年3月に策定した「八千代市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「計画（改訂前）」といいます。）の取り組み状況等を評価のうえ、循環型社会をめぐる社会情勢の変化や法改正等を考慮し、見直しを行うものです。

第2章 計画の位置付け

第1節 関係法令等

本計画策定に係る循環型社会の構築に向けた法体系を図1-1に示します。

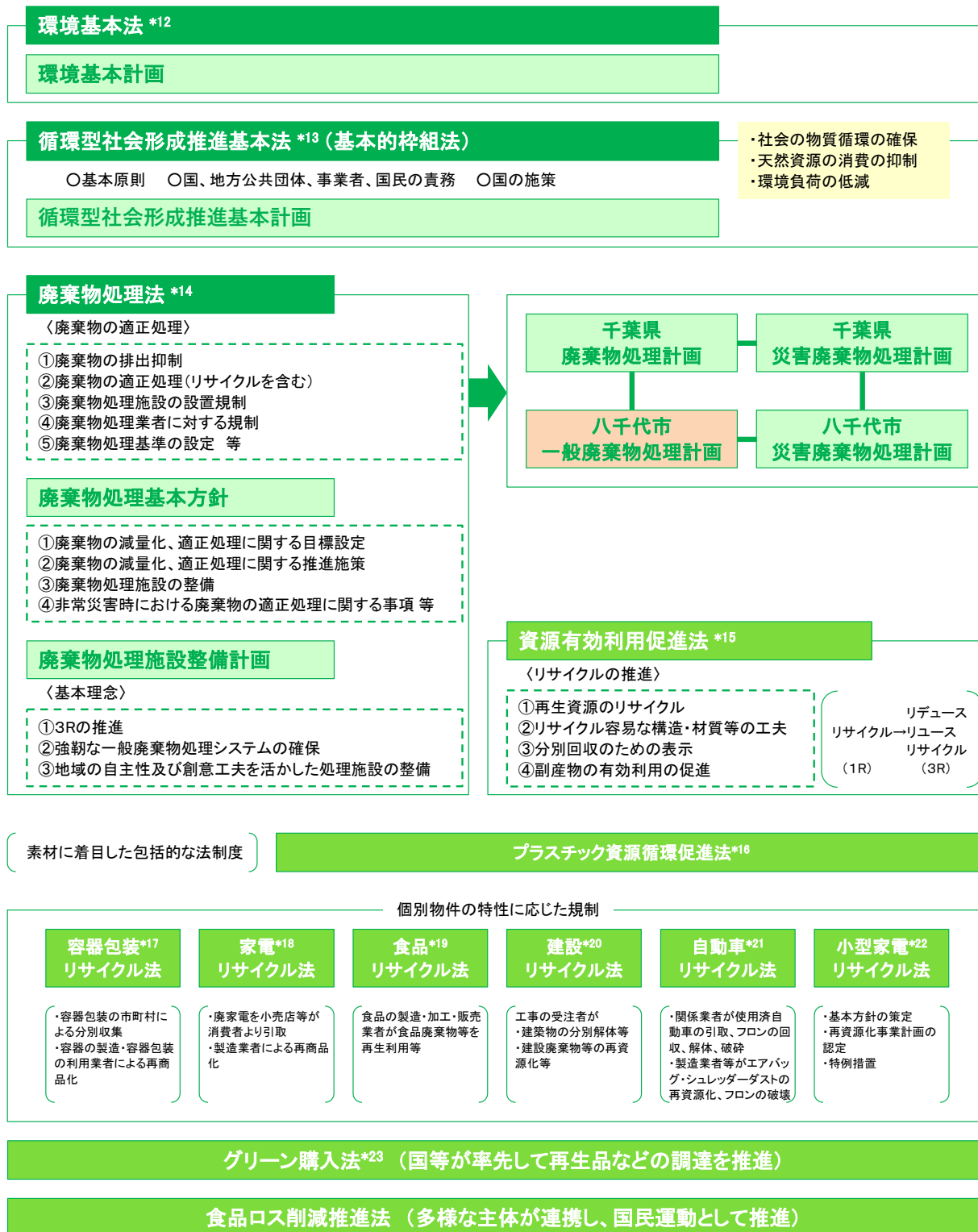


図1-1 計画の関係法令等

第2節 計画の位置付け

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」といいます。）第6条第1項の規定に基づき、関係する計画等との整合性を図ったうえで、一般廃棄物^{*24}の処理に関する基本的な事項について定めます。

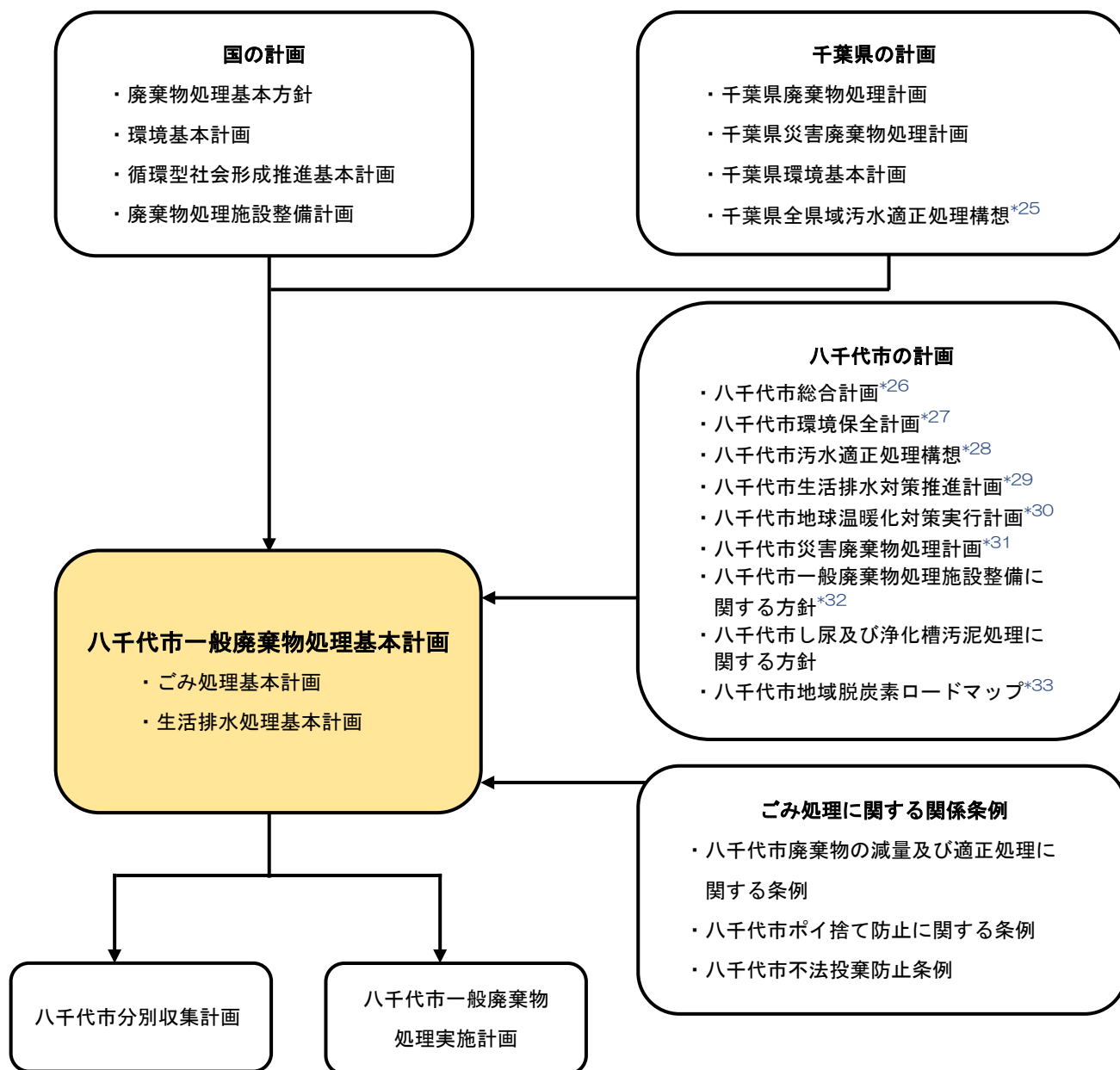
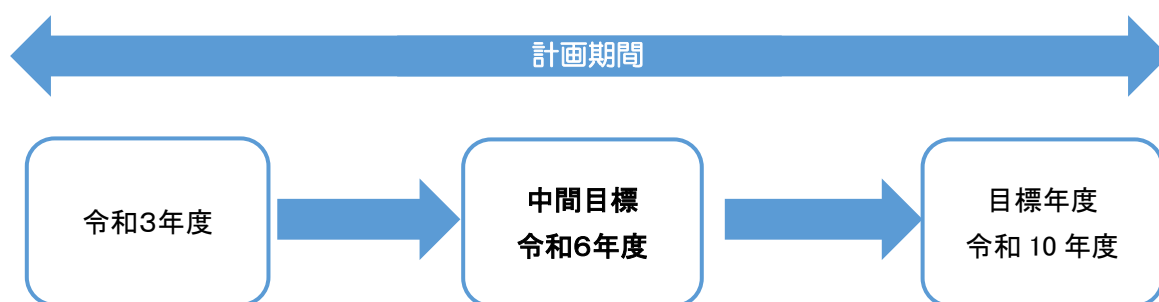


図1-2 関係する計画等

第3章 計画の期間

本計画の期間は、八千代市第5次総合計画の計画期間と整合性を図り、令和3（2021）年度から令和10（2028）年度までの8年間とします。

なお、本計画は、概ね4年ごとに改定します。このたび、中間目標年度である令和6（2024）年度を迎えるにあたり、計画策定の前提となっている諸条件や社会情勢等の変動を考慮し、本計画で掲げた目標や施策の取り組み状況などを踏まえ見直しを行います。



第4章 計画の範囲

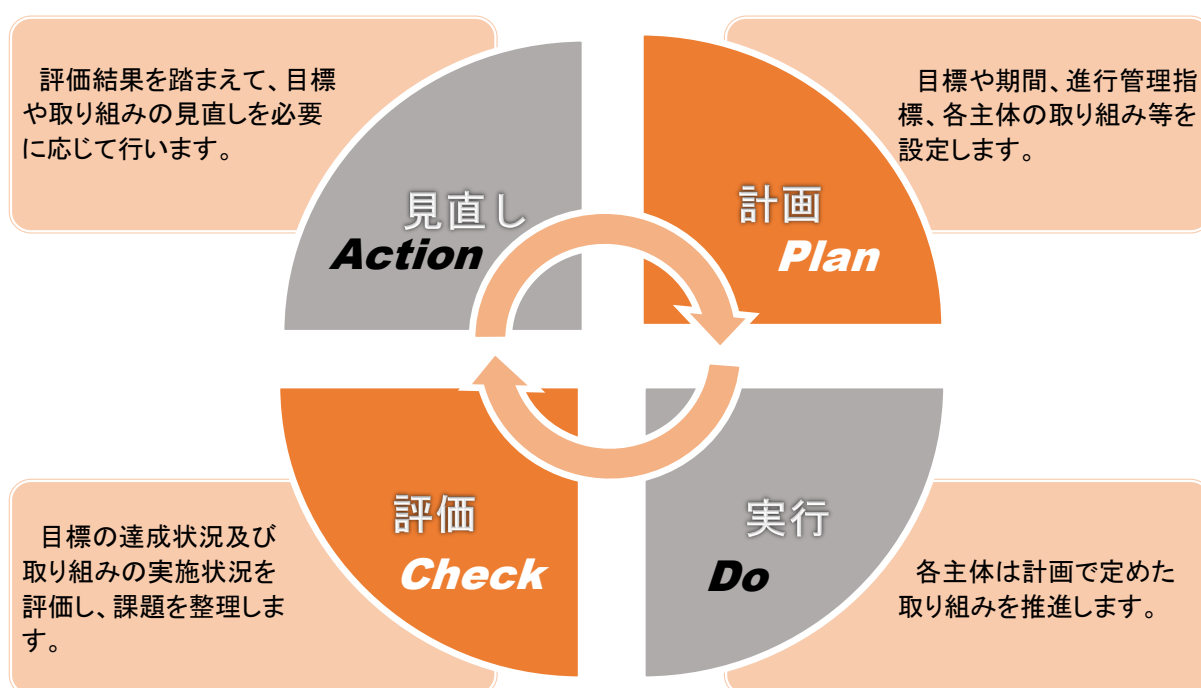
本市全域を対象地域とし、本市内で発生する全ての一般廃棄物を対象とします。

第5章 計画の進行・管理

本計画は、循環型社会を形成するにあたり、様々な施策を多岐にわたって展開するための基礎となる計画です。目標を達成するため、計画の各段階において取り組み状況を評価し、次の施策展開に反映させていく必要があります。また、廃棄物を取りまく社会情勢は日々変化していることから、新たな知見を随時取り入れていくことも重要です。

そのため、本計画の施策について、目標達成に向けた取り組み状況や目標の達成度を毎年評価し、問題点を整理することとします。これにより、次年度の事業課題を明確に把握し、必要に応じて本計画及び本計画に基づき毎年度策定している「八千代市一般廃棄物処理実施計画」の見直しを行います。

また、市民や事業者が推進している取り組みや活動を把握するとともに、寄せられた情報や意見についても随時検討していくものとします。



第2部 地域の概況

第1章 地域の概要

第1節 位置及び地勢

本市の位置図を図2-1に示します。

本市は、東京都心から約31 km、千葉市中心部から約13 km、成田国際空港から約26 kmの千葉県北西部に位置し、面積は51.39 km²（東西8.1 km、南北10.2 km）となっています。

地勢は、標高5～30mのなだらかな台地が広がり、市域のほぼ中央を新川（印旛放水路）が南北に流れています。

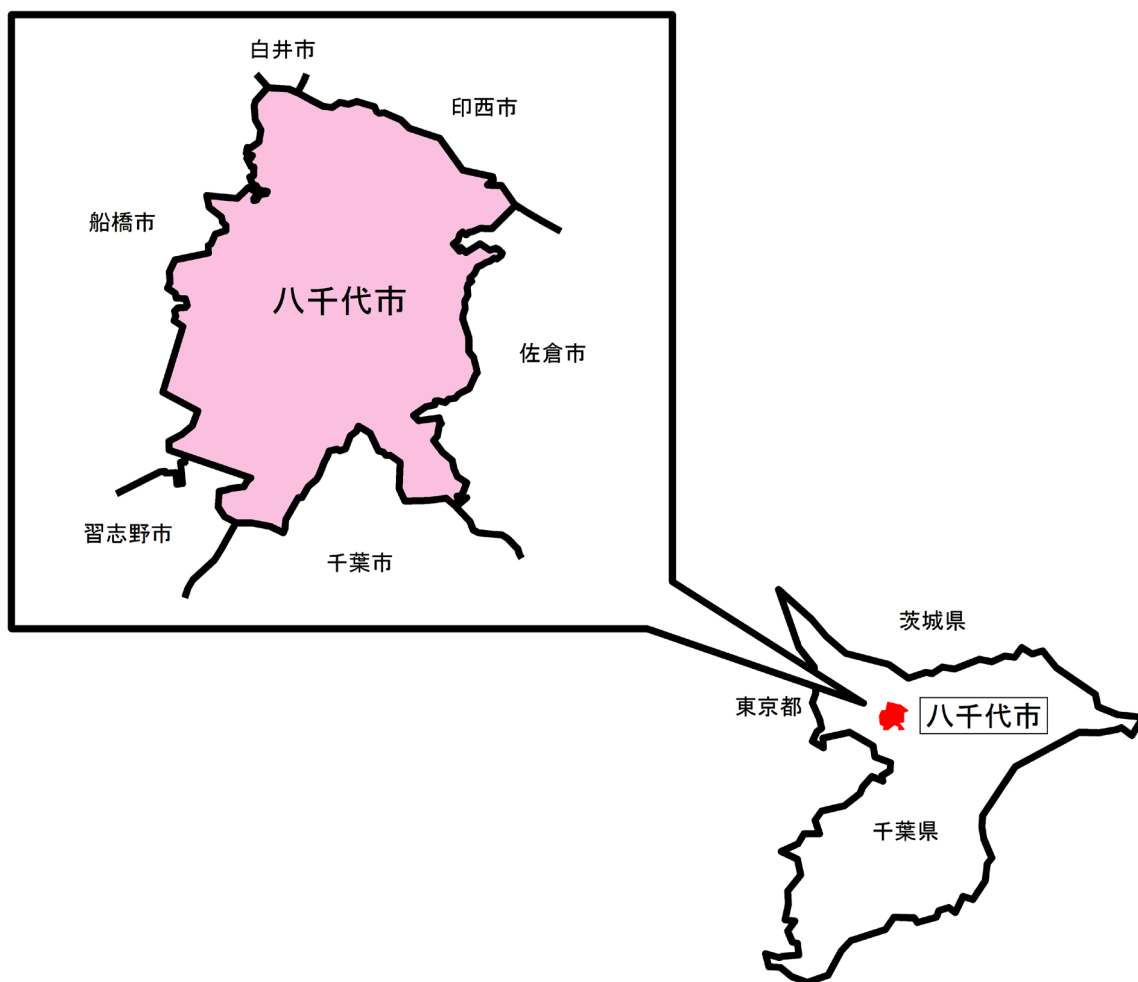


図2-1 本市の位置図

第2節 気候特性

本市における気温・降水量の推移を表2-1 及び図2-2 に示します。

平均気温は 16℃程度であり、最高気温は 37℃程度、最低気温は氷点下となります。また、降水量は近年大きく増減しています。

表2-1 気温・降水量の推移

区分	気温(℃)			降水量(mm)
	平均	最高	最低	
令和元年	15.9	37.2	-1.7	1,408.0
令和2年	16.0	36.8	-4.8	1,285.5
令和3年	16.0	36.0	-3.0	1,607.0
令和4年	15.7	37.3	-3.8	1,130.0
令和5年	17.0	37.0	-3.6	1,207.5
1月	5.1	15.6	-3.6	17.0
2月	6.6	16.7	-3.4	34.0
3月	12.2	22.9	1.0	94.0
4月	15.6	25.4	5.6	45.5
5月	18.2	34.0	8.9	211.0
6月	22.5	30.9	14.2	263.0
7月	27.6	37.0	21.1	27.5
8月	28.6	35.5	24.4	104.5
9月	26.2	34.1	16.4	234.0
10月	18.4	29.8	9.5	101.5
11月	14.1	26.0	4.7	51.0
12月	8.8	22.7	-0.2	24.5

資料：八千代市統計書

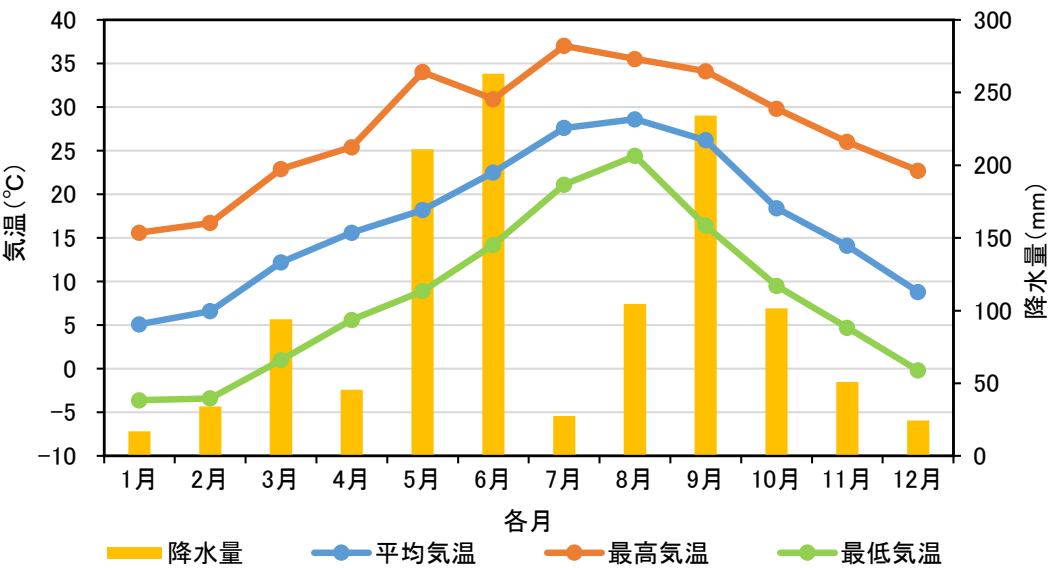


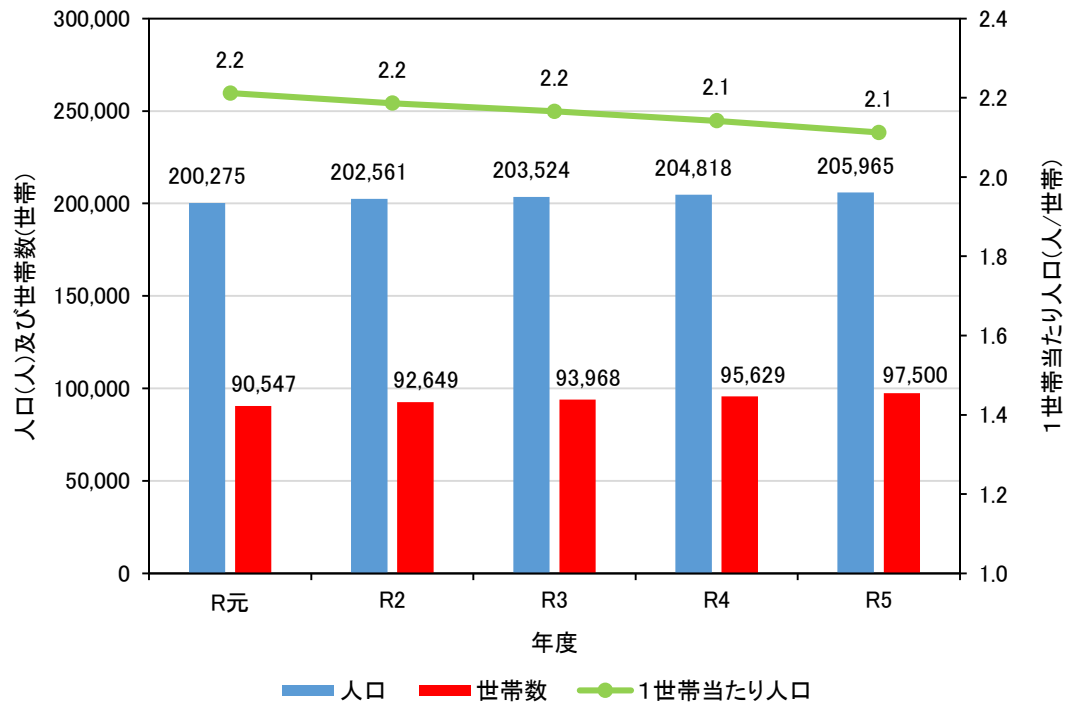
図2-2 令和5年の気温・降水量の推移

第2章 社会環境の動態

第1節 人口動態

本市の人口及び世帯数の推移を図2-3 に示します。

人口と世帯数はやや増加傾向ですが、1世帯当たりの人員は減少傾向を示しています。



資料:八千代市統計書

図2-3 人口及び世帯数の推移

第2節 年齢3区分別人口

本市の人口構成を表2-2及び図2-4に示します。

一般的に65歳以上の人口が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」と呼びます。本市においては、令和5（2023）年度の65歳以上の高齢者人口は24.8%であり、超高齢社会となっています。

表2-2 人口構成の推移

（単位：人）

区分	15歳未満		15～64歳		65歳以上		合計
令和元年度	25,949	13.0%	124,183	62.0%	50,143	25.0%	200,275
令和2年度	26,002	12.8%	126,066	62.2%	50,493	24.9%	202,561
令和3年度	25,704	12.6%	127,035	62.4%	50,785	25.0%	203,524
令和4年度	25,455	12.4%	128,475	62.7%	50,888	24.8%	204,818
令和5年度	25,013	12.1%	129,902	63.1%	51,050	24.8%	205,965

資料：八千代市統計書

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

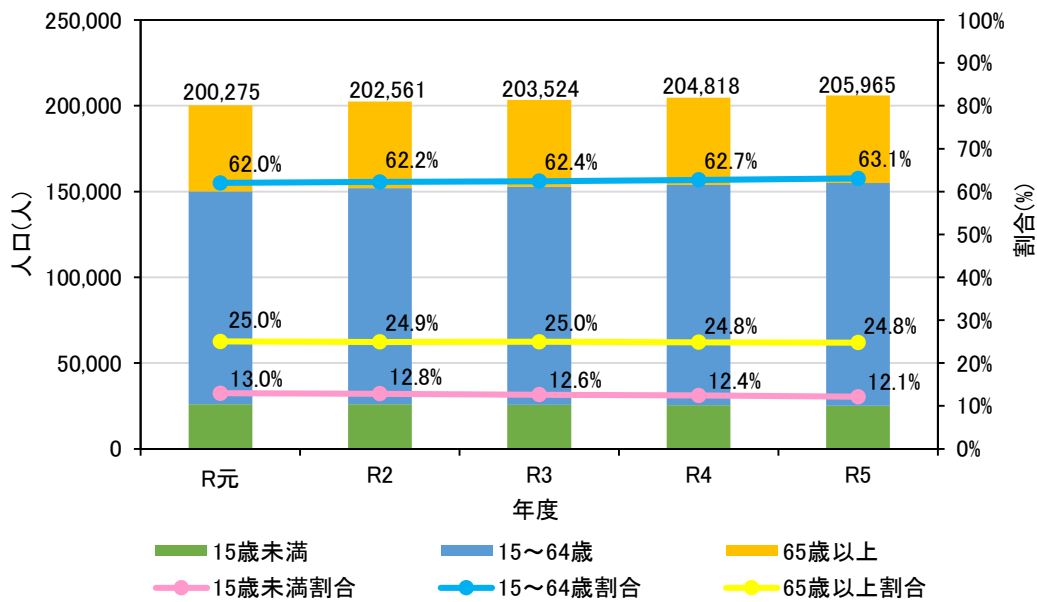


図2-4 人口構成の推移

第3節 産業構造

本市の産業別人口を表2-3 及び図2-5 に示します。
卸売・小売業やサービス業などの第三次産業人口が7割以上を占めています。

表2-3 産業（大分類）別人口^{*34}の推移 (単位:人)

区分	第一次産業人口		第二次産業人口		第三次産業人口		分類不能		合計
平成 12 年	1,486	1.8%	21,338	25.4%	60,770	72.2%	549	0.7%	84,143
平成 17 年	1,449	1.7%	18,994	22.1%	63,721	74.3%	1,636	1.9%	85,800
平成 22 年	1,046	1.2%	16,585	19.3%	63,128	73.5%	5,185	6.0%	85,944
平成 27 年	1,046	1.2%	16,636	19.4%	63,011	73.4%	5,146	6.0%	85,839
令和 2 年	943	1.1%	16,478	18.4%	68,815	76.8%	3,319	3.7%	89,555

資料:八千代市統計書

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

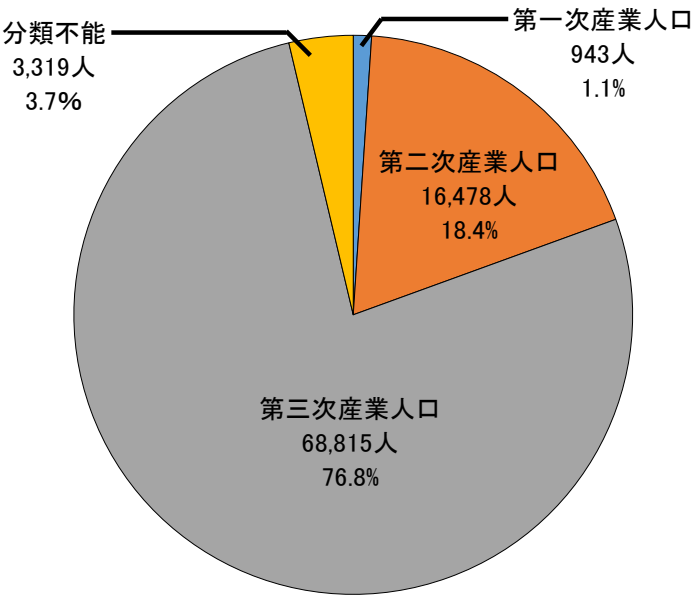
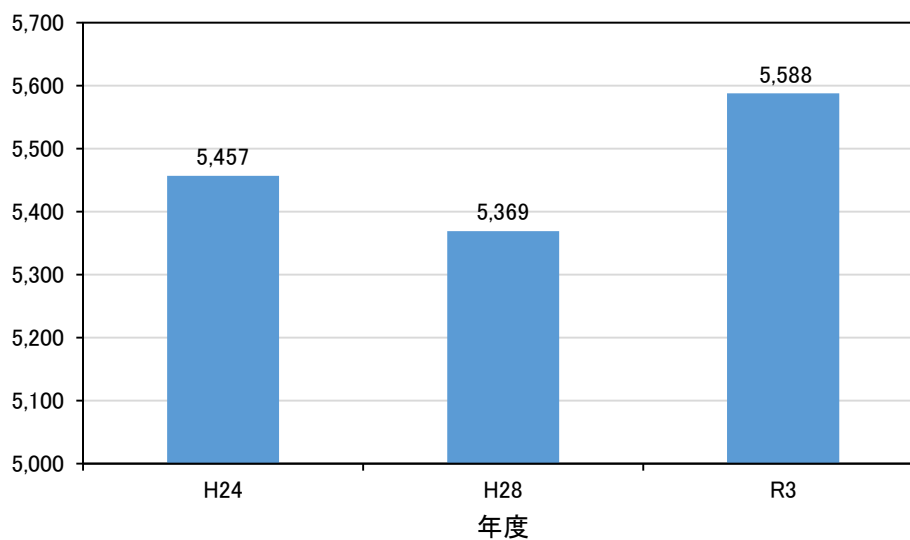


図2-5 産業（大分類）別人口の割合（令和2年度時点）

第4節 事業所数

本市の事業所数の推移を図2-6に示します。

経済センサス活動調査に基づく令和3（2021）年度の本市の事業所数は、5,588事業所で、増加傾向にあります。



※事業所数は、事業内容等不詳を含みます。

資料：総務省 経済センサス活動調査（平成24年、平成28年、令和3年）

図2-6 事業所数の推移

第5節 主要な交通

本市の主要な交通を図2-7に示します。

鉄道では、京成本線（八千代台駅、京成大和田駅、勝田台駅）が本市の南西から東に通っており、東葉高速線（八千代緑が丘駅、八千代中央駅、村上駅、東葉勝田台駅）が本市の東西を横断しています。また、主要な道路として国道16号が本市の南北を、国道296号が東西を横断しています。

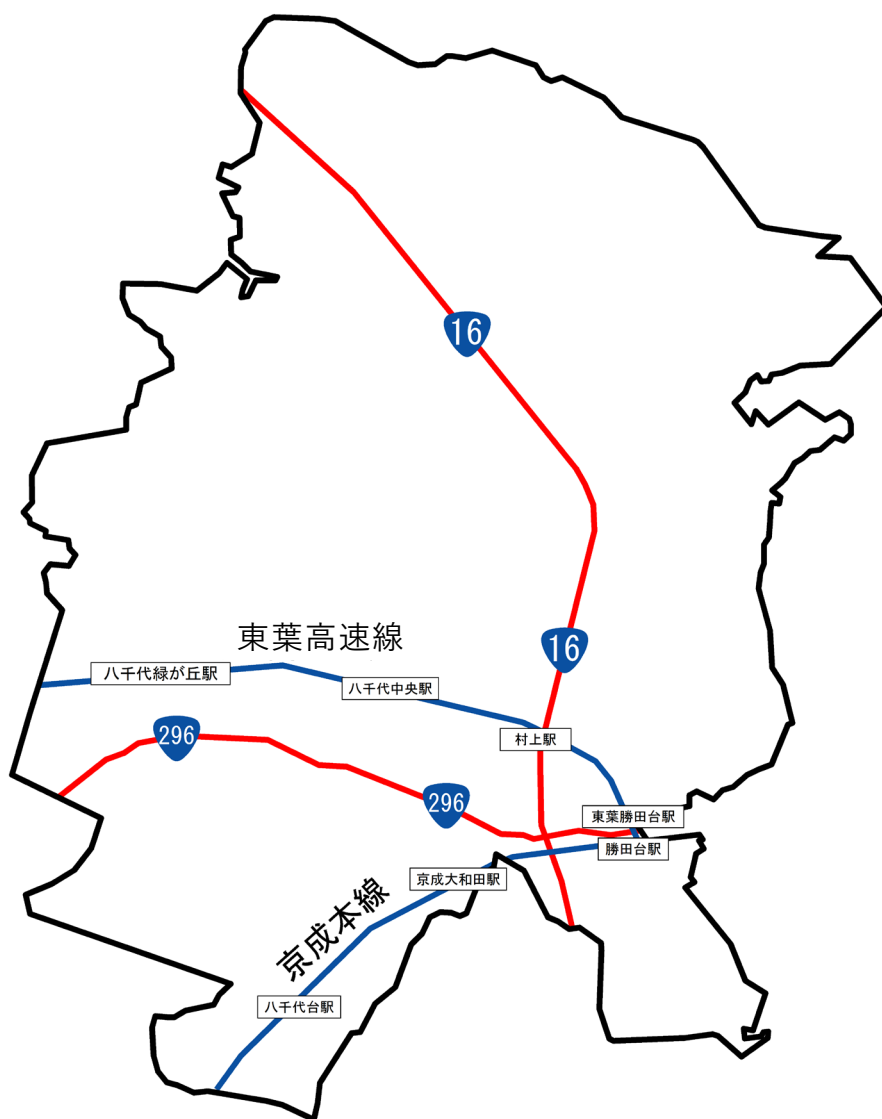


図2-7 主要な交通

第6節 土地利用の状況

本市の土地利用の状況を表2-4 及び図2-8 に示します。

総面積は令和5（2023）年1月1日時点で 5,139ha であり、そのうち約 36%を宅地が占めています。東京都内へのアクセスが容易であることから、ベッドタウンの性質が強くなっています。

表2-4 土地利用の状況（各年1月1日時点）

（単位：ha）

地目	令和元年		令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
田	580	11.3%	580	11.3%	579	11.3%	579	11.3%	578	11.2%
畑	685	13.3%	681	13.3%	676	13.2%	674	13.1%	669	13.0%
宅地	1,768	34.4%	1,778	34.6%	1,798	35.0%	1,814	35.3%	1,825	35.5%
山林	330	6.4%	328	6.4%	321	6.2%	319	6.2%	319	6.2%
原野	7	0.1%	7	0.1%	7	0.1%	7	0.1%	8	0.2%
雑種地	522	10.2%	516	10.0%	514	10.0%	501	9.7%	499	9.7%
その他	1,247	24.3%	1,249	24.3%	1,244	24.2%	1,245	24.2%	1,241	24.1%
総面積	5,139	100.0%	5,139	100.0%	5,139	100.0%	5,139	100.0%	5,139	100.0%

資料：八千代市統計書

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

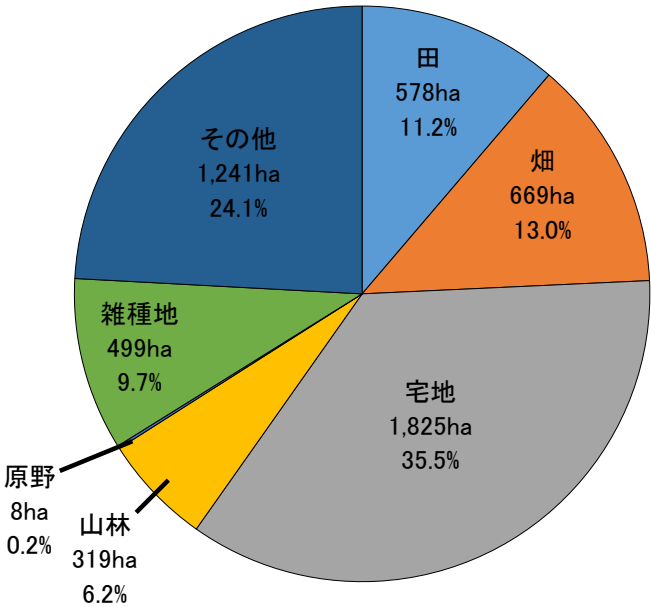


図2-8 土地利用の状況（令和5年1月1日時点）

第3部 ごみ処理基本計画

第1章 沿革

本市のごみ処理に係る沿革を表3-1に示します。

表3-1 本市のごみ処理に係る沿革

年	月	内容
昭和 32 年	7 月	・ 八千代町の直営事業で収集開始（収集車両 2t 車 1 台）
34 年	12 月	・ 焼却施設操業開始（処理能力 7.5t/日）
36 年		・ 「八千代町清掃条例」制定
40 年	7 月	・ 吉橋し尿処理場操業開始（処理能力 36kl/日）
42 年	1 月	・ 市制施行 ・ 収集方式変更、コンクリート製ごみ箱からポリバケツへ（週 1 回収集）
	6 月	・ 衛生公社にし尿収集業務を委託
43 年		・ ダストボックス導入 ・ 「八千代市清掃条例」制定
44 年	1 月	・ 清掃工場 1 号焼却炉竣工（処理能力 75t/日）
45 年		・ 清掃事務所設置 ・ 収集方式変更（一部週 2 回、危険物、粗大ごみ月 1 回収集） ・ 可燃物、不燃物の分別収集開始
	3 月	・ 犬猫専用焼却炉竣工
46 年		・ 清掃業務一部民間委託
47 年	4 月	・ 「八千代市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」制定 ・ 危険物月 2 回収集
48 年	1 月	・ 清掃工場 2 号焼却炉竣工（処理能力 75t/日）
	6 月	・ 埋立処分場使用開始（上高野 976 番地）
50 年	4 月	・ 収集方式変更、ポリバケツから袋へ（可燃物週 2 回、不燃物週 1 回収集）
51 年	3 月	・ 八千代市衛生センター竣工（処理能力 100kl/日）
52 年	6 月	・ ごみ減量運動（資源回収）開始
54 年	3 月	・ 第 2 次第Ⅰ期埋立処分場竣工（上高野 946 番地）
56 年	3 月	・ 清掃工場 3 号焼却炉竣工（処理能力 100t/日）
57 年	4 月	・ 第 2 次第Ⅱ期埋立処分場竣工（上高野 950 番地） ・ 専用ポリ袋使用開始及びダストボックスの撤収開始
	10 月	・ 粗大ごみ処理施設竣工（処理能力 50t/5h）
58 年	11 月	・ 清掃事務所から八千代市清掃センターへ名称変更
59 年	2 月	・ 不燃物週 2 回収集
	12 月	・ 有害ごみ分別収集開始
60 年	6 月	・ 市内全域、袋収集開始
62 年	6 月	・ 生ごみたい肥化容器購入者に補助金交付制度開始
63 年	8 月	・ 可燃物週 3 回、不燃物週 1 回収集に変更（新焼却炉稼働開始による）
平成 元年	2 月	・ 第 2 次第Ⅲ期埋立処分場竣工（上高野 966 番地）
	3 月	・ 1・2 号全連続式流動床炉竣工（処理能力 60 t / 日 × 2 基）
	4 月	・ 八千代市衛生センターに高度処理施設（リン除去設備）を建設
3 年	10 月	・ 公共施設で紙パック拠点回収開始
	11 月	・ クリーン推進課新設

年	月	内容
平成 4 年	4 月	・資源回収業者への協力金交付開始
5 年	2 月	・不法投棄監視員を委嘱
	7 月	・ふれあいプラザの温水プールへ給湯開始
	10 月	・資源回収モデル地区実施（高津東洋会自治会）
	12 月	・資源回収モデル地区実施（村上黒沢台自治会） ・空きびん保管施設竣工
6 年	3 月	・八千代市一般廃棄物最終処分場（第3次）竣工（上高野 1010 番地外）
	4 月	・「八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」施行 ・八千代市廃棄物減量等推進審議会 ^{*35} 設置
	7 月	・廃棄物減量等推進員 ^{*36} 委嘱（45 名）
	8 月	・生ごみたい肥化容器購入者への補助金交付再開
	9 月	・資源回収モデル地区実施（米本団地南自治会）
	10 月	・第1回八千代フリーマーケット開催
7 年	2 月	・空き缶選別処理施設竣工
	10 月	・資源回収モデル地区実施（勝田台・勝田地区）
8 年	1 月	・生ごみたい肥化容器購入費補助の対象容器に「電気式生ごみ処理機」を追加
	3 月	・八千代市衛生センター基幹整備（処理能力を 100kl/日から 40kl/日へ変更）
	10 月	・資源回収モデル地区実施（八千代台地区）
9 年	8 月	・ペットボトル拠点回収開始
	10 月	・第2次最終処分場埋立終了
10 年	1 月	・市内全域の資源物分別収集開始（5 分別収集開始） ・不燃ごみ、有害ごみ月1回収集に変更
	4 月	・「八千代市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」施行
	5 月	・新川周辺を市主催会場としたゴミゼロ運動開始
	7 月	・「八千代市ポイ捨て防止に関する条例」施行
	11 月	・「八千代市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例」施行
11 年	9 月	・「再くるくん協力店 ^{*37} 」制度開始
12 年		・有料指定ごみ袋制度開始
	7 月	・ペットボトル及び紙パック定期収集開始（週1回） ・白色トレイ拠点回収開始
13 年	3 月	・3号全連続式ストーカ炉竣工（処理能力 100t/日）
	9 月	・千葉県より「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「千葉県土砂等の埋立等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」に基づく立入検査権の市への権限付与
14 年	1 月	・不法投棄監視カメラ設置 ・不法投棄連絡員 ^{*38} 委嘱（5 名）
	4 月	・「八千代市クリーン基金条例」施行
	5 月	・不法投棄専用パトロール車導入
	7 月	・不法投棄連絡員委嘱（7 名）
	9 月	・ごみ及び生活排水処理に関する市民意識調査実施

年	月	内容
平成 14 年	10 月	・「八千代市不法投棄防止条例」施行 ・やちよごみマップ作成 ・ごみに関する事業所アンケート調査実施 ・1・2号焼却炉ダイオキシン類^{*39}対策改修工事終了 ・八千代市清掃センター内にて不燃ごみの再分別開始
	11 月	・「くらしとごみのシンポジウム」開催
15 年	5 月	・不法投棄受付専用電話設置
	6 月	・事業者向け「ごみ減量と適正処理」パンフレット作成
	7 月	・「八千代市一般廃棄物処理基本計画」策定 ・「廃棄物処理施設整備と運営方法の企画検討書」策定
	10 月	・不法投棄対策班新設
	12 月	・八千代市不法投棄対策連絡会議設置
16 年	2 月	・廃棄物手数料の見直し等に係るパブリックコメント実施
	3 月	・「リサイクルプラザのPFI的手法導入可能性調査報告書」策定
	12 月	・指定ごみ袋手数料改定
17 年	4 月	・事業系ごみ^{*40}搬入手数料改定
	7 月	・粗大ごみ処理有料化
	9 月	・「災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」締結 (八千代清掃事業協同組合)
18 年	2 月	・「循環型社会形成推進地域計画^{*41}」作成
	3 月	・旧3号焼却炉解体終了 ・ペットボトル減容施設竣工
	4 月	・ハッピーマンデーの可燃ごみ収集開始
19 年	3 月	・八千代市衛生センター改修工事竣工(脱臭設備更新)
20 年	3 月	・八千代市衛生センター改修工事竣工(沈砂除去装置、メタノール注入設備設置)
	12 月	・八千代市衛生センター焼却炉等改修工事竣工
21 年	6 月	・資源物の持ち取り防止のため「八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」を改正(罰則規定は同年10月から施行)
	12 月	・一般廃棄物最終処分場(第3次)改修工事竣工
23 年	1 月	・「第二期八千代市循環型社会形成推進地域計画」作成
	3 月	・「八千代市清掃センター長寿命化計画報告書」作成 ・「八千代市一般廃棄物処理基本計画」策定 ・「八千代市災害廃棄物処理計画」策定
	7 月	・八千代市清掃センターにおける廃食用油引き取り開始
	8 月	・指定ごみ袋10リットル(可燃ごみ専用)を導入
24 年	8 月	・公民館における廃食用油拠点回収開始
25 年	1 月	・ごみ減量に関する標語決定 「100グラム 毎日減らして きれいな八千代」
	3 月	・不法投棄専用パトロール車入替
	9 月	・焼却処理施設基幹的設備等改良工事^{*42}開始
26 年	2 月	・「災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」締結 (八千代資源回収事業協同組合)
	8 月	・「災害時における仮設トイレ等のし尿等の収集運搬に関する協定」締結 (株式会社森山工業)

年	月	内容
平成 27 年	9 月	・「災害時における仮設トイレ等のし尿等の収集運搬に関する協定」締結（八千代清掃事業協同組合）
28 年	3 月	・「八千代市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）」策定
	4 月	・「再くるくん協力店」制度見直し
	10 月	・不燃ごみ・有害ごみの同時収集開始（月 2 回）
29 年	3 月	・焼却処理施設基幹的設備等改良工事竣工
	8 月	・「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト ^{*43} 」へ参加（携帯電話・スマートフォンの窓口回収開始）
30 年	4 月	・「化粧品びん」の区分を不燃ごみから資源物へ変更 ・「食品ロス削減アクションプラン ^{*44} 」策定
31 年	3 月	・「一般廃棄物処理施設整備基本構想 ^{*45} 」策定
	4 月	・「アフターメダルプロジェクト ^{*46} 」へ参加（携帯電話・スマートフォンの窓口回収継続）
令和 元年	6 月	・一般廃棄物処理手数料改定のため「八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」改正
	10 月	・一般廃棄物処理手数料の改定（消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う改定） (1) し尿処理手数料 (2) 浄化槽汚泥処理手数料 (3) 動物の死体の処理手数料 (4) 事業系一般廃棄物処理手数料
2 年	1 月	・一般廃棄物処理手数料の改定 (1) 粗大ごみ処理手数料 八千代市清掃センターへ搬入するときの手数料を品目別の点数制から従量制（10 キログラムにつき 150 円）へ変更、収集するときの手数料に 900 円の区分を新設。 (2) 事業系一般廃棄物処理手数料
	3 月	・「八千代市一般廃棄物処理施設整備に関する方針」策定
	12 月	・「ゼロカーボンシティ」を宣言
3 年	1 月	・「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定」締結（公益社団法人船橋市清美公社）
	3 月	・「八千代市一般廃棄物処理基本計画」策定 ・「八千代市災害廃棄物処理計画」改定
4 年	12 月	・「ボトル t o ボトル」水平リサイクルに関する協定」締結（サントリー食品インターナショナル株式会社及びサントリーホールディングス株式会社）
5 年	3 月	・「八千代市公共施設等整備基金」創設に伴い、「クリーン基金」を廃止
6 年	3 月	・「八千代市し尿及び浄化槽汚泥処理に関する方針」策定
	11 月	・「プラスチック類の分別収集及び再商品化に係る方針（素案）」に係るパブリックコメント実施
7 年	2 月	・「プラスチック類の分別収集及び再商品化に係る方針」策定

第2章 ごみ処理の流れ

本市のごみ処理の流れを図3-1に示します。

本市で排出されたごみは、八千代市清掃センターで処理を行っており、処理に伴い発生した焼却残さ^{*47}及び処理後不燃物は、八千代市最終処分場へ埋立処分を行っています。また、資源物（中間処理^{*48}後資源物及び集団回収^{*49}を含む）は、資源化業者・指定法人に委託し、再資源化^{*50}を行っています。

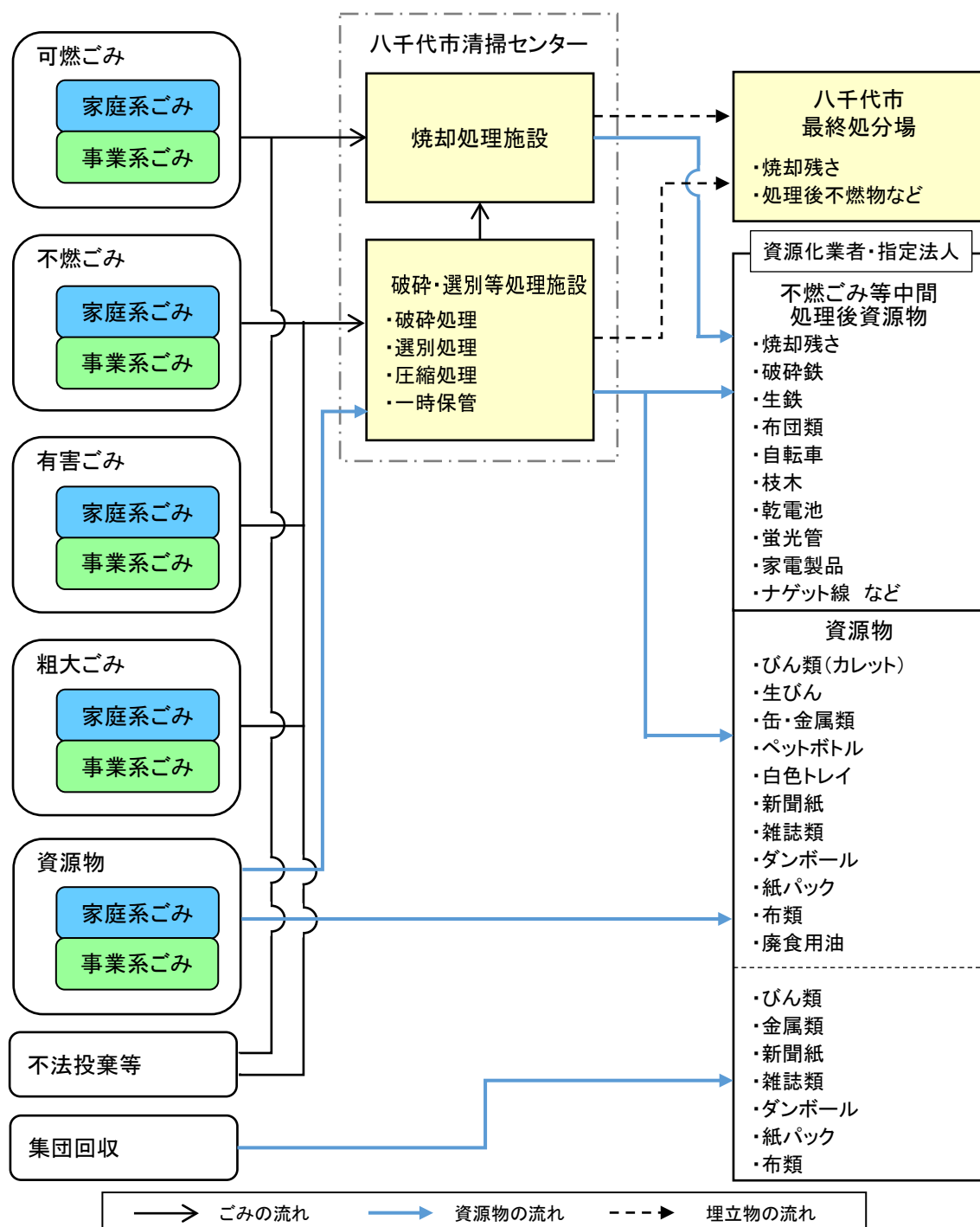


図3-1 ごみ処理の流れ

第3章 処理体制

第1節 収集運搬

1 家庭系ごみ

(1) 分別区分及び収集体制

家庭系ごみ^{*51}の分別区分と収集体制を表3-2、ごみ集積場所数の推移を表3-3に示します。

可燃ごみ及び資源物、粗大ごみは委託業者が収集しています。不燃ごみ及び有害ごみは令和3（2021）年度まで市職員による収集を行っていましたが、令和4（2022）年度から委託業者による収集を開始しました。

また、令和5（2023）年度のごみ集積場所数は6,489箇所、増加傾向で推移しています。

表3-2 家庭系ごみの分別区分と収集体制（令和6年4月現在）

区分	主な品目	排出方法	収集回数	収集方法	収集体制	
可燃ごみ	厨芥類 ^{*52} 資源物に出せない紙・布類 プラスチック類 革製品 草木類 など	指定ごみ袋 ※少量の枝木(太さ7 cm 以下で、長さ50cm 以下)は、ひもで束ねて排出	週3回	ステーション収集	委託	
不燃ごみ	小型電化製品 ガラス・陶磁器類 など	指定ごみ袋	月2回	ステーション収集	委託	
有害ごみ	乾電池 蛍光灯 水銀体温計 など	指定ごみ袋 ※乾電池は透明な袋での排出も可				
資源物	紙類 (新聞紙、雑誌類、ダンボール、雑がみ ^{*53})	ひもで十字に縛る ※雑がみは紙袋に入れての排出も可	週1回	ステーション収集	委託	
	布類					
	びん類					
	缶・金属類	コンテナ				
	ペットボトル	網袋	週1回	ステーション収集	市	
		回収ボックス	随時	拠点回収		
	紙パック	ひもで十字に縛る	週1回	ステーション収集	委託	
		回収ボックス	随時	拠点回収	市	
	白色トレイ	回収ボックス	随時	拠点回収		
廃食用油	回収ボックス	随時	拠点回収			
粗大ごみ	大型家具類、布団類、自転車、ソファ など ※指定ごみ袋(20 リットル用)の口が結べない、又は、はみ出してしまう大きさのもの	指定された日時・場所に粗大ごみ処理券を貼付し排出	リクエスト収集 ※事前申込が必要	戸別収集	委託	

※八千代市清掃センターへの自己搬入も受け入れています。また、枝木の剪定や引越し、大掃除等で多量に出たごみは集積場所での収集は行っておらず、八千代市清掃センターへの自己搬入又は八千代市一般廃棄物処理業許可業者による搬入の受け入れを行っています。

表3-3 ごみ集積場所数の推移

(単位:箇所)

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
集積場所数	5,643	5,740	5,856	5,908	6,043	6,155	6,258	6,373	6,489
前年度比増減数	-	97	116	52	135	112	103	115	116

(2) 家庭系ごみの有料化

1) 有料指定ごみ袋の処理手数料

本市では、平成 12 (2000) 年 7 月より、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみを対象とし、家庭系ごみの減量化や分別の促進、受益者負担の適正化を図るため、ごみ処理費用の一部を一般廃棄物処理手数料として負担していただく有料指定ごみ袋制度を導入しました。

平成 16 (2004) 年 12 月には、手数料を表 3-4 に示す金額に改定し、平成 23 (2011) 年 8 月には、10 リットルの可燃ごみ専用袋を導入しました。

表3-4 有料指定ごみ袋の手数料

指定ごみ袋の種類		手数料(税込)		1 枚当たり
可燃ごみ専用	10 リットル	170 円	1 組 20 枚	8.5 円
	20 リットル	120 円	1 組 10 枚	12 円
	30 リットル	180 円		18 円
	40 リットル	240 円		24 円
不燃・有害ごみ専用	20 リットル	120 円		12 円

2) 粗大ごみの処理手数料

平成 17 (2005) 年 7 月より、粗大ごみの処理においても品目に応じた有料化を実施しました。令和 2 (2020) 年 1 月には、八千代市清掃センターへ搬入するときの手数料を品目別の点数制から従量制(10 キログラムにつき 150 円)へ変更し、収集するときの手数料については、300 円、600 円に加えて 900 円の区分を新設しました。

(3) 市が収集・処理しない家庭系ごみ

市が収集・処理しない家庭系ごみを表 3-5 に示します。

収集・処理を行わない品目は、家電リサイクル法の対象品目や自動車リサイクル法の対象品目、適正処理困難物等が対象となっています。

なお、引越しや大掃除などに伴い多量に排出される一時多量ごみについては、市では収集ができないため、八千代市清掃センターへ事前連絡後に自己搬入するか、八千代市一般廃棄物処理業許可業者(以下、「許可業者」といいます。)に収集を依頼し処理を行うこととしています。

表3-5 市が収集・処理しない家庭系ごみ

品 目	処理方法
・家電リサイクル法の対象品目 テレビ(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式・有機EL式)、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	1. 買い換え時に販売店に引き取りを依頼する。 2. 許可業者又は電機商業組合加盟店等に処理を依頼する。 3. 自ら指定引取場所へ搬入する。
・資源有効利用促進法の対象品目 パソコン(ノート型、デスクトップ型本体・ディスプレイ)	製造・販売メーカーや認定事業者、一般社団法人パソコン3R推進協会等へ処理を依頼する。
・自動車リサイクル法の対象品目 自動車、自動車のパーツなど	自動車リサイクルシステムを利用する。
・二輪車リサイクルシステム ^{*54} の対象品目 原動機付自転車、軽二輪、小型二輪	二輪車リサイクルシステムを利用する。
・消火器	廃消火器リサイクルシステム ^{*55} を利用する。
・適正処理困難物	
1辺が2メートルを超えるもの (カーテンレール、物干しざお、じゅうたん、カーペットなどを除く)	許可業者に処理を依頼する。
著しく重い(大きい)もの(※1) (0.5坪超えの大型物置、重量が50キログラムを超えるものなど)	1. 専門業者に引き取りを依頼する。 2. 許可業者に処理を依頼する。
建築設備など、設置工事を伴うもの (洗面台、浴槽、流し台、便器、サッシ、玄関ドアなど)	工事を行った業者に処理を依頼する。
構造上、市で処理できないもの (スプリング入りベッドマットレス、ピアノ、電子オルガン、タイヤ、非金属タイヤチェーン、ガスボンベ、耐火金庫、オイルヒーター、大型健康器具<マッサージチェア等>、フロン含有の家電製品など)	1. 専門業者や販売店に引き取りを依頼する。 2. 許可業者に処理を依頼する。
危険物 (薬品、農薬、殺虫剤、ガソリン、灯油、バッテリー、爆発のおそれがあるもの、注射器等の感染のおそれがあるもの、有害な液体など)	専門業者や販売店に引き取りを依頼する。
その他 (石などの硬いもの、ボウリングの球、砂・土、焼却灰、塗料、液体・液状のもの、ペンキが残っている缶、増改築などに伴う建築廃材、石膏ボードなど)	1. 専門業者や販売店に引き取りを依頼する。 2. 許可業者に処理を依頼する。

※1 八千代市清掃センターへ自己搬入の場合に限り、処理が可能です。

2 事業系ごみ

廃棄物処理法において、飲食店や各種事務所、管理組合、ホテル、学校、官公庁等の事業活動に伴って発生した廃棄物は、事業者自らの責任において適正に処理しなければならないとされています。

廃棄物処理法で定められた産業廃棄物^{*56}以外の廃棄物（以下、「事業系一般廃棄物」といいます。）は、八千代市清掃センターで受け入れています。事業者は、自ら八千代市清掃センターに搬入するか、許可業者に処理を委託する必要があります。

なお、事業系ごみを搬入するときの処理手数料は令和2（2020）年1月から10キログラムにつき270円（税込）となっています。

表3-6 事業系ごみの処理方法

品 目	処理方法
事業系ごみ	事業活動に伴って排出されるごみは事業者の責任で適切に処理する。
事業系一般廃棄物	1. 八千代市清掃センターに自己搬入する。 2. 許可業者に処理を依頼する。
産業廃棄物	産業廃棄物処理業許可業者に処理を依頼する。

第2節 中間処理

1 焼却処理施設

焼却処理施設の概要を表3-7に示します。

本市で排出された可燃ごみは、平成26（2014）年～28（2016）年度に基幹的設備改良工事を実施した八千代市清掃センターの焼却処理施設1・2号炉と3号炉で処理され、焼却残さは一部を資源化処理するほか、場内の最終処分場で最終処分^{*57}されています。また、焼却の過程で発生した余熱は場内の給湯のほか、温水プールにおいても有効利用されています。

表3-7 焼却処理施設の概要

施 設 名 称	八千代市清掃センター 焼却処理施設1・2号炉	八千代市清掃センター 焼却処理施設3号炉
所 在 地	八千代市上高野 1384 番地 7	
竣 工	平成元年3月	平成13年3月
ダイオキシン類削減恒久対策工事	平成11年度～平成14年度	—
基幹的設備等改良工事	平成26年度～平成28年度	
処 理 方 式	全連続式流動床炉	全連続式ストーカ炉
処 理 能 力	60t/24h × 2基	100t/24h
余 熱 利 用	場内給湯・温水プールへの熱供給	
灰 処 理 方 式	加熱脱塩素化処理＋セメント固化＋薬剤処理	

2 粗大ごみ処理施設

粗大ごみ処理施設の概要を表3-8に示します。

本市で発生した粗大ごみは、昭和57（1982）年10月に竣工した八千代市清掃センター粗大ごみ処理施設で破碎し、鉄を磁気選別し、選別後の破碎残さは焼却処理されています。

表3-8 粗大ごみ処理施設の概要

施設名称	八千代市清掃センター 粗大ごみ処理施設
所在地	八千代市上高野 1384 番地7
竣工	昭和 57 年 10 月
処理能力	50t/5h
処理方式	破碎方法:横型回転式衝撃破碎 選別方法:電磁式吊下型磁選機(磁性物) 風力選別機、回転ふるい(非磁性物)

第3節 最終処分

最終処分場の概要を表3-9に示します。

本市の最終処分場は、昭和48（1973）年6月から第1次、第2次と整備され、それぞれ埋立が終了したため、第3次最終処分場が整備されました。

第3次最終処分場は平成7（1995）年11月から埋立を開始しましたが、平成10（1998）年に遮水工の損傷が確認されたため、埋立を中止しました。また、平成15（2003）年度から平成17（2005）年度にかけて処分場周囲に遮水壁の築造を主とする最終処分場遮水施設設置工事を実施し、平成18（2006）年度から平成21（2009）年度にかけて遮水構造や埋立容量の拡大を主とする最終処分場恒久対策工事を実施し、平成22（2010）年度から埋立を再開しています。

表3-9 最終処分場の概要

施設名称	八千代市一般廃棄物最終処分場(第3次)
所在地	八千代市上高野 1010 番地 1
竣工	平成6年3月
埋立開始	平成7年 11 月(平成 22 年4月再開)
処理方式	セル方式
埋立面積	12,300 m ²
埋立容量	141,000 m ³ (埋立予定期間:26 年)
浸出水処理施設	竣工:平成6年3月 浸出水処理能力:80 m ³ /日 浸出水処理方法:カルシウム除去→回転円板式生物処理→凝集沈殿 →砂ろ過処理→活性炭吸着処理→滅菌処理→放流

第4章 ごみ処理の現状

第1節 本市全域から発生するごみ量の推移

本市全域から発生するごみ量の推移を表3-10に示します。

平成26（2014）年度から令和5（2023）年度にかけて、本市の人口は11,527人増加しましたが、ごみ総排出量^{*58}は2,571t減少しました。

表3-10 本市全域から発生するごみ量の推移

区分	単位	実績									
		H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
人口	人	194,438	195,371	196,144	197,723	198,965	200,275	202,561	203,524	204,818	205,965
ごみ総排出量	t/年	56,853	56,974	56,466	55,727	55,210	56,295	56,889	57,183	56,123	54,282
ごみ排出量 ^{*59}	t/年	54,703	54,840	54,475	53,895	53,477	54,658	55,341	55,684	54,741	53,023
家庭系ごみ排出量	t/年	42,772	42,433	42,245	41,924	41,784	42,461	44,490	44,098	43,124	41,840
可燃ごみ	t/年	33,677	33,953	33,854	33,872	33,700	34,167	35,359	34,867	34,118	33,086
不燃ごみ	t/年	876	883	816	771	781	857	984	803	875	872
有害ごみ	t/年	64	64	67	58	58	59	62	58	58	52
粗大ごみ	t/年	951	647	645	668	1,017	1,141	1,306	1,793	1,671	1,627
資源物	t/年	7,204	6,885	6,862	6,555	6,228	6,238	6,780	6,576	6,402	6,203
事業系ごみ排出量	t/年	11,884	12,354	12,168	11,922	11,642	12,146	10,813	11,549	11,572	11,139
可燃ごみ	t/年	11,534	11,979	11,844	11,523	11,390	11,711	10,435	11,191	11,351	11,022
不燃ごみ	t/年	1	2	2	3	1	8	2	0	0	1
有害ごみ	t/年	2	1	2	1	1	2	1	1	1	1
粗大ごみ	t/年	347	371	320	395	249	426	374	357	219	115
その他排出量	t/年	47	53	62	49	52	51	38	37	44	44
不法投棄	t/年	21	21	24	14	15	19	16	14	15	13
ボランティア	t/年	26	32	38	34	36	33	22	24	30	31
集団回収量	t/年	2,150	2,134	1,991	1,832	1,732	1,637	1,548	1,499	1,382	1,259
1人1日当たりのごみ総排出量	g/人・日	801.1	796.8	788.7	772.2	760.2	768.0	769.4	769.8	750.7	720.1
ごみ排出量	g/人・日	770.8	766.9	760.9	746.8	736.4	745.7	748.5	749.6	732.2	703.4
家庭系ごみ排出量	g/人・日	602.7	593.4	590.1	580.9	575.4	579.3	601.7	593.6	576.8	555.0
事業系ごみ排出量	g/人・日	167.5	172.8	170.0	165.2	160.3	165.7	146.2	155.5	154.8	147.8
その他排出量	g/人・日	0.7	0.7	0.9	0.7	0.7	0.7	0.5	0.5	0.6	0.6
集団回収量	g/人・日	30.3	29.8	27.8	25.4	23.9	22.3	20.9	20.2	18.5	16.7
1日当たりの事業系ごみ排出量	t/日	32.6	33.8	33.3	32.7	31.9	33.2	29.6	31.6	31.7	30.4

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

※粗大ごみについては、八千代市清掃センターに直接搬入される家庭系粗大ごみの計量方法が令和2年1月から変更となったことに伴い、令和3年度から排出量の計上方法を変更したため、以降の排出量は過年度よりも値が増加しています。

第2節 ごみ排出量

ごみ排出量の推移を図3-2に示します。

令和5（2023）年度の本市全域から発生したごみ排出量は53,023 tであり、平成26（2014）年度から平成30（2018）年度までは概ね減少傾向にありましたが、令和元（2019）年度から増加傾向に転じ、令和4（2022）年度から再び減少傾向に転じました。

この要因としては、令和元（2019）年度の台風第15号及び第19号等による災害廃棄物^{*60}の発生や、新型コロナウイルス感染拡大の影響により増加し、令和4（2022）年度以降は新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う外出自粛の緩和等により減少したと考えられます。

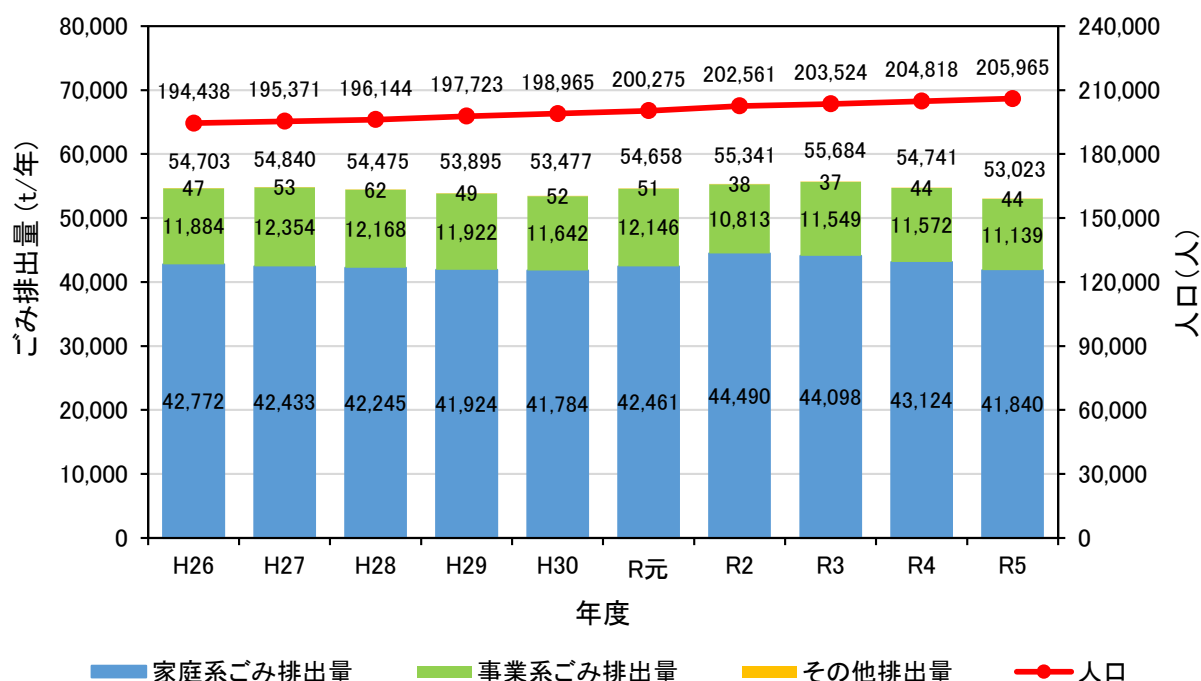


図3-2 ごみ排出量の推移

表 3-11 本市が対象に含まれる新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の期間

種別	期間
緊急事態宣言	令和2年4月7日～令和2年5月25日
緊急事態宣言	令和3年1月8日～令和3年3月21日
まん延防止重点措置	令和3年4月28日～令和3年7月1日
まん延防止重点措置	令和3年7月19日～令和3年8月1日
緊急事態宣言	令和3年8月2日～令和3年9月30日
まん延防止重点措置	令和4年1月21日～令和4年3月21日

第3節 家庭系ごみ排出量

家庭系ごみ排出量の推移を表3-12及び図3-3に示します。

令和5（2023）年度の家庭系ごみ排出量は41,840 tであり、平成26（2014）年度から平成30（2018）年度までは概ね減少傾向にありましたが、令和元（2019）年度から増加傾向に転じました。特に、令和元（2019）年度から令和2（2020）年度にかけては、全ての区分のごみが増加しました。

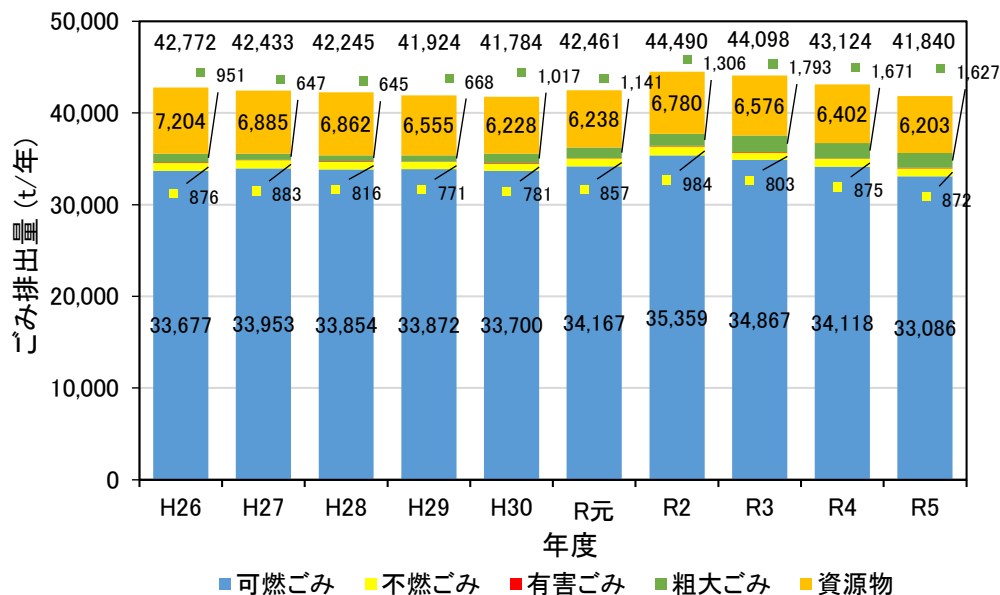
全ての区分のごみが増加した要因としては、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う外出自粛などにより、外食が控えられ、家庭内での食事の機会が増えたことや、大掃除等により発生した片付けごみの排出量が増加したことなどが考えられます。

表3-12 家庭系ごみ排出量の推移

（単位：t/年）

区分	実績									
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
可燃ごみ	33,677	33,953	33,854	33,872	33,700	34,167	35,359	34,867	34,118	33,086
不燃ごみ	876	883	816	771	781	857	984	803	875	872
有害ごみ	64	64	67	58	58	59	62	58	58	52
粗大ごみ	951	647	645	668	1,017	1,141	1,306	1,793	1,671	1,627
資源物	7,204	6,885	6,862	6,555	6,228	6,238	6,780	6,576	6,402	6,203
計	42,772	42,433	42,245	41,924	41,784	42,461	44,490	44,098	43,124	41,840

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。



※「有害ごみ」の値は、表3-12のとおりとなります。

図3-3 家庭系ごみ排出量の推移

第4節 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量の推移を表3-13及び図3-4に示します。

令和5（2023）年度の事業系ごみ排出量は11,139tであり、平成26（2014）年度から令和元（2019）年度までは概ね横ばい傾向にありましたが、令和2（2020）年度は前年度と比較して11％減少しました。その後、令和3（2021）年度に再び増加し、令和5（2023）年度は減少しました。

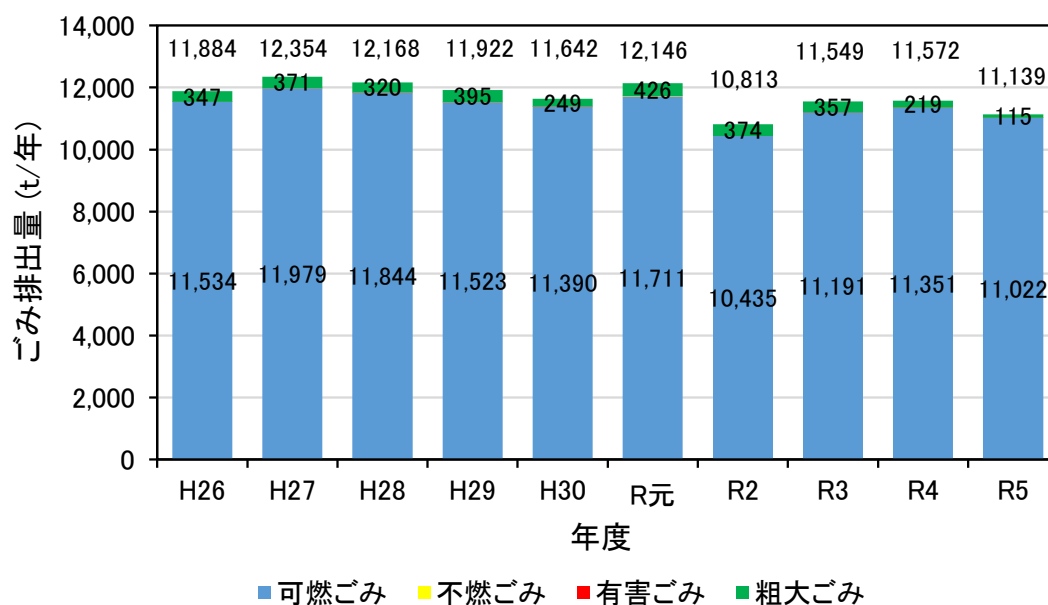
令和2（2020）年度に大きく減少した要因としては、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言やまん延防止対策の重点区域に指定され、飲食店の営業時間が短縮されるなど、事業活動が制限されたことが考えられます。

表3-13 事業系ごみ排出量の推移

（単位：t/年）

区分	実績									
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
可燃ごみ	11,534	11,979	11,844	11,523	11,390	11,711	10,435	11,191	11,351	11,022
不燃ごみ	1	2	2	3	1	8	2	0	0	1
有害ごみ	2	1	2	1	1	2	1	1	1	1
粗大ごみ	347	371	320	395	249	426	374	357	219	115
計	11,884	12,354	12,168	11,922	11,642	12,146	10,813	11,549	11,572	11,139

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。



※「不燃ごみ」「有害ごみ」の値は、表3-13のとおりとなります。

図3-4 事業系ごみ排出量の推移

第5節 1人1日当たりのごみ排出量

1人1日当たりのごみ排出量の推移を図3-5、1日当たりの事業系ごみ排出量の推移を図3-6に示します。

令和5（2023）年度の1人1日当たりのごみ排出量は703g/人・日であり、そのうち家庭系ごみ排出量は555g/人・日です。

本市の1人1日当たりのごみ排出量は、平成26（2014）年度から平成30（2018）年度まで減少傾向にあり、令和元（2019）年度以降、災害廃棄物の発生や新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う外出自粛等の影響により令和3（2021）年度まで一時的に増加傾向に転じましたが、平成26（2014）年度比で約1割減量化されています。

また、1人1日当たりの集団回収量は、平成26（2014）年度から減少傾向にあり、1日当たりの事業系ごみ排出量は、平成26（2014）年度から概ね横ばいで推移しています。

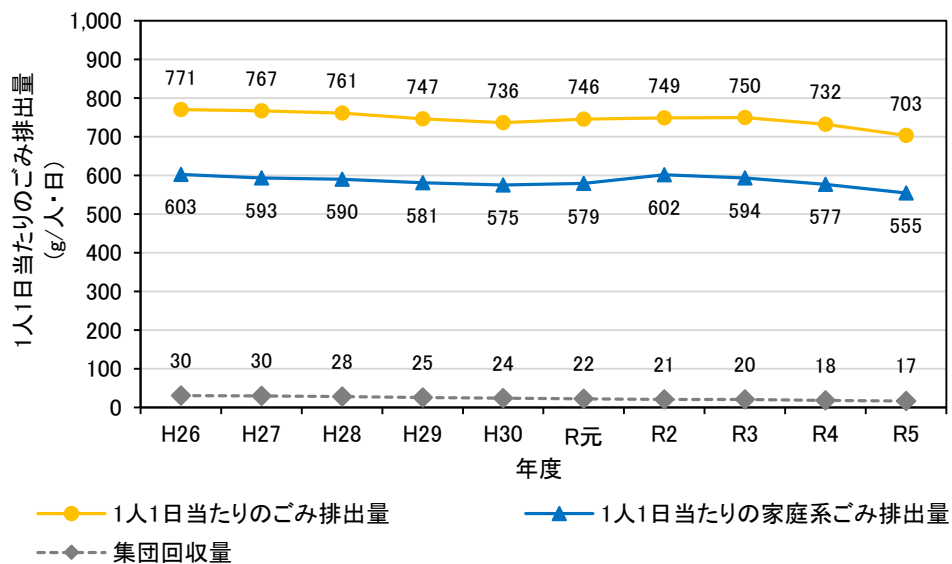


図3-5 1人1日当たりのごみ排出量の推移

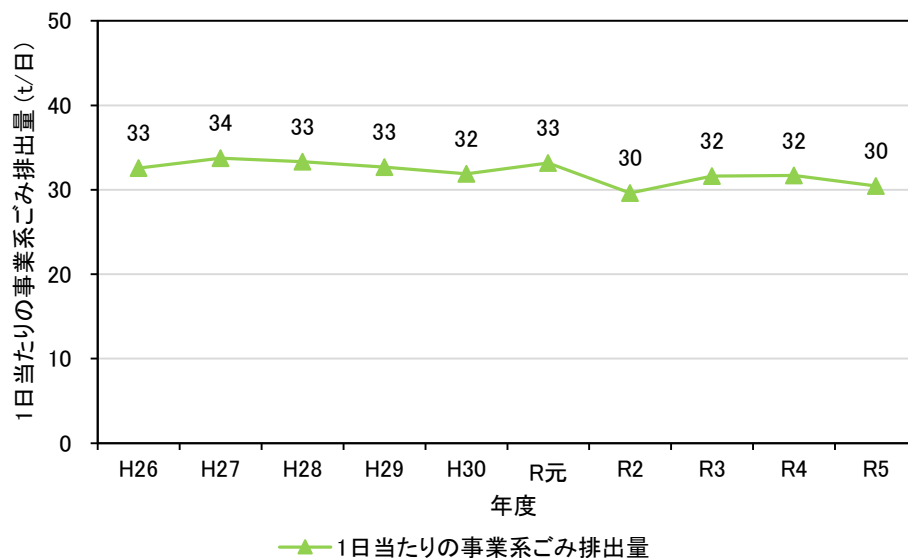


図3-6 1日当たりの事業系ごみ排出量の推移

第6節 収集運搬

主体別収集量の推移を表3-14に示します。

家庭系ごみの収集は委託業者が、事業系ごみの収集は許可業者が行っています。家庭系ごみのうち不燃ごみ及び有害ごみについては、令和3（2021）年度まで市職員が収集を行っていましたが、令和4（2022）年度から委託業者による収集を開始しました。

委託収集量は、平成26（2014）年度から平成30（2018）年度まで減少傾向にありましたが、令和元（2019）年度から令和2（2020）年度にかけて増加し、令和3（2021）年度以降は減少しました。

許可収集量は、平成26（2014）年度から令和5（2023）年度まで増減を繰り返しています。

直接搬入量は、令和3（2021）年度以降に大幅に増加していますが、令和2（2020）年1月から八千代市清掃センターに直接搬入される家庭系粗大ごみの計量方法を変更したことに伴い、令和3（2021）年度から計上方法を変更したことによるものです。

表3-14 主体別収集量の推移

（単位：t/年）

区分	実績									
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
市	792	801	762	720	728	774	887	708	－	－
委託	41,192	41,140	41,041	40,792	40,304	40,846	42,622	41,824	41,585	40,302
許可	10,550	10,967	10,937	10,716	10,661	10,874	9,544	10,247	10,119	9,834
直接搬入	家庭系	785	490	438	409	748	838	978	1,563	1,536
	事業系	395	432	443	456	384	533	501	531	651
その他	988	1,011	854	803	652	793	809	811	850	756
合計	54,703	54,840	54,475	53,895	53,477	54,658	55,341	55,684	54,741	53,023

※その他は、公共施設から排出されたごみ、災害や火災等に罹災し発生したごみ、不法投棄やボランティア清掃等により発生したごみの収集量です。

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

第7節 中間処理

中間処理量の推移を表3-15、図3-7、図3-8に示します。

ごみ焼却対象量^{*61}は、平成27（2015）年度から平成30（2018）年度までは減少傾向にありましたが、令和元（2019）年度から増加傾向に転じ、令和4（2022）年度以降に再び減少傾向に転じました。

破碎選別等処理量は、増減を繰り返しています。

表3-15 中間処理量の推移

（単位：t/年）

区分	実績									
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
ごみ焼却対象量	46,171	46,927	46,753	46,459	46,291	47,167	47,254	47,535	47,012	45,633
可燃ごみ	45,212	45,933	45,698	45,395	45,090	45,878	45,794	46,058	45,470	44,108
処理後可燃物	959	994	1,054	1,064	1,201	1,290	1,460	1,477	1,542	1,525
破碎選別等 処理量	4,904	4,557	4,584	4,430	4,588	4,975	5,402	5,641	5,413	5,119
不燃ごみ	877	885	818	774	782	864	985	803	875	873
有害ごみ	65	65	69	60	60	61	63	60	59	53
粗大ごみ	1,298	1,018	965	1,062	1,266	1,566	1,680	2,150	1,891	1,742
資源物	2,645	2,566	2,715	2,521	2,466	2,468	2,661	2,616	2,575	2,439
不法投棄	14	13	13	8	10	12	11	9	9	8
ボランティア	5	10	5	4	5	3	2	3	3	3
合計	50,115	50,490	50,282	49,824	49,678	50,852	51,196	51,699	50,882	49,227

※処理後可燃物の量については、破碎選別等処理量に含まれているため、中間処理量合計からは除くものとします。

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

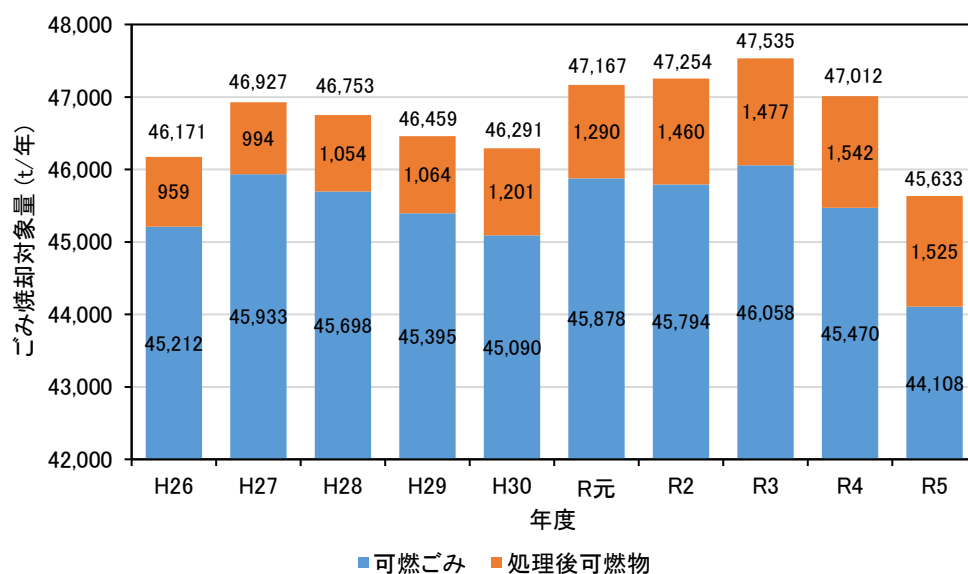
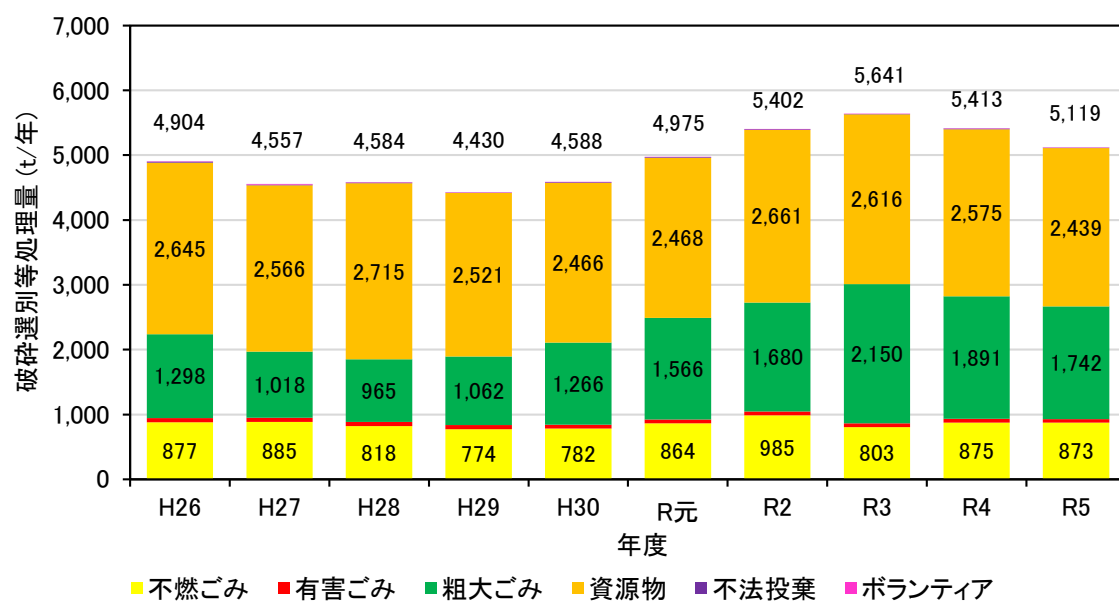


図3-7 中間処理量（ごみ焼却対象量）の推移



※「有害ごみ」「不法投棄」「ボランティア」の値は、表3-15 のとおりとなります。

図3-8 中間処理量（破碎選別等処理量）の推移

第8節 最終処分

最終処分量の推移を表3-16 及び図3-9 に示します。

覆土等を含めない最終処分量は、平成 26（2014）年度から平成 30（2018）年度まで増減を繰り返していますが、令和元（2019）年度以降は増加傾向にあります。また、令和 5（2023）年度 of 最終処分率は 7.4%であり、平成 26（2014）年度からやや増加傾向にあります。

なお、平成 28（2016）年度に最終処分量が減少している要因としては、平成 26（2014）年度から平成 28（2016）年度にかけて実施した焼却処理施設の基幹的設備等改良工事により、可燃ごみの一部の処理を外部委託したことが挙げられます。

表3-16 最終処分量の推移

（単位：t/年）

区分	実績									
	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
最終処分量	2,713	3,799	2,315	3,657	3,712	3,026	3,182	3,297	3,967	4,033
焼却残さ	2,343	3,421	1,948	3,292	3,377	2,688	2,749	2,929	3,660	3,743
成形品	2,091	2,439	1,433	2,901	2,834	2,637	2,129	2,632	2,102	2,452
主灰	0	585	9	4	136	0	574	64	1,133	1,070
残さ	252	397	507	387	408	50	46	232	425	221
不燃ごみ等処理後残さ	370	378	366	365	335	338	432	369	307	290
中間不燃	370	378	366	365	335	338	432	369	307	290
排出処理困難物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
最終処分率	4.8%	6.7%	4.1%	6.6%	6.7%	5.4%	5.6%	5.8%	7.1%	7.4%
最終処分量(覆土等を含む)	4,178	6,265	3,439	4,960	4,391	3,511	4,063	4,001	4,659	4,578
覆土等	1,465	2,466	1,124	1,303	679	485	881	704	692	545
覆土	1,465	2,413	986	1,218	620	485	881	704	692	545
碎石	0	54	138	85	59	0	0	0	0	0

※最終処分率の算出方法を変更したため、「廃棄物行政の概要」や計画（改訂前）の数値と一致しません。

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

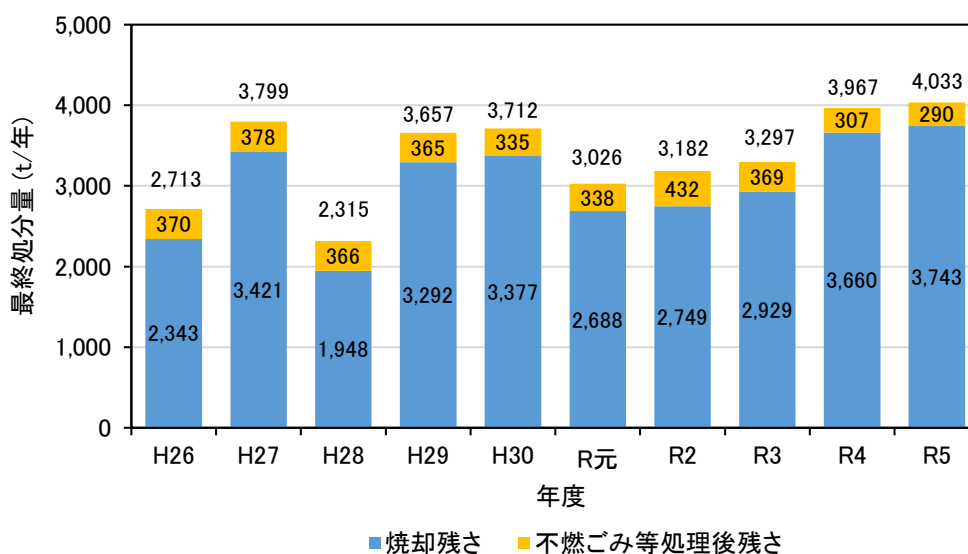


図3-9 最終処分量の推移

第9節 ごみの減量化・リサイクル

1 リサイクル量の推移

リサイクル量及びリサイクル率^{*62}の推移を表3-17 及び図3-10 に示します。

令和5(2023)年度のリサイクル量は9,693 t、リサイクル率は17.9%であり、平成26(2014)年度から減少傾向にあります。リサイクル量が減少している要因として、ペーパーレス化の推進による集団回収量や資源化量の減少が考えられます。

表3-17 リサイクル量及びリサイクル率の推移

(単位:t/年)

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
リサイクル量 (集団回収を除く)	10,219	9,051	9,610	9,741	9,044	9,712	10,502	10,036	8,762	8,434
資源物	7,204	6,885	6,862	6,555	6,228	6,238	6,780	6,576	6,402	6,203
不燃ごみ・粗大ごみ等 中間処理後資源物	3,015	2,166	2,748	3,186	2,816	3,474	3,722	3,460	2,360	2,231
焼却残さ	1,867	1,046	1,899	2,099	1,860	2,459	2,576	2,322	1,370	1,370
金属類・その他	1,148	1,120	849	1,087	956	1,015	1,146	1,137	990	862
リサイクル率 (集団回収を除く)	18.7%	16.5%	17.6%	18.1%	16.9%	17.8%	19.0%	18.0%	16.0%	15.9%
集団回収量	2,150	2,134	1,991	1,832	1,732	1,637	1,548	1,499	1,382	1,259
リサイクル量	12,368	11,185	11,601	11,573	10,777	11,350	12,050	11,535	10,143	9,693
リサイクル率	21.8%	19.6%	20.5%	20.8%	19.5%	20.2%	21.2%	20.2%	18.1%	17.9%

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

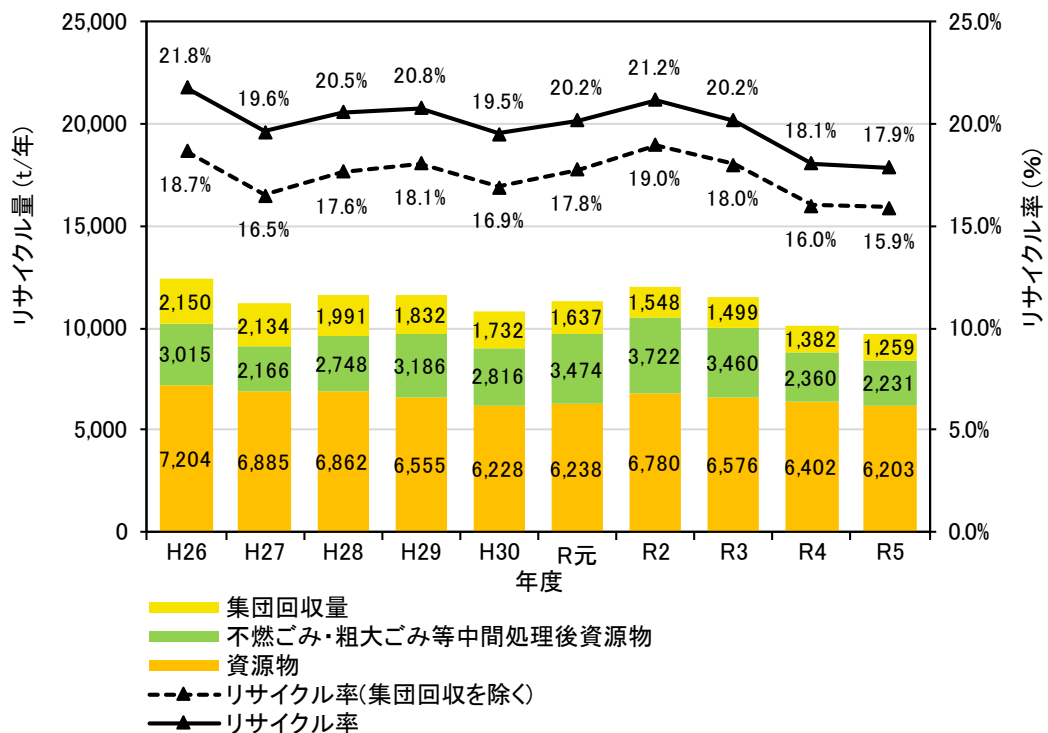


図3-10 リサイクル量及びリサイクル率の推移

2 集団回収

集団回収実績の推移を表3-18に示します。

集団回収は、市に登録した自治会やPTA、子ども会などの団体が、古紙、古布、缶類、びん類等の資源物を資源回収業者に売却し、その売却代金を活動費の一部とするものです。

本市では昭和52（1977）年6月から資源回収運動を推進しており、現在、資源回収実施団体に奨励金4円/kgを交付しています。また、資源回収業者に対しても平成4（1992）年4月から協力を交付しており、現在の協力金は4円/kgとなっています。

令和5（2023）年度の団体数は86団体、回収量は1,259tであり、回収量は平成26（2014）年度から減少傾向にあります。要因として、ペーパーレス化の推進による新聞や雑誌などの紙類の排出量の減少が考えられます。

表3-18 集団回収実績の推移

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
団体数	85	89	88	88	86	84	86	86	87	86
回収量	2,150t	2,134t	1,991t	1,832t	1,732t	1,637t	1,548t	1,499t	1,382t	1,259t

3 生ごみたい肥化容器等購入費補助金制度

本市では家庭から排出される生ごみの減量化に向けた取り組みとして、生ごみたい肥化容器等購入費補助金制度を平成6（1994）年8月から実施しており、購入者に対して一基につき3,000円を限度に購入価格の6割の補助金を交付しています。また、平成8（1996）年1月からは、電気式生ごみ処理機^{*63}も補助対象とし、平成12（2000）年4月からは電気式生ごみ処理機に対する補助金額の上限額を一基につき20,000円に引き上げ、購入を促進しています。

生ごみたい肥化容器等購入費補助基数実績の推移を表3-19、割合を図3-11に示します。

令和5（2023）年度の生ごみたい肥化容器数は9基、電気式生ごみ処理機は30基であり、平成26（2014）年度が最も多く、その後は増減を繰り返しています。また、生ごみたい肥化容器等購入費補助基数実績の割合を見ると、電気式生ごみ処理機の割合が増加傾向にあり、令和5（2023）年度は生ごみたい肥化容器が23%、電気式生ごみ処理機が77%となっています。

表3-19 生ごみたい肥化容器等購入費補助基数実績の推移

（単位：基）

区分	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
生ごみたい肥化容器	36	32	19	20	19	24	7	14	18	9
EM容器	27	22	6	8	11	13	5	5	3	0
コンポスト	9	10	13	12	8	11	2	9	15	9
電気式生ごみ処理機	12	14	11	17	19	20	24	25	24	30
合計	48	46	30	37	38	44	31	39	42	39

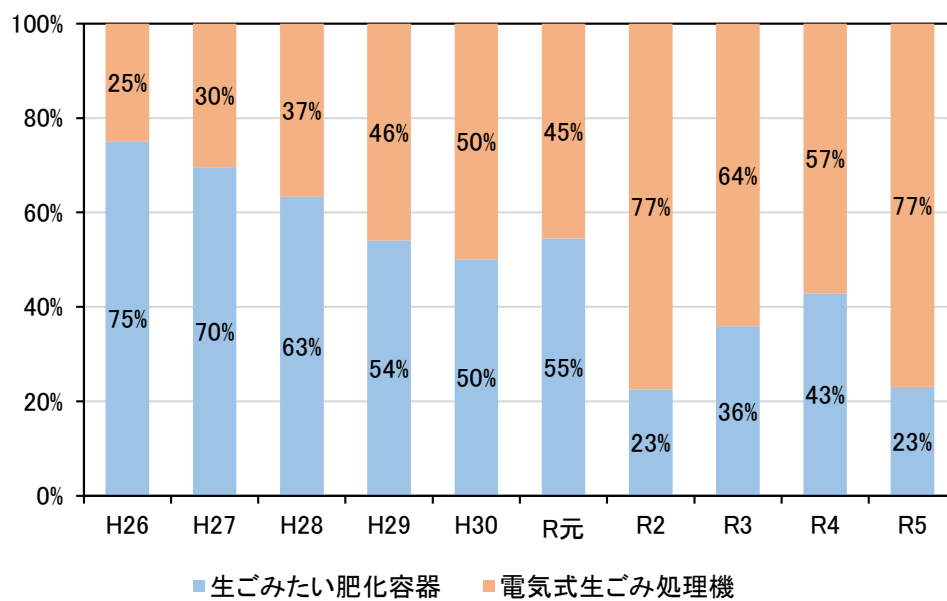


図3-11 生ごみたい肥化容器等購入費補助基数の割合

第10節 ごみ質

ごみの組成割合を表3-20に示します。

令和5（2023）年度の可燃ごみの組成割合は、紙類が過去10年間で最大となっており、草木類、プラスチック及びその他は、平成26（2014）年度以降から概ね減少傾向にあります。

令和5（2023）年度の不燃ごみの組成割合は、平成26（2014）年度以降から金属類は概ね増加傾向、不燃系その他は概ね減少傾向にあります。

表3-20 ごみの組成割合

（単位：％）

区分		H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	平均	
可燃ごみ	紙類	19.5	22.2	19.4	19.0	23.6	33.1	33.5	34.6	34.4	39.8	27.9	
	布類	9.0	7.1	9.3	11.5	8.6	7.1	5.9	5.2	7.1	7.6	7.8	
	厨芥類	25.5	24.6	24.3	24.9	21.5	25.2	24.7	32.2	29.4	22.7	25.5	
	草木類	14.3	14.0	15.8	16.2	15.2	10.1	8.6	5.4	7.0	8.1	11.5	
	プラスチック	27.1	28.3	27.9	24.3	27.7	20.1	22.8	18.6	18.4	18.8	23.4	
	その他	4.0	3.4	2.7	2.5	2.9	3.1	3.1	2.1	2.7	2.1	2.9	
	不燃ごみ	0.6	0.4	0.6	1.6	0.5	1.3	1.4	1.9	1.0	1.0	1.0	
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
不燃ごみ	不燃系	金属類	25.4	18.4	25.2	24.3	22.4	23.1	30.7	33.2	28.6	31.4	26.3
		ガラス類	16.3	12.2	10.3	13.6	9.9	13.8	15.1	12.9	13.3	13.2	13.1
		不燃系その他	26.8	35.5	27.7	27.7	30.7	29.3	27.2	23.8	22.5	24.3	27.6
		小計	68.5	66.1	63.2	65.6	63.0	66.2	73.0	69.9	64.4	68.9	66.9
	可燃系	紙類	1.0	1.0	1.1	1.5	0.9	1.2	0.4	0.4	0.7	0.4	0.9
		プラスチック	29.1	30.6	32.6	31.2	34.4	29.7	23.4	28.4	32.8	29.1	30.1
		可燃系その他	1.4	2.3	3.1	1.7	1.7	2.9	3.2	1.3	2.1	1.7	2.1
		小計	31.5	33.9	36.8	34.4	37.0	33.8	27.0	30.1	35.6	31.2	33.1
	合計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

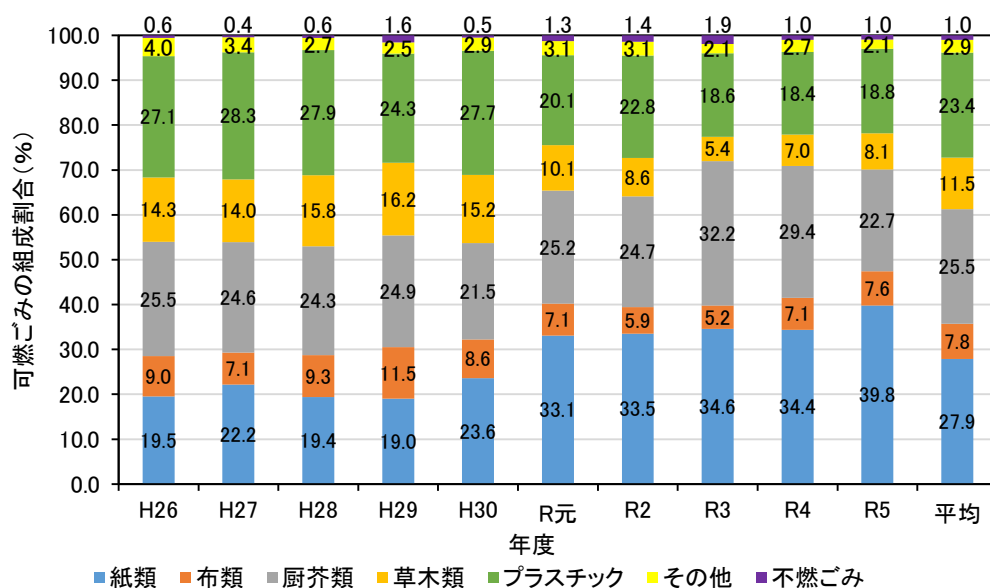


図3-12 可燃ごみの組成

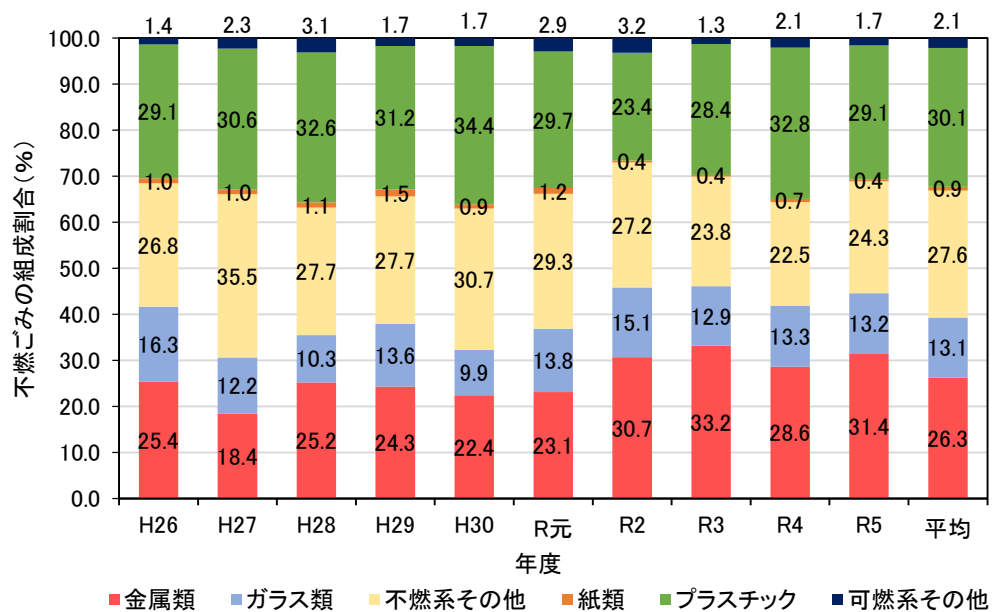


図3-13 不燃ごみの組成

第 1 1 節 ごみ処理経費

本市のごみ処理経費の推移を表3-21 に示します。

令和4（2022）年度のごみ処理経費は 3,075,619 千円であり、平成 26（2014）年度から平成 28（2016）年度に実施した焼却処理施設の基幹的設備改良工事により一時的に増加した後、平成 29（2017）年度は減少しましたが、それ以降は増加傾向が続いています。

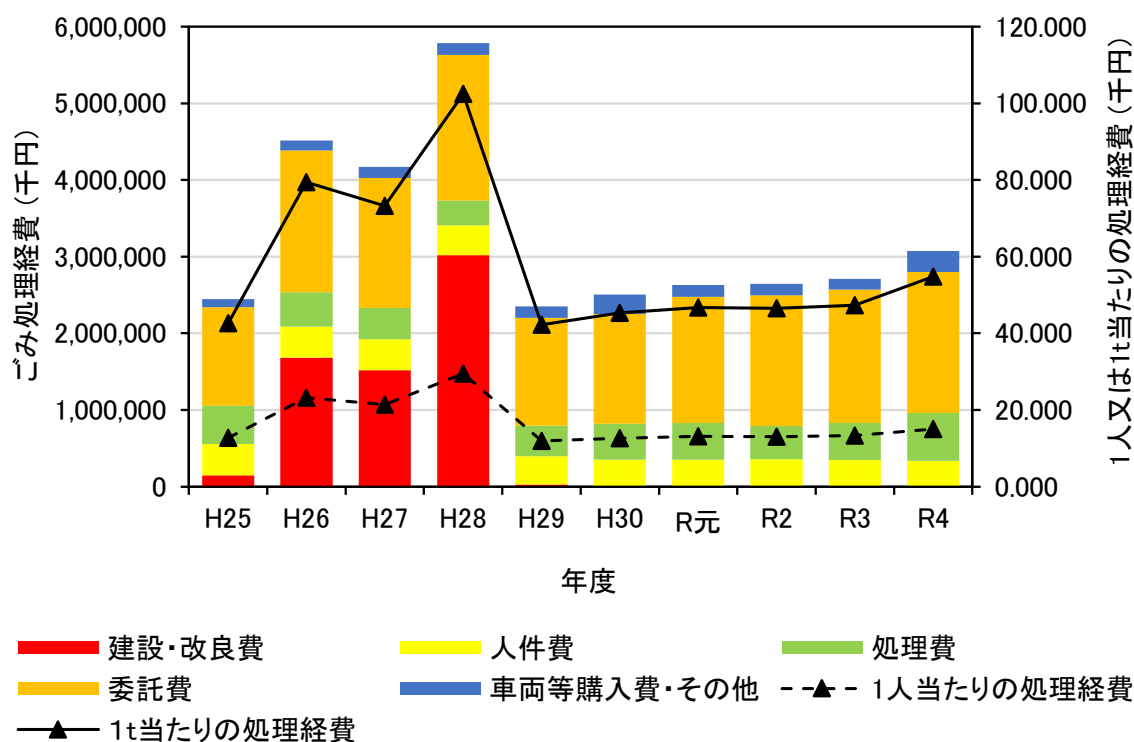
また、ごみ処理経費の内訳を見ると、平成 29（2017）年度以降、処理及び維持管理費において、人件費及び処理費は増減を繰り返していますが、委託費は概ね増加傾向にあります。

表3-21 本市のごみ処理経費の推移

（単位：千円）

区分			H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	
建設・ 改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		中間処理施設	148,672	1,684,954	1,518,680	3,021,264	25,554	0	0	0	0	0	
		最終処分場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	0	1,009	0	0	0	
		小計	148,672	1,684,954	1,518,680	3,021,264	25,554	0	1,009	0	0	0	
	調査費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	(組合分担金)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計		148,672	1,684,954	1,518,680	3,021,264	25,554	0	1,009	0	0	0	0	
処理及び維持管理費	人件費	技能職	一般職	188,377	176,714	179,609	177,063	172,762	175,495	176,556	190,696	201,612	208,968
			収集運搬	151,300	152,114	140,014	149,379	128,645	130,818	133,520	89,657	95,994	67,589
			中間処理	20,629	25,571	36,521	32,041	32,394	25,620	21,771	70,430	45,961	56,369
			最終処分	48,092	45,460	46,398	27,045	36,426	21,017	19,211	5,347	5,461	4,751
		小計		408,398	399,859	402,542	385,528	370,227	352,950	351,058	356,130	349,028	337,677
	処理費	収集運搬費		15,084	16,677	5,472	4,800	5,368	5,412	4,869	5,484	2,646	7,812
		中間処理費		433,740	376,284	356,735	275,430	347,392	403,043	424,700	367,317	369,230	559,387
		最終処分費		49,464	56,062	46,941	42,676	47,353	61,618	48,699	59,577	110,289	53,946
		小計		498,288	449,023	409,148	322,906	400,113	470,073	478,268	432,378	482,165	621,145
	車両等購入費		8,062	1,078	0	0	0	0	0	0	0	2,784	3,743
	委託費	収集運搬費		547,967	569,737	566,728	590,928	591,886	610,433	662,225	717,844	712,131	784,229
		中間処理費		638,615	1,181,464	1,042,198	1,219,310	722,608	712,439	880,335	867,491	902,751	939,431
		最終処分費		26,321	25,372	25,511	29,465	29,101	36,726	33,681	38,917	37,071	21,070
		その他		73,217	75,547	63,459	60,337	60,987	68,423	67,876	83,979	88,832	93,839
		小計		1,286,120	1,852,120	1,697,896	1,900,040	1,404,582	1,428,021	1,644,117	1,708,231	1,740,785	1,838,569
	(組合分担金)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	調査研究費		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		2,200,868	2,702,080	2,509,586	2,608,474	2,174,922	2,251,044	2,473,443	2,496,739	2,574,762	2,801,134	
	その他		105,798	129,273	144,146	154,669	151,384	251,954	157,578	149,964	133,779	274,485	
合計		2,455,338	4,516,307	4,172,412	5,784,407	2,351,860	2,502,998	2,632,030	2,646,703	2,708,541	3,075,619		
人口（人）		193,332	194,438	195,371	196,144	197,723	198,965	200,275	202,561	203,524	204,818		
1人当たりの処理経費 (円/人)		12,700	23,227	21,356	29,491	11,895	12,580	13,142	13,066	13,308	15,016		
ごみ総排出量 (t/年)		57,575	56,853	56,974	56,466	55,727	55,210	56,295	56,889	57,183	56,123		
1t 当たりの処理経費 (円/t)		42,646	79,438	73,233	102,441	42,203	45,336	46,754	46,524	47,366	54,801		

資料：一般廃棄物処理事業実態調査結果（環境省）



資料：一般廃棄物処理事業実態調査結果（環境省）

図3-14 本市のごみ処理経費の推移

表3-22 千葉県及び全国のごみ処理経費の推移

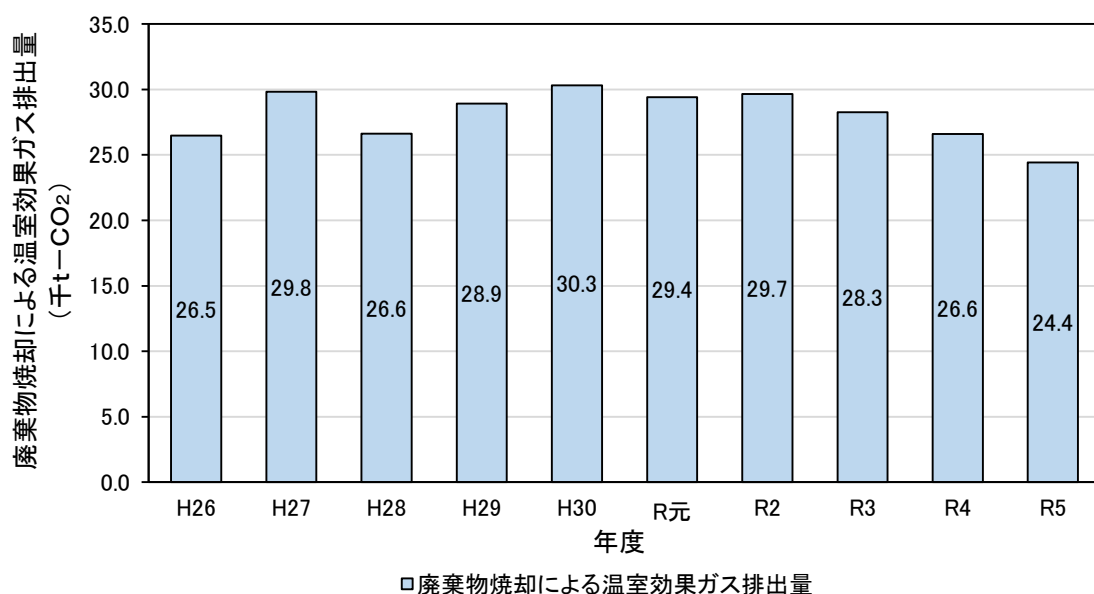
区分		単位	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
千葉県	処理経費	千円	90,472,176	98,364,075	100,813,058	101,439,484	91,502,510	101,103,979	113,497,297	128,647,260	107,798,610	114,192,104
	人口	人	6,249,179	6,253,412	6,263,716	6,281,537	6,298,748	6,308,313	6,317,531	6,319,756	6,315,205	6,312,610
	1人当たりの 処理経費	円/人	14,477	15,730	16,095	16,149	14,527	16,027	17,965	20,356	17,070	18,090
	ごみ総排出量	t/年	2,179,806	2,136,263	2,120,485	2,094,316	2,074,990	2,064,300	2,092,336	2,061,897	2,027,937	1,996,669
	1t当たりの 処理経費	円/t	41,505	46,045	47,542	48,436	44,098	48,977	54,244	62,393	53,157	57,191
全国	処理経費	千円	2,134,988,598	2,227,240,217	2,248,890,239	2,267,700,767	2,280,138,069	2,407,092,710	2,418,648,742	2,493,455,115	2,490,358,085	2,486,035,392
	人口	人	128,393,895	128,181,493	128,038,523	127,924,238	127,718,374	127,438,270	127,156,017	126,739,787	126,068,422	125,634,343
	1人当たりの 処理経費	円/人	16,628	17,376	17,564	17,727	17,853	18,888	19,021	19,674	19,754	19,788
	ごみ総排出量	t/年	44,874,119	44,316,662	43,980,873	43,169,649	42,891,158	42,727,423	42,747,439	41,669,102	40,952,585	40,344,086
	1t当たりの 処理経費	円/t	47,577	50,257	51,133	52,530	53,161	56,336	56,580	59,839	60,811	61,621

資料：一般廃棄物処理事業実態調査結果（環境省）

第12節 温室効果ガス排出量

本市の廃棄物焼却による温室効果ガス^{*64}排出量を図3-15に示します。

令和5(2023)年度の廃棄物焼却による温室効果ガス排出量は24.4千t-CO₂で、平成26(2014)年度以降増減を繰り返していますが、概ね微減傾向にあります。廃棄物焼却による温室効果ガス排出量は、可燃ごみに含まれるプラスチックごみ量の影響もあると考えられ、温室効果ガス排出量を削減するためには、プラスチックごみの分別収集及び再資源化を推進する必要があります。また、廃棄物処理には大量の電力を要することから、処理施設の省エネルギー化の推進や熱エネルギーの有効利用、再生可能エネルギー由来の電力への切り替え等を検討する必要があります。



□ 廃棄物焼却による温室効果ガス排出量

資料: 八千代市温暖化対策実行計画(事務事業編)における算出方法に準じて作成

図3-15 本市の廃棄物分野からの温室効果ガス排出量

第5章 ごみ処理の動向

第1節 国の動向

国は、平成30（2018）年6月に策定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」において、地域循環共生圏^{*65}の形成による地域活性化に向けた取り組みの数値目標として、「1人1日当たりのごみ排出量」、「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」、「事業系ごみ排出量」を指標として掲げました。加えて、経済的側面や社会的側面から、「持続可能な社会づくりとの統合的取組」、「地域循環共生圏による地域の活性化」、「ライフサイクル全体での資源循環の徹底」、「適正処理の推進と環境再生」、「万全な災害廃棄物処理体制の構築」、「適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開」、「循環分野における基盤整備」の7つの方向性を示しました。

令和6年（2024）年8月には、新たに「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定し、循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行、気候変動や生物多様性保全といった環境面に加え、産業競争力強化・経済安全保障・地域創生・質の高い暮らしを実現することを国家戦略としており、そのうち、地域特性を生かした廃棄物の排出抑制・循環利用の数値目標として、「1人1日当たりのごみ焼却量」を指標として掲げています。

また、令和5（2023）年6月に、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間を計画期間とする新たな廃棄物処理施設整備計画が閣議決定されました。廃棄物処理施設整備計画は、廃棄物処理基本方針に即して計画期間に係る廃棄物処理施設整備事業の目標及び概要を定め、5年ごとに閣議決定されるもので、新計画では、「基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化」、「災害時も含めた持続可能な適正処理の確保」、「脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取り組み」の3つの基本的理念を掲げたうえで、廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標の一つとして「ごみのリサイクル率」を設定しています。

第四次循環型社会形成推進基本計画の指標と目標値を表3-23、第五次循環型社会形成推進基本計画の指標と目標値を表3-24、廃棄物処理施設整備計画における重点目標を表3-25に示します。

表3-23 第四次循環型社会形成推進基本計画の指標と目標値

指標	目標値(令和7(2025)年度)
1人1日当たりのごみ総排出量	約 850g/人・日
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	約 440g/人・日
事業系ごみ排出量	約 1,100 万t/年

表3-24 第五次循環型社会形成推進基本計画の指標と目標値

指標	目標値(令和12(2030)年度)
1人1日当たりのごみ焼却量	約 580g/人・日

表3-25 廃棄物処理施設整備計画における重点目標（抜粋）

指標	目標値(令和9(2027)年度)
ごみのリサイクル率 (一般廃棄物の出口側の循環利用率 ^{*66})	28%

第2節 千葉県の動向

千葉県では、令和3（2021）年3月に策定された「第10次千葉県廃棄物処理計画」において、持続可能な循環型社会の構築を目指し、「みんなでつくる『持続可能な循環型社会』の構築」、「多様化する新たな課題への対応」、「県民の安全・安心の確保に向けた体制強化」の3つの基本方針を定めています。

また、県が重点的に取り組むべき課題として、食品ロス^{*67}削減の推進、プラスチック等資源の循環利用、PCB^{*68}廃棄物の適正処理の推進、ごみ処理広域化・集約化の推進、災害廃棄物処理体制の強化を掲げています。

第10次千葉県廃棄物処理計画の指標と目標値を表3-26に示します。

表3-26 第10次千葉県廃棄物処理計画の指標と目標値

指標	目標値(令和7(2025)年度)
ごみ総排出量	183万t/年 以下
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 ^{※1}	440g/人・日 以下
出口側の循環利用率	30%以上
最終処分量	12万t/年 以下

※1: 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量: 集団回収量、資源ごみ等を除いた家庭からの一般廃棄物の排出量

第3節 国及び県の目標値との比較

本市の令和5（2023）年度実績値と国及び県の目標値との比較を表3-27に示します。

1人1日当たりのごみ総排出量は、第四次循環型社会形成推進基本計画における国の目標値を達成していますが、その他の指標については、国及び県の目標を下回っています。

表3-27 国及び県の目標値との比較

指標	本市	県	国		
	令和5(2023)年度 実績値	第10次千葉県 廃棄物処理計画	第四次循環型社会 形成推進基本計画	第五次循環型社会 形成推進基本計画	廃棄物処理施設 整備計画
1人1日当たりのごみ総排出量	720.1g/人・日	—	【令和7年度】 約 850g/人・日 (-129.9g/人・日)	—	—
1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源物を除く)	472.7g/人・日	【令和7年度】 440g/人・日 (+32.7g/人・日)	【令和7年度】 約 440g/人・日 (+32.7g/人・日)	—	—
1人1日当たりのごみ焼却量	605.2 g/人・日	—	—	【令和12年度】 580g/人・日 (+25.2g/人・日)	—
リサイクル率	17.9%	【令和7年度】 30%以上 (-12.1%)	—	—	【令和9年度】 28% (-10.1%)

※()内の数値は「本市の令和5年度実績値」-「国及び県の目標値」です。

第4節 類似団体との比較

一般廃棄物における各指標について、人口規模や産業構造が類似している都市 31 団体（人口 150,000 人以上 250,000 人未満、第二次・第三次産業人口比 95%以上、第三次産業人口比 65%以上の市町村）と本市を比較しました。比較結果を図 3-16 及び表 3-28、類似団体の各指標を表 3-29 に示します。

類似団体と比較して、本市は、「人口 1 人 1 日当たりごみ総排出量」が少なくなっています。一方で、「廃棄物からの資源回収率^{*69}（RDF^{*70}・セメント原料化等除く）」、「廃棄物のうち最終処分される割合」、「人口 1 人当たり年間処理経費」及び「最終処分減量に要する費用」の指数値が類似団体より低いことから、より一層の努力が必要な項目となっています。

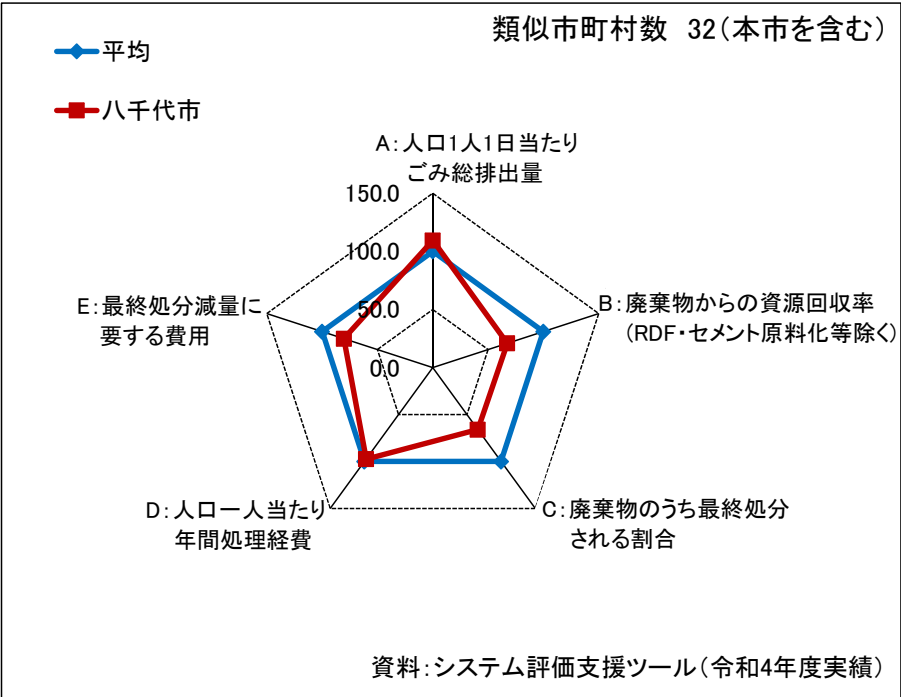


図 3-16 類似団体との比較結果

表 3-28 類似団体との比較結果

区分	A	B	C	D	E
	人口1人1日当たり ごみ総排出量 (g/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) (%)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (%)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
平均	830.0	23.3	5.3	13,346	43,428
八千代市	752.0	15.7	7.1	13,680	51,983
指数値	109.4	67.4	66.0	97.5	80.3
指数値 の見方	指数値が大きいほど ごみ排出量は少なく なる	指数値が大きいほど 資源回収率は高くな る	指数値が大きいほど 最終処分される割合 は小さくなる	指数値が大きいほど 1人当たりの年間処 理経費は少なくなる	指数値が大きいほど 費用対効果は高くな る

資料: システム評価支援ツール(令和4年度実績版)

※指数値とは、平均値を100として比較した場合の偏差のことです。

表3-29 類似団体の各指標

市区町村名		街の区分	人口	A	B	C	D	E
				人口1人1日当たり ごみ総排出量 (g/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) (%)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (%)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
1	北海道釧路市	都市3	161,147	1,107.0	18.0%	8.4%	14,439	37,283
2	北海道苫小牧市	都市3	168,640	1,133.0	32.0%	13.1%	12,065	32,632
3	茨城県ひたちなか市	都市3	156,652	957.0	14.5%	3.3%	8,060	22,075
4	埼玉県上尾市	都市3	230,427	758.0	16.9%	9.3%	11,546	42,047
5	埼玉県新座市	都市3	165,795	747.0	25.1%	3.6%	11,201	36,605
6	埼玉県久喜市	都市3	151,105	801.0	26.0%	1.7%	17,252	59,017
7	千葉県野田市	都市3	153,647	695.0	22.1%	6.0%	11,335	40,029
8	千葉県佐倉市	都市3	171,571	803.0	19.1%	2.7%	9,369	32,389
9	千葉県習志野市	都市3	175,065	883.0	19.9%	2.4%	14,513	45,093
10	千葉県流山市	都市3	207,110	778.0	20.3%	2.6%	12,476	42,447
11	千葉県八千代市	都市3	204,483	752.0	15.7%	7.1%	13,680	51,983
12	千葉県浦安市	都市3	169,210	931.0	17.9%	5.5%	15,010	44,515
13	東京都立川市	都市3	185,565	663.0	36.3%	0.0%	17,315	61,397
14	東京都三鷹市	都市3	190,361	675.0	31.1%	0.0%	12,615	42,727
15	東京都調布市	都市3	238,713	697.0	33.8%	0.0%	13,994	46,784
16	東京都小平市	都市3	196,155	656.0	29.1%	2.8%	16,591	62,035
17	東京都日野市	都市3	187,391	601.0	32.7%	0.0%	10,742	38,689
18	東京都東村山市	都市3	151,916	662.0	35.7%	0.0%	15,316	53,531
19	東京都西東京市	都市3	205,829	649.0	34.1%	0.0%	16,632	59,297
20	神奈川県鎌倉市	都市3	172,428	902.0	56.3%	0.0%	21,133	63,915
21	神奈川県秦野市	都市3	161,652	788.0	29.3%	4.9%	13,745	45,416
22	富山県高岡市	都市3	166,262	960.0	20.2%	10.2%	10,115	31,162
23	岐阜県大垣市	都市3	156,850	911.0	18.0%	4.4%	14,379	39,067
24	三重県松阪市	都市3	159,423	956.0	9.9%	13.4%	10,656	33,857
25	京都府宇治市	都市3	182,488	745.0	20.2%	14.1%	11,834	46,666
26	大阪府和泉市	都市3	183,214	829.0	12.2%	10.7%	10,428	36,618
27	兵庫県伊丹市	都市3	202,769	817.0	17.6%	11.1%	8,275	29,406
28	兵庫県川西市	都市3	155,165	819.0	25.0%	1.8%	16,910	57,349
29	広島県東広島市	都市3	190,086	919.0	18.9%	0.0%	10,950	30,418
30	山口県宇部市	都市3	160,690	959.0	9.8%	8.7%	14,276	43,843
31	山口県山口市	都市3	188,891	1,017.0	14.3%	4.2%	14,160	37,244
32	徳島県徳島市	都市3	249,378	981.0	13.9%	16.4%	16,069	44,145

資料:システム評価支援ツール(令和4年度実績版)

第5節 近隣市町村との比較

一般廃棄物における各指標について、近隣市町村 7 団体と本市を比較しました。比較結果を図3-17及び表3-30、近隣市町村の各指標を表3-31 に示します。

近隣市町村と比較して、本市は、「人口1人1日当たりごみ総排出量」が少なくなっています。一方で、「廃棄物からの資源回収率(RDF・セメント原料化等除く)」及び「廃棄物のうち最終処分される割合」、「人口1人当たり年間処理経費」、「最終処分減量に要する費用」の指数値が近隣市町村より低いことから、より一層の努力が必要な項目となっています。

また、近隣市町村のごみ処理施設等を表3-32 から表3-34 に示します。

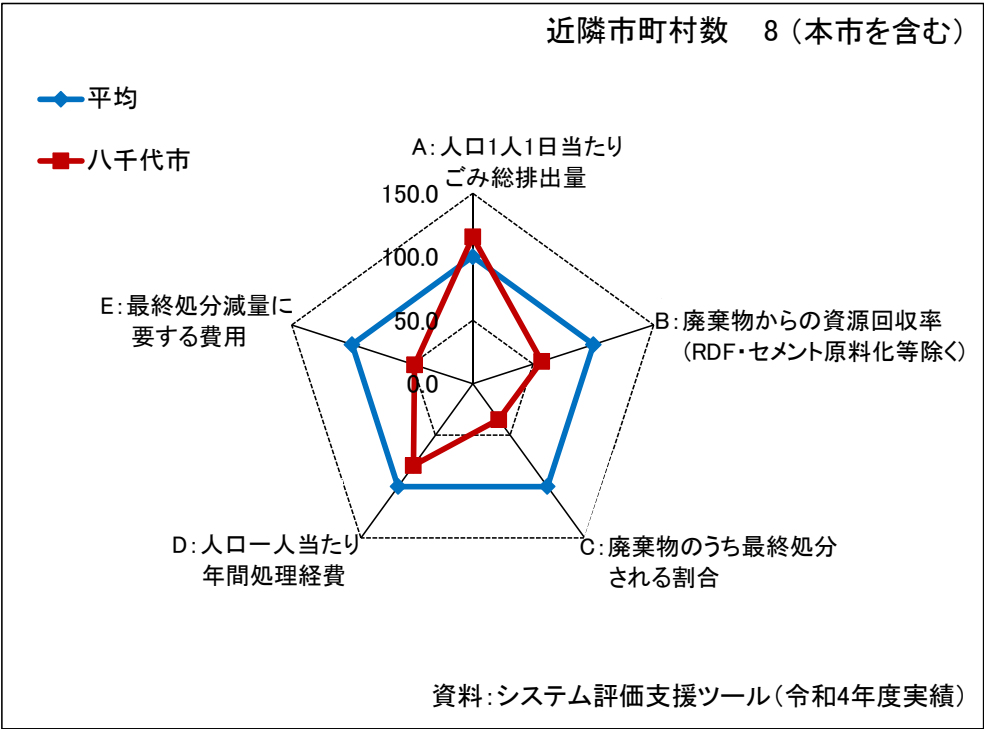


図3-17 近隣市町村との比較結果

表3-30 近隣市町村との比較結果

区分	A	B	C	D	E
	人口1人1日当たり ごみ総排出量 (g/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) (%)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (%)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
平均	891.0	27.5%	4.3%	11,348	34,242
八千代市	752.0	15.7%	7.1%	13,680	51,983
指数値	115.6	57.1	34.9	79.5	48.2
指数値 の見方	指数値が大きいほど ごみ排出量は少なくな る	指数値が大きいほど 資源回収率は高くな る	指数値が大きいほど 最終処分される割合 は小さくなる	指数値が大きいほど 1人当たりの年間処 理経費は少なくなる	指数値が大きいほど 費用対効果は高くな る

資料: システム評価支援ツール(令和4年度実績版)

※指数値とは、平均値を100として比較した場合の偏差のことです。

表3-31 近隣市町村の各指標

市区町村名	街の区分	人口	A	B	C	D	E
			人口1人1日当たり ごみ総排出量 (g/人・日)	廃棄物からの資源回 収率(RDF・セメント 原料化等除く) (%)	廃棄物のうち 最終処分される割合 (%)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
1 千葉県千葉市	政令指定都市0	978,801	955.0	34.4%	4.5%	13,524	38,540
2 千葉県船橋市	中核市0	647,032	826.0	20.6%	4.0%	9,172	29,944
3 千葉県酒々井町	町村V	20,344	950.0	9.2%	2.9%	10,186	29,769
4 千葉県佐倉市	都市IV	171,571	803.0	19.1%	2.7%	9,369	32,389
5 千葉県習志野市	都市IV	175,065	883.0	19.9%	2.4%	14,513	45,093
6 千葉県八千代市	都市IV	204,483	752.0	15.7%	7.1%	13,680	51,983
7 千葉県印西市	都市III	109,332	858.0	18.3%	10.3%	10,807	36,778
8 千葉県白井市	都市II	62,867	834.0	16.4%	11.6%	10,972	39,018

資料:システム評価支援ツール(令和4年度実績版)

表3-32 近隣市町村及び組合の焼却処理施設の設置状況

団体名	施設名	焼却対象廃棄物	処理方式	処理能力 (t/日)	運転管理体制
千葉市	北清掃工場	可燃ごみ、 ごみ処理残さ	ストーカ式 (可動)	570	委託
千葉市	新港清掃工場	可燃ごみ、 ごみ処理残さ	ストーカ式 (可動)	435	委託
船橋市	船橋市北部清掃工場	可燃ごみ、粗大ごみ、 ごみ処理残さ、 し尿処理残さ	ストーカ式 (可動)	396	委託
船橋市	船橋市南部清掃工場	可燃ごみ、 ごみ処理残さ、 し尿処理残さ	ストーカ式 (可動)	339	委託
習志野市	芝園清掃工場	可燃ごみ、その他、 ごみ処理残さ	シャフト式	219	委託
八千代市	八千代市清掃センター (3号炉)	可燃ごみ、粗大ごみ、 し尿処理残さ	ストーカ式 (可動)	100	委託
八千代市	八千代市清掃センター (1・2号炉)	可燃ごみ	流動床式	120	委託
佐倉市、酒々井町清掃組合	酒々井リサイクル文化センター焼却処理施設 (AB系)	可燃ごみ、 ごみ処理残さ	流動床式	60	委託
佐倉市、酒々井町清掃組合	酒々井リサイクル文化センター焼却処理施設 (C系)	可燃ごみ、 ごみ処理残さ	流動床式	100	委託
佐倉市、酒々井町清掃組合	酒々井リサイクル文化センター焼却処理施設 (D系)	可燃ごみ、 ごみ処理残さ	流動床式	100	委託
印西地区環境整備事業組合	印西クリーンセンター	可燃ごみ、 ごみ処理残さ	ストーカ式 (可動)	300	委託

資料:一般廃棄物処理事業実態調査結果(令和4年度)

表3-33 近隣市町村及び組合の資源化施設・粗大ごみ処理施設の設置状況

団体名	施設名	処理対象廃棄物	処理能力 (t/日)	使用開始 年度	運営管理 体制	リユース・ リペア機能 の有無	リユース・ リペアの 内容
千葉市	新浜リサイクルセンター	粗大ごみ、 不燃ごみ	125	1995	一部委託	無	機能なし
千葉市	新浜リサイクルセンター	金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、 ペットボトル、プラスチック、 不燃ごみ、粗大ごみ	95	1995	一部委託	無	機能なし
船橋市	船橋市西浦資源リサイクル施設	粗大ごみ、 不燃ごみ	63	2013	委託	無	機能なし
習志野市	習志野市リサイクルプラザ	金属類、ガラス類、 ペットボトル、不燃ごみ、 粗大ごみ	50	1996	委託	無	機能なし
八千代市	八千代市粗大ごみ処理施設	粗大ごみ	50	1982	委託	無	機能なし
佐倉市、酒々井町清掃組合	酒々井リサイクル文化センター粗 大ごみ処理施設	粗大ごみ、 不燃ごみ、 資源ごみ	50	1987	委託	無	機能なし
印西地区環境整備事業組合	印西クリーンセンター	粗大ごみ、 不燃ごみ	50	1986	委託	無	機能なし

資料：一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和4年度）

表3-34 近隣市町村及び組合の最終処分場の設置状況

団体名	施設名	処理対象廃棄物	埋立開始 年度	埋立地 面積 (m ²)	全体 容量 (m ³)	浸出水の処理	運営管理 体制
千葉市	新内陸最終処分場	焼却残さ(主灰)、 溶融飛灰、不燃ごみ、 焼却残さ(飛灰)、 破碎ごみ・処理残さ	2000	82,800	996,838	凝集沈殿、 生物処理(脱窒あり)、 砂ろ過、消毒、 活性炭処理	委託
八千代市	八千代市一般廃棄物最終処分場 (3次)	焼却残さ(主灰)、 不燃ごみ、 焼却残さ(飛灰)、 破碎ごみ・処理残さ	1994	12,300	141,000	凝集沈殿、 生物処理(脱窒あり)、 砂ろ過、消毒、 活性炭処理、 キレート処理	一部委託
佐倉市、酒々井町清掃組合	酒々井リサイクル文化センター 最終処分場	焼却残さ(主灰)、 不燃ごみ、 焼却残さ(飛灰)、 破碎ごみ・処理残さ	1987	18,900	118,000	凝集沈殿、 生物処理(脱窒あり)、 砂ろ過、消毒、 活性炭処理、 キレート処理	委託
佐倉市、酒々井町清掃組合	酒々井リサイクル文化センター 第2期最終処分場	焼却残さ(主灰)、 不燃ごみ、 焼却残さ(飛灰)、 破碎ごみ・処理残さ	1993	23,250	251,000	生物処理(脱窒あり)、 砂ろ過、消毒、 活性炭処理、 キレート処理	委託
印西地区環境整備事業組合	印西地区一般廃棄物最終処分場	焼却残さ(主灰)、 焼却残さ(飛灰)、 破碎ごみ・処理残さ	1999	53,900	402,200	凝集沈殿、 生物処理(脱窒なし)、 砂ろ過、消毒、 活性炭処理、 下水道放流	委託

資料：一般廃棄物処理事業実態調査結果（令和4年度）

第6章 改訂前の目標値と実績値の比較による達成状況の分析

第1節 数値目標の達成状況

令和3（2021）年3月に策定した計画では、①ごみ総排出量、②1人1日当たりのごみ総排出量、③1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）、④事業系ごみ排出量、⑤ごみ焼却対象量、⑥リサイクル率、⑦最終処分量の7項目において、令和10（2028）年度を目標年度として数値目標を設定しました。

数値目標の達成状況を表3-35に示します。

令和5（2023）年度の実績値における数値目標の達成状況は、②1人1日当たりのごみ総排出量及び③1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）において、令和5（2023）年度の目標値を達成しています。また、①ごみ総排出量、④事業系ごみ排出量及び⑤ごみ焼却対象量は、目標値は未達成ですが、数値は令和3（2021）年度から改善しています。

表3-35 数値目標の達成状況

区分	単位	R3 年度	R5 年度			R6 年度 （中間目標年度）		R10 年度 （目標年度）	
		実績値	実績値	目標値	評価	目標値	R5 年度 実績比	目標値	R5 年度 実績比
①ごみ総排出量	t/年	57,183	54,282	53,961	△ +321	52,935	+1,347	49,469	+4,813
②1人1日当たりのごみ総排出量	g/人・日	769.8	720.1	720.6	○ -0.5	707.3	+12.8	664.6	+55.5
③1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 （資源物を除く）	g/人・日	505.1	472.7	480.9	○ -8.2	458.3	+14.4	426.3	+46.4
④事業系ごみ排出量	t/年	11,549	11,139	10,834	△ +305	10,476	+663	9,235	+1,904
⑤ごみ焼却対象量	t/年	47,535	45,619	44,954	△ +665	43,031	+2,588	39,342	+6,277
⑥リサイクル率	%	20.2	17.9	19.3	× -1.4	21.5	-3.6	23.2	-5.3
⑦最終処分量	t/年	3,297	4,033	2,885	× +1,148	2,816	+1,217	2,627	+1,406

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

※達成状況の評価・・・○：目標値を達成、△：目標値は未達成だが数値は改善、×：目標値を未達成

第2節 施策の実施状況

改訂前の計画では、「市民・事業者・行政の三者でつなぐ循環型社会」を基本目標とし、各施策を推進しました。施策の取り組み状況は、表3-36のとおりです。

表3-36 本市の施策の取り組み状況

施策項目(改訂前)		市が実施した内容と実績
1 Refuse(リフューズ)[発生抑制・断る]		
1-1 市民の取り組み		
(1)レジ袋や包装紙などの容器包装ごみの発生抑制	可燃ごみの中には紙類やプラスチック類等の容器包装ごみの混入が一定程度あります。マイバッグの利用や過剰包装を断ることで、容器包装ごみの発生を抑制しましょう。	市ウェブサイトや広報紙、冊子「家庭から出る『資源物』と『ごみ』の分け方・出し方」等において、マイバッグの利用を促進し、過剰な包装は断るよう啓発しました。
(2)使い捨て品の使用抑制	マイボトルやマイ箸などを利用し、ペットボトルや紙コップ、割りばしなどの使い捨て品の使用を抑制しましょう。	市ウェブサイトや広報紙、小学4年生を対象とした出前講座等において、マイバッグやマイボトル、マイ箸等の利用を啓発しました。
(3)紙ごみの発生抑制	お店からのお知らせやクレジットカード等の利用明細等、電子媒体での受信に変更しペーパーレス化することで、ハガキなどの紙ごみの発生を抑制しましょう。	冊子「家庭から出る『資源物』と『ごみ』の分け方・出し方」等において、電子媒体への転換によるペーパーレス化を啓発しました。
1-2 事業者の取り組み		
(1)ごみの発生抑制を考慮した事業活動	電子媒体を利用し、ペーパーレス化を推進しましょう。 また、製造業や販売店においては、簡易梱包や簡易包装を実施し、過剰包装等によるごみの発生を抑制しましょう。	市ウェブサイトやパンフレット「事業系ごみ適正処理と減量のための手引き」などでペーパーレス化や簡易包装等の実施について周知・啓発に努めました。
1-3 行政の取り組み		
(1)情報提供、啓発活動	大量のプラスチックを廃棄することによる地球温暖化や海洋プラスチックごみ問題 ^{*71} が地球規模で問題となっており、令和2(2020)年7月から全国でレジ袋の有料化が行われました。本市では、これまでもマイバッグの利用を推進していましたが、更なる推進を図ります。 また、マイボトルやマイ箸等の利用を推進し、使い捨て品等によるごみの発生を抑制するよう、市ウェブサイトや広報紙、ごみ減量学習会等で啓発します。	市ウェブサイトや広報紙、小学4年生を対象とした出前講座や事業者向けのパンフレット等において、ごみを発生させないための取り組みとしてマイバッグやマイボトル等の利用、ペーパーレス化や簡易包装等の実施について周知・啓発を図りました。
2 Reduce(リデュース)[排出抑制・減らす]		
2-1 市民の取り組み		
(1)ごみ分別の徹底	捨てるものの中から再利用やリサイクルできるものを分別し、ごみとして処分するものを減らしましょう。	適正な分別やリサイクルを推進するため、冊子「家庭から出る『資源物』と『ごみ』の分け方・出し方」を見直し、より分かりやすい内容へ変更したほか、品目名からごみの分け方・出し方を検索できる「家庭から出る資源物・ごみの分け方検索」機能を市ウェブサイトに掲載し、適正な分別方法の周知を図りました。

施策項目(改訂前)		市が実施した内容と実績
(2) 食品ロス削減	必要なものを必要な分だけ購入し、買いすぎや作りすぎにより発生するごみを減らしましょう。 また、すぐに消費する予定のものは、賞味(消費)期限の近いものから選び購入しましょう。	外食時やコンビニ・スーパーでの買い物時にできる食品ロス削減に関する取り組みについての記事を広報紙に掲載し、食品ロス削減の意識を高めるための啓発を行ったほか、10月に開催しているリサイクルフェアにおいても食品ロス削減についての啓発を行いました。
(3) 生ごみの水切り	可燃ごみの約24%は生ごみであり、生ごみには多くの水分が含まれています。可燃ごみの水切りを積極的に実施し、ごみを減らしましょう。	市ウェブサイトや広報紙、冊子「家庭から出る『資源物』と『ごみ』の分け方・出し方」等にて、生ごみの水切りについて啓発しました。
2-2 事業者の取り組み		
(1) ごみ分別の徹底	事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分別し、適正な処理を実施しましょう。また、事業所全体として適正な処理を実施するため、従業員教育を行い、従業員一人ひとりの意識向上に努めましょう。	市ウェブサイト等において、パンフレット「事業系ごみ適正処理と減量のための手引き」及び「事業系一般廃棄物の分け方」、「古紙の分け方」を掲載し、ごみの減量や分別方法等について周知・啓発に努めました。
(2) 発生源における排出抑制	排出者責任 ^{*72} や拡大生産者責任 ^{*73} があることを認識し、製造から廃棄までの過程において、ごみの発生を抑制しましょう。 また、多量排出事業者 ^{*74} 及び事業用大規模建築物 ^{*75} の所有者は、廃棄物管理責任者 ^{*76} を選任するとともに、事業系一般廃棄物減量化計画書 ^{*77} を作成し、ごみの減量化に取り組ましましょう。	多量排出事業者及び大規模事業所に対して、事業系一般廃棄物減量化計画書の提出を求めるとともに、「事業系ごみ適正処理と減量のための手引き」により、事業系一般廃棄物の適正処理やごみの減量化について啓発しました。
(3) 食品ロス削減	期限切れによる食品の廃棄を減らすため、販売管理や在庫管理を徹底しましょう。 また、飲食店は小盛りメニューを用意、食べ残しの持ち帰りに協力するなど、食品ロス削減に取り組ましましょう。	飲食業を営んでいる事業者に対し、八千代商工会議所の会報誌や「事業系ごみ適正処理と減量のための手引き」を通じて、仕入・保管時の工夫等、食品ロスの削減についての啓発を行いました。 また、多量排出事業者及び大規模事業所に対しては、食品ロス削減に係る取り組みへの協力を依頼しました。
(4) 販売体制の見直し	バラ売りや量り売りなどを実施し、消費者が必要な分だけ購入できるようにしましょう。	「食品ロス削減アクションプラン」により、食品ロス削減に関する取り組み方法等について啓発したほか、市ウェブサイトや食品ロス削減に対する企業の取り組み事例を掲載するなど、事業者への情報発信を行いました。

施策項目(改訂前)		市が実施した内容と実績																												
2-3 行政の取り組み																														
(1) 情報提供、啓発活動	適正な分別を実施することによるごみの減量化を促進するために、排出者が分かりやすいごみ分別方法に関するパンフレット等を作成し、引き続き、ごみの分別を啓発します。 また、市ウェブサイトや広報紙、ごみ減量学習会、各種イベント等においても、ごみ減量化の必要性やごみ減量に向けた手法等の情報提供を行います。 情報提供については、より効果的な周知啓発を行うために、民間事業者の活用等、新たな発信手法の検討を行います。 事業者に対して、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別等の適正な処理について、市ウェブサイトやパンフレット、八千代商工会議所の会報誌等を通じて啓発します。	市ウェブサイトや広報紙、小学4年生を対象とした出前講座等においてごみの発生抑制や分別等について啓発を行ったほか、冊子「家庭から出る『資源物』と『ごみ』の分け方・出し方」を見直し、より分かりやすい内容へ変更しました。 また、品目名からごみの分け方・出し方を検索できる「家庭から出る資源物・ごみの分け方検索」機能を市ウェブサイトに搭載し、適正な分別方法の周知を図りました。 なお、新たな情報発信手法の一つとして、「再くるくん協力店」であるイオン八千代緑が丘店の子どもを対象にしたイベントを後援する形で、ゲームを通じて「ごみの分別」の啓発を行いました。 事業者に対しては、「事業系ごみ適正処理と減量のための手引き」及び「事業系一般廃棄物の分け方」、「古紙の分け方」のパンフレットを市ウェブサイトへ掲載し、適正処理についての啓発を行ったほか、家庭ごみ集積場所等において事業者による不適正排出を確認した際は、当該事業者に対し、産業廃棄物と事業系一般廃棄物を分別し、適正に処理を行うよう指導しました。また、八千代市清掃センターに搬入された事業系一般廃棄物の展開調査を行い、不適正排出が確認された事業者及び搬入した一般廃棄物処理業許可業者に対し、適正に処理を行うよう指導しました。																												
(2) 食品ロス削減	食品ロス削減月間には、食品ロス削減啓発のチラシを作成し、市ウェブサイトや自治会回覧等により、意識付けの啓発を行います。 また、食品ロス削減アクションプランを策定し、目標値達成に向けた減量方法等を紹介するなど、生ごみの減量化を推進します。	食品ロス削減月間には、外食時やコンビニ・スーパーでの買い物時にできる食品ロス削減に関する取り組みについての記事を広報紙に掲載し、食品ロス削減の意識を高めるための啓発を行ったほか、10月に開催しているリサイクルフェアにおいても食品ロス削減についての啓発を行いました。 また、食品ロス削減アクションプランにおいて設定した目標の達成に向け、広報紙や八千代商工会議所の会報誌に記事を掲載し啓発したほか、小学4年生を対象とした出前講座や八千代市廃棄物減量等推進員通信においても食品ロス削減に関する取り組み方法を啓発しました。 多量排出事業者及び大規模事業所に対しては、食品ロス削減に係る取り組みへの協力を依頼しました。 生ごみの減量化を促進するため、生ごみたい肥化容器等の購入費の一部に対し補助金を交付しました。 ＜生ごみたい肥化容器等購入費補助基数＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>種類</th><th>補助基数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">令和元年度</td><td>たい肥化容器</td><td>24基</td></tr> <tr> <td>電気式処理機</td><td>20基</td></tr> <tr> <td rowspan="2">令和2年度</td><td>たい肥化容器</td><td>7基</td></tr> <tr> <td>電気式処理機</td><td>24基</td></tr> <tr> <td rowspan="2">令和3年度</td><td>たい肥化容器</td><td>14基</td></tr> <tr> <td>電気式処理機</td><td>25基</td></tr> <tr> <td rowspan="2">令和4年度</td><td>たい肥化容器</td><td>18基</td></tr> <tr> <td>電気式処理機</td><td>24基</td></tr> <tr> <td rowspan="2">令和5年度</td><td>たい肥化容器</td><td>9基</td></tr> <tr> <td>電気式処理機</td><td>30基</td></tr> </tbody> </table>	区分	種類	補助基数	令和元年度	たい肥化容器	24基	電気式処理機	20基	令和2年度	たい肥化容器	7基	電気式処理機	24基	令和3年度	たい肥化容器	14基	電気式処理機	25基	令和4年度	たい肥化容器	18基	電気式処理機	24基	令和5年度	たい肥化容器	9基	電気式処理機	30基
区分	種類	補助基数																												
令和元年度	たい肥化容器	24基																												
	電気式処理機	20基																												
令和2年度	たい肥化容器	7基																												
	電気式処理機	24基																												
令和3年度	たい肥化容器	14基																												
	電気式処理機	25基																												
令和4年度	たい肥化容器	18基																												
	電気式処理機	24基																												
令和5年度	たい肥化容器	9基																												
	電気式処理機	30基																												

施策項目(改訂前)		市が実施した内容と実績												
(3) 多量排出事業者及び大規模事業所への立入検査	多量排出事業者及び大規模事業所に対し、事業系一般廃棄物減量化計画書に沿って、適正な処理が実施されているか立入検査を行います。また、定期的に立入検査を行うことにより、前検査時の指摘事項が改善されているか確認を行うなど適正処理を啓発します。	多量排出事業者かつ大規模事業所である事業所を優先に立入検査を実施し、事業系一般廃棄物減量化計画書に基づき適正な処理が行われているか確認を行うとともに、事業者ごとの取り組み状況を踏まえ、より一層のごみ減量に向けて実施可能な取り組み事例の提案を行いました。また、不適正な処理が確認された事業者に対しては、適正に処理を行うよう指導しました。												
(4) ごみ分別の徹底	市役所庁舎やその他の行政施設から発生する事業系ごみについて、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分別し適正処理を実施します。また、事業系一般廃棄物に含まれている紙ごみ等の資源物について、分別を徹底し資源化を推進します。	本市の各部署の担当者に対し、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別をするとともに、産業廃棄物を処分するにあたっては産業廃棄物管理票を管理し適正な処理を行うよう、研修等を通じて啓発しました。												
(5) 資源化の推進	八千代市清掃センターで受け入れを行ったごみについて、資源化できるものを選別し、ごみとして処分するものの減量化に努めます。	不燃ごみや粗大ごみ等として受け入れを行ったごみについて、小型家電や羽毛布団、廃食用油、鉄屑等を選別して資源化し、ごみとして処分するものの減量に努めました。また、伐採樹木及び布団についても委託業務にて資源化し、減量に努めました。 ＜資源化量＞<table><tr><th>区分</th><th>資源化量</th></tr><tr><td>令和元年度</td><td>9,712,459kg</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>10,501,740kg</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>10,035,688kg</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>8,761,585kg</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>8,434,098kg</td></tr></table>	区分	資源化量	令和元年度	9,712,459kg	令和2年度	10,501,740kg	令和3年度	10,035,688kg	令和4年度	8,761,585kg	令和5年度	8,434,098kg
区分	資源化量													
令和元年度	9,712,459kg													
令和2年度	10,501,740kg													
令和3年度	10,035,688kg													
令和4年度	8,761,585kg													
令和5年度	8,434,098kg													
3 Reuse(リユース)[再利用]														
3-1 市民の取り組み														
(1) 長期使用の推進	フリーマーケットやリサイクルショップを利用し、不用になったものを必要としている人に譲りましょう。また、使用可能な家具などは修理等を行い長期使用を推進しましょう。	市ウェブサイトや冊子「家庭から出る『資源物』と『ごみ』の分け方・出し方」等において、フリーマーケットなどの利用や使用可能な家具などの長期使用を啓発しました。												
(2) 詰め替え品の購入	ポンプなどの容器がまだ使用できるものは、詰め替え品を購入し使用しましょう。	市ウェブサイトや広報紙、冊子「家庭から出る『資源物』と『ごみ』の分け方・出し方」等にて再利用に関する情報を掲載し、詰め替え品の購入・使用を促進しました。												
3-2 事業者の取り組み														
(1) 再利用の推進	社内で使用する封筒やファイルなど、再利用できるものは繰り返し利用しましょう。	「事業系ごみ適正処理と減量のための手引き」などにより、再利用の推進について啓発を行いました。												
(2) 再利用できる体制の確保	アフターサービス等を充実させ、消費者が製品の修理などを依頼しやすい体制を整備しましょう。													

施策項目(改訂前)		市が実施した内容と実績																		
3-3 行政の取り組み																				
(1) 情報提供、啓発活動	家庭で不用となった品物情報を収集し、市ウェブサイトや広報紙等に掲載し、必要としている人に譲る場を提供します。 また、リサイクルショップ等の情報を収集し情報提供する等、市民が積極的に再利用を推進できるよう情報提供の内容を検討します。 なお、八千代フリーマーケットの開催を引き続き支援し再利用の場を提供します。	家庭で不用となった品物について、市ウェブサイトや広報紙等にて情報を掲載し、必要としている人との情報交換の場を提供しました。また、ごみの処分について相談があった際に、再利用を希望されている方には、リサイクルショップへの持ち込みや、リサイクル品情報コーナー掲示板、広報紙及び市ウェブサイトへの品物掲載を案内し、不用品の再利用を推進しました。 なお、八千代フリーマーケットについては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を中止していましたが、令和5(2023)年度から開催の支援を再開しました。 ＜リサイクル品情報掲載実績＞ <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th><th>掲載件数</th><th>成立件数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td><td>123件</td><td>61件</td></tr> <tr> <td>令和2年度</td><td>90件</td><td>56件</td></tr> <tr> <td>令和3年度</td><td>92件</td><td>41件</td></tr> <tr> <td>令和4年度</td><td>61件</td><td>31件</td></tr> <tr> <td>令和5年度</td><td>123件</td><td>57件</td></tr> </tbody> </table>	区分	掲載件数	成立件数	令和元年度	123件	61件	令和2年度	90件	56件	令和3年度	92件	41件	令和4年度	61件	31件	令和5年度	123件	57件
区分	掲載件数	成立件数																		
令和元年度	123件	61件																		
令和2年度	90件	56件																		
令和3年度	92件	41件																		
令和4年度	61件	31件																		
令和5年度	123件	57件																		
4 Recycle(リサイクル)[資源循環]																				
4-1 市民の取り組み																				
(1) ごみ分別の徹底	資源として再生できるものを適正に分別し、拠点回収や「再くるくん協力店」などを活用してリサイクルを推進しましょう。 また、可燃ごみの約23%を紙類が占めているため、資源として再生できる紙類の分別を積極的に実施しましょう。	市ウェブサイトや広報紙等において、資源物の拠点回収や「再くるくん協力店」などの活用を呼びかけました。 また、市ウェブサイトにおいて、古紙を雑がみとして出せるかどうかの確認ができる、古紙再生促進センターの「古紙分別チェッカー」を周知するなど「雑誌」・「雑がみ」の分別を啓発しました。																		
(2) 再生品の利用推進	商品購入時には再生品で作られた品物を選択し、再生品の利用を推進しましょう。	市ウェブサイトや広報紙、冊子「家庭から出る『資源物』と『ごみ』の分け方・出し方」等にて資源循環に関する情報を掲載し、再生品の利用を推進しました。																		
4-2 事業者の取り組み																				
(1) ごみ分別の徹底	排出者責任や拡大生産者責任に基づき、事業系一般廃棄物に含まれている再生できる資源を分別し、食品残さや枝木、紙おむつなど、資源として再生できるものの資源化を積極的に行いましょう。	市ウェブサイト等において、パンフレット「事業系ごみ適正処理と減量のための手引き」及び「事業系一般廃棄物の分け方」、「古紙の分け方」を掲載し、ごみの分別や資源物のリサイクルについての周知・啓発に努めました。																		
(2) 資源回収の推進	自主的な取り組みとして、白色トレイや卵パックなどの資源物を回収し、市が認定する「再くるくん協力店」として積極的に活動し、資源回収について市民へ啓発することで、リサイクルを促進しましょう。	新規に営業を開始したスーパーマーケット等に対して「再くるくん協力店」の制度の案内を行うほか、既存の「再くるくん協力店」については回収品目や回収量を把握するとともに、回収品目の追加の協力依頼を行うなど、「再くるくん協力店」としての積極的な活動の促進を行いました。																		

施策項目(改訂前)		市が実施した内容と実績																																				
4-3 行政の取り組み																																						
(1)情報提供、啓発活動	リサイクルできるものの適正な分別方法や、「再くるくん協力店」制度について、市ウェブサイトや広報紙、ごみ減量学習会等で周知しリサイクルの推進を啓発します。 特に、紙ごみについては、可燃ごみとして捨てられているものが多いことから、紙ごみの分別方法等について、排出者が分かりやすいチラシ等を作成し引き続き啓発に努めます。	市ウェブサイトや広報紙、小学4年生を対象とした出前講座等において、リサイクルできるものの適正な分別方法や「再くるくん協力店」制度についての周知・啓発を行いました。 また、資源の循環利用を推進するため、飲料メーカーと「ボトルtoボトル」水平リサイクルの協定を締結し、ペットボトルリサイクルの推進に努めました。 紙ごみについては、分別方法等を記載したチラシ等を用いて啓発に努めました。 ＜可燃ごみへの資源物の混入割合＞ <table><tr><th>区分</th><th>紙類</th><th>布類</th></tr><tr><td>令和元年度</td><td>33.1%</td><td>7.1%</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>33.5%</td><td>5.9%</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>34.6%</td><td>5.2%</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>34.4%</td><td>7.1%</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>39.8%</td><td>7.6%</td></tr></table>	区分	紙類	布類	令和元年度	33.1%	7.1%	令和2年度	33.5%	5.9%	令和3年度	34.6%	5.2%	令和4年度	34.4%	7.1%	令和5年度	39.8%	7.6%																		
区分	紙類	布類																																				
令和元年度	33.1%	7.1%																																				
令和2年度	33.5%	5.9%																																				
令和3年度	34.6%	5.2%																																				
令和4年度	34.4%	7.1%																																				
令和5年度	39.8%	7.6%																																				
(2)資源化の推進	八千代市清掃センターで受け入れを行ったごみを選別し、売却可能な資源物を再資源化業者へ売却し、資源化の推進に努めます。 また、バイオマス^{*78}の利活用として、引き続き廃食用油の資源化を推進するとともに、新たな利活用を検討します。	不燃ごみや粗大ごみ等として受け入れを行ったごみについて、小型家電や羽毛布団、廃食用油、鉄屑等を選別し、資源化の推進に努めました。 また、廃食用油の拠点回収を継続し、市ウェブサイト等において排出方法等の周知・啓発を行い、廃食用油の資源化に努めました。 その他、使用済みの携帯電話等の拠点回収(アフターメダルプロジェクト)、使用済みインクカートリッジの拠点回収を実施し、リサイクルを推進しました。 ＜廃食用油の回収量＞ <table><tr><th>区分</th><th>廃食用油の回収量</th></tr><tr><td>令和元年度</td><td>3,068L</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>3,705L</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>3,875L</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>3,341L</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>3,034L</td></tr></table> ＜アフターメダルプロジェクトへの引渡し台数＞ <table><tr><th>区分</th><th>引渡し台数</th></tr><tr><td>令和元年度</td><td>224台</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>470台</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>362台</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>529台</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>749台</td></tr></table> ＜使用済みインクカートリッジ回収個数＞ <table><tr><th>区分</th><th>回収個数</th></tr><tr><td>令和元年度</td><td>740個</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>430個</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>1,070個</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>1,150個</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>1,070個</td></tr></table>	区分	廃食用油の回収量	令和元年度	3,068L	令和2年度	3,705L	令和3年度	3,875L	令和4年度	3,341L	令和5年度	3,034L	区分	引渡し台数	令和元年度	224台	令和2年度	470台	令和3年度	362台	令和4年度	529台	令和5年度	749台	区分	回収個数	令和元年度	740個	令和2年度	430個	令和3年度	1,070個	令和4年度	1,150個	令和5年度	1,070個
区分	廃食用油の回収量																																					
令和元年度	3,068L																																					
令和2年度	3,705L																																					
令和3年度	3,875L																																					
令和4年度	3,341L																																					
令和5年度	3,034L																																					
区分	引渡し台数																																					
令和元年度	224台																																					
令和2年度	470台																																					
令和3年度	362台																																					
令和4年度	529台																																					
令和5年度	749台																																					
区分	回収個数																																					
令和元年度	740個																																					
令和2年度	430個																																					
令和3年度	1,070個																																					
令和4年度	1,150個																																					
令和5年度	1,070個																																					

施策項目(改訂前)		市が実施した内容と実績																		
(3)プラスチック製容器包装 ^{*79} ・製品の分別収集	国では、経済性及び技術的可能性を考慮しつつ、使用された資源を徹底的に回収し、何度も循環利用することを目的として、プラスチックの資源循環を総合的に推進するための「プラスチック資源循環戦略」を策定し、これに基づく施策を推進していくとされています。 本市においても、令和6(2024)年度からのプラスチック製容器包装等の分別収集開始に向けて、国や県の動向に注視しつつ、適正な手法等を検討し、実施に向けた取り組みを進めていきます。	令和4(2022)年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、市町村はプラスチック使用製品廃棄物の分別収集と再商品化に努めるよう規定されました。このことから、プラスチック製容器包装のみでなくプラスチック使用製品廃棄物を含めた分別収集開始に向けて、他自治体の視察を行い、令和5(2023)年度には検討業務委託や民間事業者のサウンディング型市場調査を実施するなど、適正な手法等の詳細検討を行いました。																		
(4)「再くるくん協力店」の充実	資源物を自主的に回収し資源化している事業所を、「再くるくん協力店」として認定します。 また、「再くるくん協力店」における回収品目の充実や新規認定による「再くるくん協力店」の増加、「再くるくん協力店」に関する情報の発信内容を充実させ、利便性の向上を図ります。	新規に営業を開始したスーパーマーケット等に対して「再くるくん協力店」の制度の案内をすることにより認定店舗数を増加させたほか、既存の「再くるくん協力店」に対しては回収品目の追加等についての協力を依頼しました。 また、随時、「再くるくん協力店」の回収品目の確認を行い、市ウェブサイトの掲載情報を更新することで、利便性の向上に努めました。 ＜「再くるくん協力店」認定店舗数＞ <table><tr><th>区分</th><th>店舗数</th></tr><tr><td>令和元年度</td><td>12店舗</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>10店舗</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>17店舗</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>17店舗</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>19店舗</td></tr></table>	区分	店舗数	令和元年度	12店舗	令和2年度	10店舗	令和3年度	17店舗	令和4年度	17店舗	令和5年度	19店舗						
区分	店舗数																			
令和元年度	12店舗																			
令和2年度	10店舗																			
令和3年度	17店舗																			
令和4年度	17店舗																			
令和5年度	19店舗																			
(5)リサイクルフェアの実施	経済産業省が普及啓発している「3R推進月間^{*80}」の活動として、10月にリサイクルフェアを実施し、食品ロス削減に関する情報や、家庭でできるごみの分別、ごみ減量の方法などを掲載したチラシを配布し、リサイクルの必要性等を啓発します。 また、リサイクルフェアにおいて、排出者のごみに関する意識調査を目的としたアンケートを実施し、マイバッグの利用などの普及調査を行い、アンケート結果を市ウェブサイトに掲載するなど、4R^{*81}推進に向けた更なる取り組みを検討します。	リサイクルフェアにおいて、食品ロス削減に関する情報や家庭でできるごみの分別、ごみ減量の方法等を掲載したチラシを配布し、リサイクルの必要性等を啓発しました。また、プラスチック使用製品廃棄物等の分別収集及び再商品化に関するアンケートを実施しました。 なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、令和2(2020)年度は開催を中止し、令和3(2021)年度と令和4(2022)年度は規模を縮小して実施しました。 ＜リサイクルフェア開催実績＞ <table><tr><th>区分</th><th>開催日数</th><th>参加人数</th></tr><tr><td>令和元年度</td><td>1日</td><td>1,379人</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>0日</td><td>0人</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>1日</td><td>100人</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>1日</td><td>100人</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>2日</td><td>800人</td></tr></table>	区分	開催日数	参加人数	令和元年度	1日	1,379人	令和2年度	0日	0人	令和3年度	1日	100人	令和4年度	1日	100人	令和5年度	2日	800人
区分	開催日数	参加人数																		
令和元年度	1日	1,379人																		
令和2年度	0日	0人																		
令和3年度	1日	100人																		
令和4年度	1日	100人																		
令和5年度	2日	800人																		

施策項目(改訂前)		市が実施した内容と実績																								
(6) 集団回収の支援	自治会やPTAなどの自主的な活動として資源物を回収する集団回収の支援を継続します。	資源物となるもののリサイクル促進を目的として、自治会やPTAなどが自主的な活動として資源物を回収する集団回収の支援を継続しました。																								
		＜集団回収量実績＞ <table><tr><th>区分</th><th>集団回収量</th><th>団体数</th></tr><tr><td>令和元年度</td><td>1,637,205kg</td><td>84団体</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>1,547,849kg</td><td>86団体</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>1,499,128kg</td><td>86団体</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>1,381,783kg</td><td>87団体</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>1,258,564kg</td><td>86団体</td></tr></table>	区分	集団回収量	団体数	令和元年度	1,637,205kg	84団体	令和2年度	1,547,849kg	86団体	令和3年度	1,499,128kg	86団体	令和4年度	1,381,783kg	87団体	令和5年度	1,258,564kg	86団体						
区分	集団回収量	団体数																								
令和元年度	1,637,205kg	84団体																								
令和2年度	1,547,849kg	86団体																								
令和3年度	1,499,128kg	86団体																								
令和4年度	1,381,783kg	87団体																								
令和5年度	1,258,564kg	86団体																								
5 その他廃棄物処理に係る行政の取り組み																										
(1) ごみ処理に関する情報発信	市民・事業者のごみ減量化等に関する意識を向上させることを目的として、各年度におけるごみ処理の実績や実施状況等について記載した「八千代市廃棄物行政の概要」やごみの排出量実績値を市ウェブサイトに掲載するなど、ごみ処理の現状を積極的に公表します。	「八千代市廃棄物行政の概要」を作成し市ウェブサイトにて公表したほか、ごみの総排出量実績値を市ウェブサイトに掲載し、ごみ処理の現状を公表しました。 また、市ウェブサイトに掲載しているごみ処理に関する情報を探しやすくするため、ページ構成を変更したほか、ごみの分け方・出し方や収集日を検索できる「家庭ごみの分け方/収集日検索サイト」を市ウェブサイトに掲載し、情報発信に努めました。																								
(2) 八千代市廃棄物減量等推進審議会の活用	市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量等に関する事項について審議するため、本市では八千代市廃棄物減量等推進審議会を設置しています。 今後も、審議会を活用しながら、ごみの減量、資源化及び適正処理に向けた取り組みの推進を図ります。	審議会において、プラスチック使用製品廃棄物等の分別収集及び再商品化に関する適正な手法の検討結果の報告や本市廃棄物行政の現状の報告などを行いました。																								
(3) 八千代市廃棄物減量等推進員制度の活用	廃棄物の減量及び適正処理の推進を図るため、各自治会より推薦された廃棄物減量等推進員の制度を活用し、各地域においてごみの減量や資源化を推進するよう啓発します。また、廃棄物減量等推進員を通じて各家庭へ情報が提供されるよう、チラシの配布など、よりよい方法を検討します。	廃棄物減量等推進員が各地域においてごみの減量や資源化の推進を啓発できるよう、生ごみの減量や雑誌と雑がみの分別に関するチラシの送付や研修会を行ったほか、八千代市清掃センター内の見学会を行いました。																								
(4) 環境学習の推進	小学4年生を対象とした「出前講座」や自治会等を対象とした「ごみ減量学習会」を開催し、4Rの取り組みについての学習機会を積極的に設けます。 ごみ減量学習会については、自治会以外の団体等、受講対象者の拡大を図ります。 また、子ども向けの市ウェブサイトを作成するなど、新たな学習機会の提供方法についても検討します。	「出前講座」や「ごみ減量学習会」、「まちづくりふれあい講座」において、ごみの減量や資源化等の4Rの取り組みについての学習機会を積極的に設けました。 また、廃棄物減量等推進員に対し、「ごみ減量学習会」を周知し、学習機会の提供に努めました。 ＜出前講座等開催実績＞ <table><tr><th>区分</th><th>出前講座</th><th>ごみ減量学習会</th><th>まちづくりふれあい講座</th></tr><tr><td>令和元年度</td><td>8回</td><td>4回</td><td>1回</td></tr><tr><td>令和2年度</td><td>9回</td><td>0回</td><td>0回</td></tr><tr><td>令和3年度</td><td>16回</td><td>0回</td><td>3回</td></tr><tr><td>令和4年度</td><td>18回</td><td>0回</td><td>2回</td></tr><tr><td>令和5年度</td><td>17回</td><td>1回</td><td>0回</td></tr></table>	区分	出前講座	ごみ減量学習会	まちづくりふれあい講座	令和元年度	8回	4回	1回	令和2年度	9回	0回	0回	令和3年度	16回	0回	3回	令和4年度	18回	0回	2回	令和5年度	17回	1回	0回
区分	出前講座	ごみ減量学習会	まちづくりふれあい講座																							
令和元年度	8回	4回	1回																							
令和2年度	9回	0回	0回																							
令和3年度	16回	0回	3回																							
令和4年度	18回	0回	2回																							
令和5年度	17回	1回	0回																							

施策項目(改訂前)		市が実施した内容と実績
(5) 適正な処理体制の確保	今後も安全かつ安定したごみ処理を実施しつつ、ごみ処理施設の延命化を図ること、また、二酸化炭素排出量の削減や省エネルギー化を図ることを目的とし、適正な施設整備事業を実施します。 また、ごみの分別収集を継続し、再生できるものの資源化、ごみとして処分するものの減量化に努めます。 ごみ処理手数料については、将来的に安全で適正なごみ処理を維持できるよう、社会情勢や近隣市の状況等を踏まえた適正な手数料水準の検証を行いながら、現行制度を継続していきます。	ごみ処理施設の点検等により発見された不具合箇所の修繕工事を適切に行うことにより、安全かつ安定したごみ処理を継続しました。 また、ごみの分別収集を継続することで、再生できるものの資源化、ごみとして処分するものの減量化に努めたほか、プラスチック使用製品廃棄物等の分別収集開始に向け、適正な手法の検討を行いました。 ごみ処理手数料については、ごみ処理の有料化(有料指定ごみ袋制度等)を継続したほか、ごみ処理経費の検証を行いました。
(6) 適正処理困難物への対応	本市のごみ処理施設において適正な処理が困難なごみについては、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼し、適正に処理できる体制を構築します。 適正な処理体制を構築するため、市の処理施設では処理が難しく、民間の処理施設においても処理できる施設が限られている廃棄物の適正な処理体制の整備について、環境省や千葉県に対し要望していきます。	適正処理困難物について、生産者等が責任を持って回収・処理する体制を構築するなど拡大生産者責任の徹底を図る制度の確立を、全国都市清掃会議を通じて、国に対し要望しました。また、あらゆる商品について、デポジット方式を基本とした「消費→販売→製造」という「消費の逆ルート」での廃棄後の回収と発生抑制・再使用・再生利用を製造販売業者に義務付けるとともに、製造販売業者によって回収されない商品の販売を禁止する法律、いわゆる「EPR(生産者責任)法」の制定について、新たに要望しました。
(7) 不法投棄等の防止対策の強化	不法投棄や野外焼却の防止対策として、高性能監視カメラや不法投棄防止看板の設置、不法投棄防止等パトロール、不法投棄防止キャンペーンを実施し、市民一人ひとりの環境保全に対するモラル向上に向けた啓発活動等を行います。 また、各地域における不法投棄防止対策について、より効果的な手法について検討します。	不法投棄防止対策として、不法投棄多発地区に高性能監視カメラを新たに設置し、不法投棄防止等のパトロール実施回数を増やしたほか、不法投棄防止看板を設置するなどの対策を実施しました。 また、環境教育の一つとして市内小学校及び義務教育課程学校の4～6年生に対しポイ捨て防止ポスターを募集し、受賞作品についてはリサイクルフェア内での展示と市ウェブサイトへの掲載を行うことで、不法投棄防止に関する啓発を行いました。
(8) 資源物持ち去りの防止対策の強化	資源物や不燃・有害ごみの持ち去りについて、民間事業者等との協力関係の確立を検討します。	過去に資源物の持ち去り事案が発生した地域を中心にパトロールを実施し、行為者が特定できた事案については、行為者に対して指導を行いました。 また、市民等より資源物や不燃・有害ごみ持ち去りの通報があった地区については、重点的にパトロールを行うなど持ち去り防止対策の強化に努めました。
(9) 地球温暖化防止への取り組み	「八千代市第3次環境保全計画」に掲げる地球温暖化防止対策の目標水準に向けて、各種施策を着実に推進していきます。 可燃ごみなどの焼却対象量を減らし、八千代市清掃センターにおける一般廃棄物の処理に伴い発生する温室効果ガス(二酸化炭素、メタンなど)の分析を定期的に行い、環境に配慮した適正な施設の運営・管理をします。	地球温暖化防止対策として資源化を推進し、ごみとして処分するものの減量化を図るよう各種施策を推進したほか、可燃ごみ等の焼却対象量を減らすため、食品ロス削減や紙類・布類の資源化について啓発を行いました。 また、八千代市清掃センターにおいて一般廃棄物の処理に伴い発生している排出ガス(二酸化炭素濃度など)の測定を行い、適切な運転・管理を行いました。

施策項目(改訂前)		市が実施した内容と実績
(10)災害廃棄物への対応	大規模な地震や水害等の災害が発生した場合には、大量の災害廃棄物が発生するとともに、ごみ処理施設の機能にも重大な影響が生じる可能性があります。「八千代市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時に適正かつ円滑・迅速に処理を行うことができる体制の確保に努めます。	災害廃棄物の仮置場候補地の現地確認を行い、レイアウト案の検討を行うなど、「八千代市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時に適正かつ円滑・迅速に処理を行うことができる体制の確保に努めました。
(11)超高齢社会等への対応	自身でゴミを排出することが困難な方への支援について、廃棄物減量等推進員を中心とした地域コミュニティでの助け合いを推進するほか、関係部局と協議のうえ、他のサービス等による支援について検討します。	自身でゴミを排出することが困難な方からの相談を受けた際は、介護保険等のサービスやシルバー人材センターを案内する等の対応を行い、福祉部局で実施した調査などの情報共有を図り、ニーズの把握に努めました。
(12)新型コロナウイルス感染症への対応	令和元(2019)年度から流行した新型コロナウイルス感染症が流行する状況下であっても、安定したごみ処理を行うことが求められます。ごみの適正な排出方法を周知するとともに、国が令和2(2020)年9月に策定した「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン ^{*82} 」に基づき、適正な収集・運搬・処理を維持することができる体制の確保に努めます。	新型コロナウイルス感染症の感染者が排出するごみの出し方等について、市ウェブサイトにて周知・啓発したほか、「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に基づき、適正な収集・運搬・処理を維持することができる体制の確保に努めました。

第7章 ごみ処理の課題

第1節 ごみの排出抑制・減量化

本市のごみ排出量は、平成30（2018）年度まで減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う影響により、家庭系ごみの排出量は令和元（2019）年度から令和3（2021）年度にかけて大きく増加しました。新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う外出自粛等が緩和された令和4（2022）年度以降のごみ総排出量は減少傾向にあり、令和5（2023）年度は54,282 t（720.1 g/人・日）と過去10年間で最も少なくなり、国の目標（令和7（2025）年度：約850 g/人・日）を達成しています。

しかしながら、計画（改訂前）の目標値（令和10（2028）年度：664.6 g/人・日）は未達成の状況であることから、更なる減量化が必要です。

以上のことから、今後も市民や事業者への情報提供や啓発活動等といったこれまでのごみの排出抑制に係る取り組みを継続するとともに、特に家庭系ごみの減量に効果的な施策を検討していく必要があります。

第2節 収集運搬

本市の収集運搬量は、平成26（2014）年度から増加傾向にあり、新型コロナウイルス感染拡大の影響による片付けごみの排出量が増加したことにより、令和3（2021）年度に最も多くなりました。しかし、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う外出自粛等が緩和された令和4（2022）年度以降は減少に転じ、令和5（2023）年度の収集運搬量は過去10年間で最も少なくなっていますが、八千代市清掃センターへの直接搬入量が増加しています。

今後は、プラスチック使用製品等の分別収集開始に向けた新しい収集運搬体制の構築を検討するとともに、災害時などの非常時に適正かつ円滑・迅速に対応を行うことができる収集運搬体制を検討していく必要があります。

第3節 ごみの資源化

本市のリサイクル量及びリサイクル率は、令和5（2023）年度において、過去10年間で最も低い水準となり、国の目標並びに計画（改訂前）の数値目標が未達成となっています。また、ごみの組成割合を見ると、可燃ごみの中に紙類、布類、プラスチック等の資源化可能なごみが多く含まれており、これらの割合を削減していく必要があります。

今後は、分別収集の徹底や拠点回収、「再くるくん協力店」の活用を推進するとともに、本市において効果的な資源化の手法を検討していく必要があります。

第4節 中間処理

本市のごみ焼却対象量は、令和5（2023）年度において、過去10年間で最も少なくなりましたが、国の目標並びに計画（改訂前）の数値目標が未達成となっています。本市の可燃ごみには、紙類及び厨芥類がそれぞれ約3割含まれており、これらを減量化、資源化していくことが求められます。

また、本市の焼却処理施設及び粗大ごみ処理施設において安全かつ安定したごみ処理を継続して実施するために、施設の基幹的設備改良工事を計画するとともに、施設の適切な維持管理等を実施する必要があります。

第5節 最終処分

本市の最終処分量は、平成26年（2014）年度から増加傾向にあり、令和5（2023）年度は過去10年間で最も多くなり、最終処分率については計画（改訂前）の数値目標の達成は厳しい状況にあります。

今後も引き続き、最終処分量の削減に向け、焼却残さの資源化に努めるとともに、市民や事業者の協力のもと、ごみの排出抑制及び資源化を促進する必要があります。

なお、本市の最終処分場は、管理型の最終処分場であり、現在、第3次最終処分場（埋立容量141,000 m^3 ）において埋立を行っています。その埋立期間は令和18（2036）年までを計画していますが、令和5（2023）年度末現在の残余容積は93,010.6 m^3 であり、現状では令和18（2036）年までの埋立処分が可能な見込みとなっています。今後も引き続き安定した埋立処分が実施できるよう、適切な処理・処分、維持管理を継続するとともに、埋立処分量の減量化を図っていく必要があります。

第6節 その他の課題

1 プラスチック使用製品廃棄物等の分別収集並びに再商品化に向けた取り組み

国においては、令和4（2022）年4月にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（以下、「プラスチック資源循環促進法」といいます。）が施行され、プラスチック使用製品の排出抑制や資源化に係る取り組みや考え方が取り入れられるようになりました。

本市においては、現在、プラスチックは可燃ごみとして収集・処理しており、可燃ごみの中の約2割をプラスチックが占めていることが、リサイクル率が低減している要因の一つと考えられます。そのため、本市では、プラスチック使用製品廃棄物等の分別収集並びに再商品化の開始に向けて、適正な手法等の検討を進めています。

今後も、市民や事業者と一体となり、効率的かつ適正な処理ができる体制の検討等、より一層のプラスチック使用製品廃棄物等の資源化実施に向けた取り組みを進める必要があります。また、プラスチック使用製品等の分別収集の開始時は、市民に対し、プラスチックの適切な分別方法等についての情報提供や啓発を徹底していく必要があります。

2 食品ロスの削減

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品であり、食品の生産・製造、流通、消費の各段階において、多様な形態で発生しています。国の推計によると、令和4（2022）年度における日本の食品ロス量は約472万tと試算されており、この内訳は、家庭系食品ロス及び

事業系食品ロスが共に約 50%となっています。

国では、第四次循環型社会形成推進基本計画において、家庭内から排出される食品ロス量を令和 12（2030）年度までに平成 12（2000）年度比で半減させることを目標とし、第五次循環型社会形成推進基本計画においても継続的に取り組む方針としています。事業者から排出される食品ロスについては、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針^{*83}」（令和元（2019）年 7 月公表）において、同じく令和 12（2030）年度までに平成 12（2000）年度比で半減させることとしています。また、令和元（2019）年 10 月に施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」では、食品ロス削減に向けて、国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力を図っていくこととしています。

千葉県では、食品ロス削減に関する数値目標を定めず、展開する施策の中で、食品ロス削減の推進に向けた体制を構築し、県全体として食品ロス削減に努めるとしています。現在、「ちば食べきりエコスタイル（ちば食べエコ）」の取り組みが推進されており、ちば食べエコ協力店^{*84}の募集や、家庭及び外食時の「食べきり」、「食べ残しの削減」について啓発しています。

本市においては、食品ロス削減アクションプランを策定し、市民や事業者に対し、食品ロス削減に関する取り組みの情報提供や啓発を実施してきました。また、生ごみたい肥化容器等の補助金交付制度を継続し、生ごみの減量を促進しました。今後も引き続き、実践しやすい取り組み事例等を周知するとともに食品ロス削減を意識づけるための啓発を行い、市民や事業者と一体となって食品ロス削減に向けた取り組みを継続して行う必要があります。

3 ごみ処理経費の削減

本市におけるごみ処理経費は、平成 29（2017）年度に大きく減少した後、令和 4（2022）年度にかけて微増傾向にあり、内訳では委託費が最も多くなっています。

令和 4（2022）年度における 1 人当たりの処理経費及び 1 t 当たりの処理経費は、国及び県の実績よりも低くなっていますが、近隣市町村や類似団体と比較すると 1 人当たりの処理経費は多くなっています。

今後は、ごみ処理経費の削減を図るため、更なるごみの減量や資源化、分別収集を推進し、効率的な廃棄物処理体制の構築を進める必要があります。

4 温室効果ガスの削減

本市においては、持続可能なまちづくりに向けた環境保全活動の推進と循環型社会の形成に取り組むこととともに、脱炭素社会への取り組みを通じて地球温暖化に向き合うべく、令和 2（2020）年 12 月にゼロカーボンシティを宣言し、「2050 年二酸化炭素の排出量実質ゼロ」を目指して取り組みを進めています。本市の焼却処理施設においても、施設の延命化と二酸化炭素排出量の縮減を図るため、平成 26（2014）年度から平成 28（2016）年度にかけて基幹的設備改良工事を実施し、安全で適正かつ効率的な焼却処理を実施しています。一方で、本市はプラスチックを可燃ごみとして収集・処理しているほか、可燃ごみの中には資源化可能なごみも多く含まれているため、焼却量を減らすことで、焼却処理施設から発生するごみ由来の温室効果ガスを削減する必要があります。

今後は、ごみ処理に伴い発生する温室効果ガスの削減並びにゼロカーボンシティの達成に向け、更なるごみの減量や資源化を推進するとともに、プラスチック使用製品廃棄物等の分別収集の実施や廃棄物処理施設の省エネルギー化の推進、熱エネルギーの有効利用、再生可能エネルギーへの切り替え等を検討する必要があります。

第8章 ごみ排出量の見込み

第1節 ごみ排出量の予測方法

ここでは現状の傾向が継続した場合のごみ排出量（⑤ごみ排出量の予測）を算出します。

本計画の目標年度は令和10（2028）年度ですが、長期的視点から、計画期間後10年間の将来予測も行うこととします。

令和6（2024）年度以降のごみ排出量予測の算出にあたっては、平成26（2014）年度から令和5（2023）年度の排出量の実績を基に各推計式から推計を行います。

なお、新型コロナウイルス感染症は令和2（2020）年度から令和3（2021）年度にかけて、ごみ排出量に大きな影響を及ぼしましたが、令和4（2022）年度以降は新型コロナウイルス感染症拡大前の水準に戻りつつあります。このことから、令和2（2020）年度及び令和3（2021）年度の実績値は考慮しないものとし、各推計式により推計した予測値から、見込値の推計を行います。

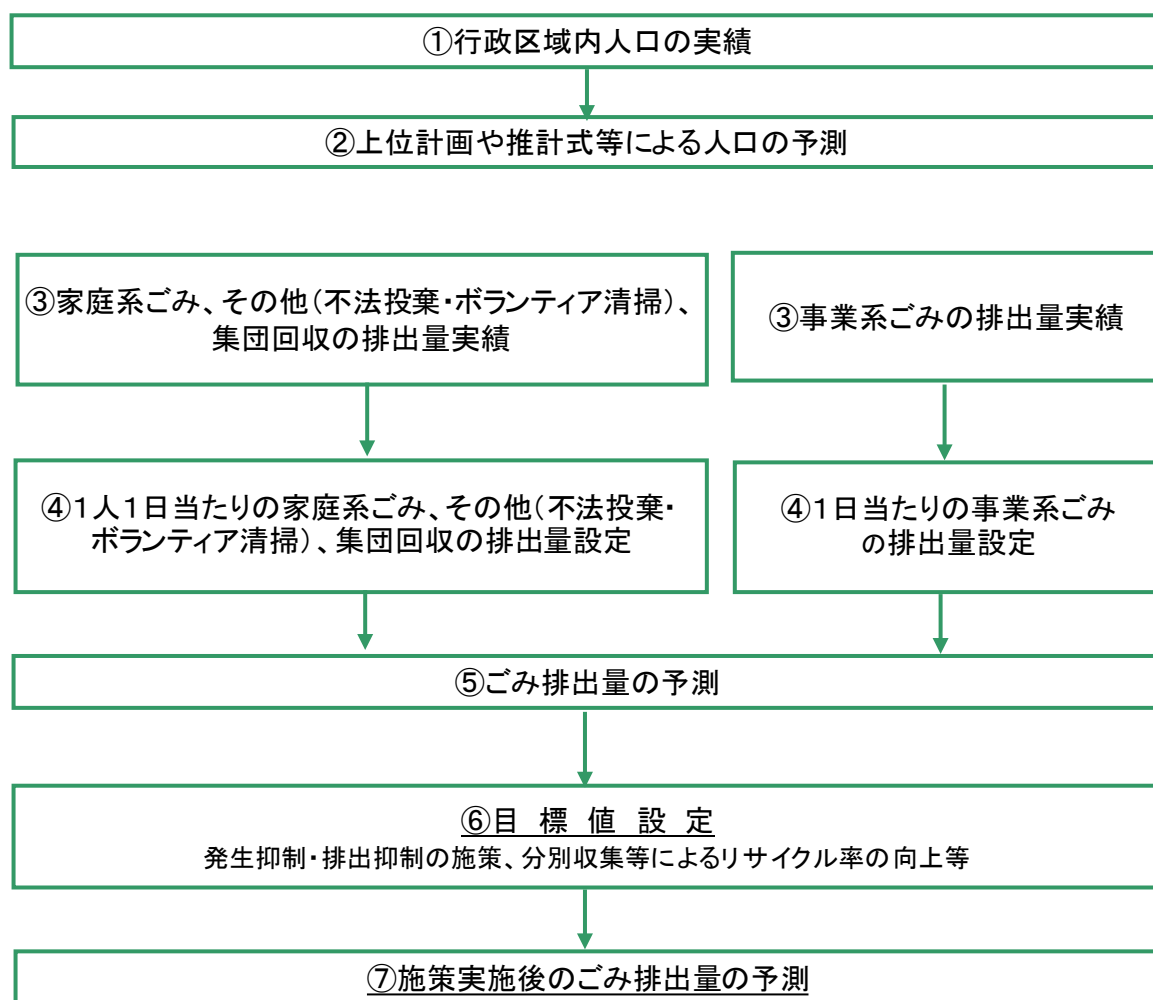


図3-18 ごみ排出量の予測フロー

表3-37 将来予測に用いる推計式

推計式の名称	推 計 式	特 徴
一次傾向線	$y=a+b \cdot x$	最も基本となる式であり、傾きが一定で直線的に推移する式。直線的に増加又は減少することから、長期の予測では不自然な傾向となってしまうこともあり、予測値の妥当性を判断する必要がある。
二次傾向線	$y=a+b \cdot x+c \cdot x^2$	実績が緩やかな曲線を描く場合は、ある程度正確であるが、増減を繰り返す場合や、増加の後に減少になる場合などは傾向が極端に出る。
一次指数曲線	$y=a \cdot b^x$	実績値にばらつきが少ない場合に良く適合する式であり、多くの場合において実績値の増減率が徐々に大きくなることから、長期的な予測をする場合は、予測値の妥当性について判断する必要がある。
べき乗曲線	$y=a \cdot x^b$	一次指数式と同様に、徐々に増減率が大きくなっていく式であるが、推計式の特性上、実績値が減少傾向となっている場合には推計結果が得られないことがある。
ルート式	$y=a+b \cdot \sqrt{x}$	徐々に増減率が緩やかになっていくような曲線的推移を示す場合に用いられる予測式である。
対数式	$y=a+b \cdot \log x$	徐々に増減率が収束していくような推移となる推計式である。長期の予測でも実績値との乖離が少なく、比較的採用しやすい式である。
ロジスティック式	$y=k/(1+a \cdot e^{-bx})$	生物の固体数の変化を表すモデルとして考案された式であり、成長曲線とも呼ばれる。 一般的に、飽和値kはその環境下で存在できる最大値を示す定数であり、yが増加するにつれ、増加率は抑制され、最終的には飽和値に収束していく。

※a, b, c=実績値から定められる係数、y=人口又はごみ量等、x=時間係数

第2節 収集計画人口

収集計画人口は、「八千代市人口ビジョン^{*85}」（令和5（2023）年3月改訂）の将来予測人口を採用します。

増加傾向にある人口は、令和5（2023）年度時点で 205,965 人であり、本計画の目標年度である令和 10（2028）年度にピークを迎え 210,267 人になると予測されています。

〔実績値〕

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
人口 (人)	194,438	195,371	196,144	197,723	198,965	200,275	202,561	203,524	204,818	205,965

〔予測値〕

年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R20 年度
人口 (人)	208,414	209,705	209,877	210,094	210,267	204,514

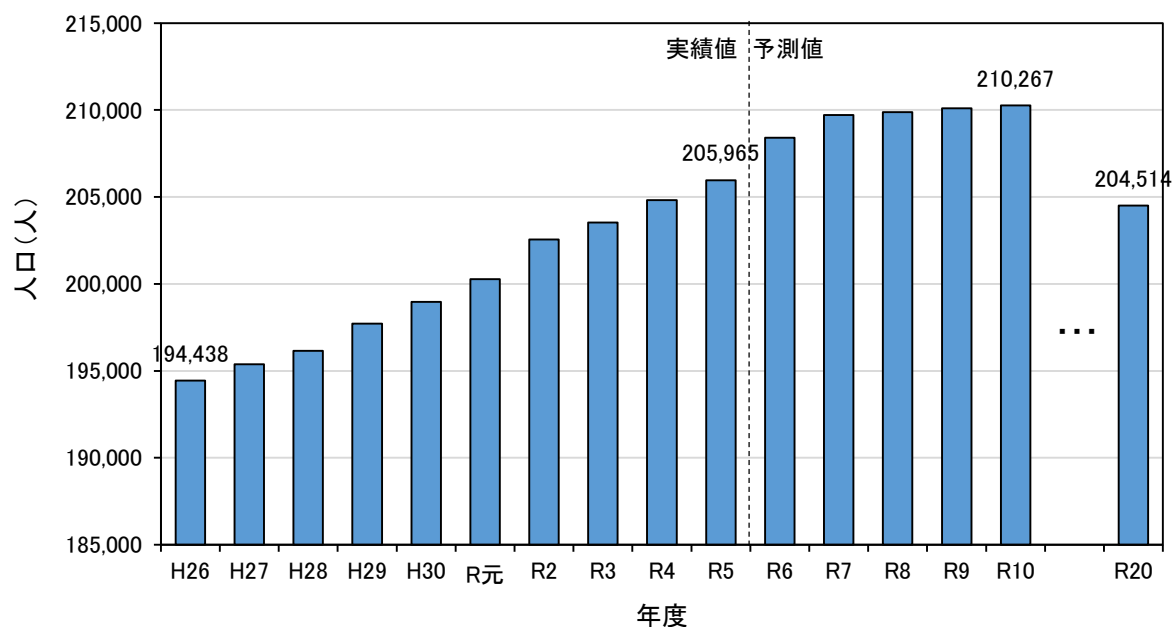


図3-19 将来予測人口

第3節 家庭系ごみ排出量の予測

1 可燃ごみの予測

可燃ごみ排出量は、平成 28（2016）年度以降減少傾向にありましたが、令和元（2019）年度から令和 2（2020）年度にかけて、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う外出自粛等の影響により増加しました。令和 3（2021）年度以降は再度減少に転じ、令和 5（2023）年度の 1 人 1 日当たり可燃ごみ排出量は 438.9 g で、過去 10 年間で最も少なくなっています。また、令和 6（2024）年 9 月現在の可燃ごみ量は、令和 5（2023）年度と同等の水準で推移しています。

以上のことから、令和 6（2024）年度は、令和 5（2023）年度の水準で推移し、令和 7（2025）年度以降は、各推計式から推計した予測値のとおり減少傾向が継続すると予測します。

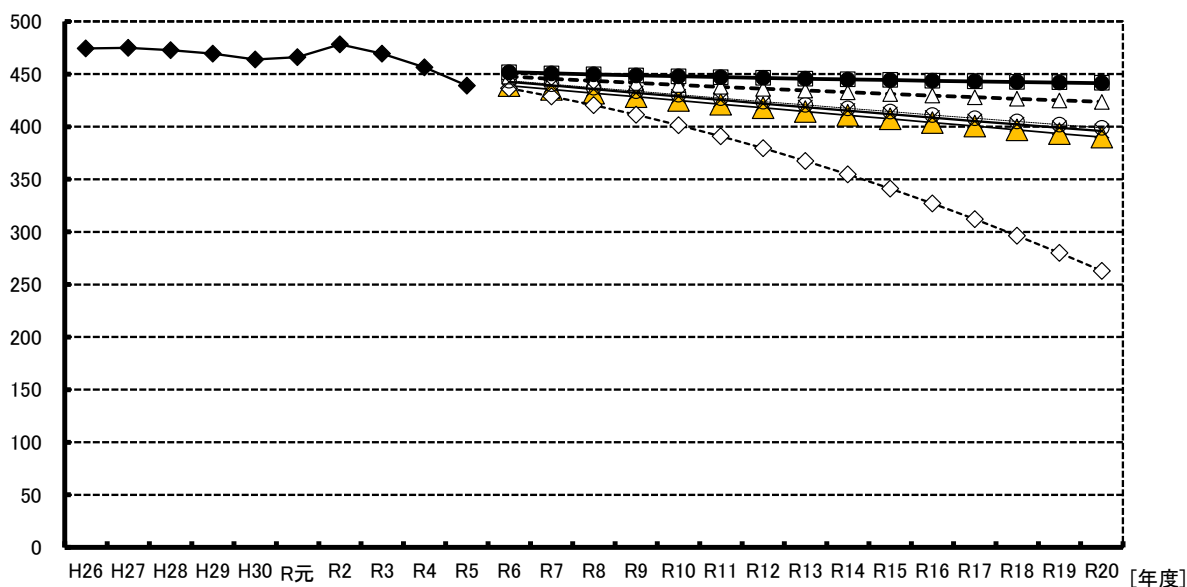
〔実績値〕

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
実績値(g/人・日)	474.5	474.8	472.9	469.3	464.0	466.1	478.2	469.4	456.4	438.9

〔予測値〕

年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R20 年度
採用値(g/人・日)	438.9	435.4	431.9	428.4	424.9	390.0

〔g/人・日〕



—◆— 実績値	—▲— ①直線式 (一次傾向線)	---◇--- ②二次式 (二次傾向線)	—○— ③指数式 (一次指数曲線)
—□— ④べき乗式 (べき乗曲線)	---△--- ⑤ルート式	—●— ⑥対数式	—×— ⑦ロジスティック式

採用値

図 3-20 可燃ごみの将来予測

2 不燃ごみの予測

過去 10 年の 1 人 1 日当たり不燃ごみ排出量は 10.7g～12.3g 程度で推移しています。また、令和 6（2024）年 9 月現在の不燃ごみ量は、令和 5（2023）年度と同等の水準で推移しています。

以上のことから、令和 6（2024）年度は、令和 5（2023）年度の水準で推移し、令和 7（2025）年度以降は、各推計式から推計した予測値のとおり微減傾向が継続すると予測します。

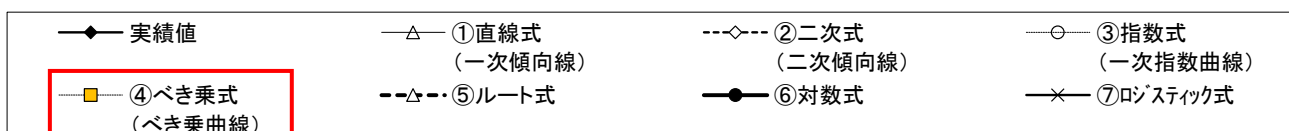
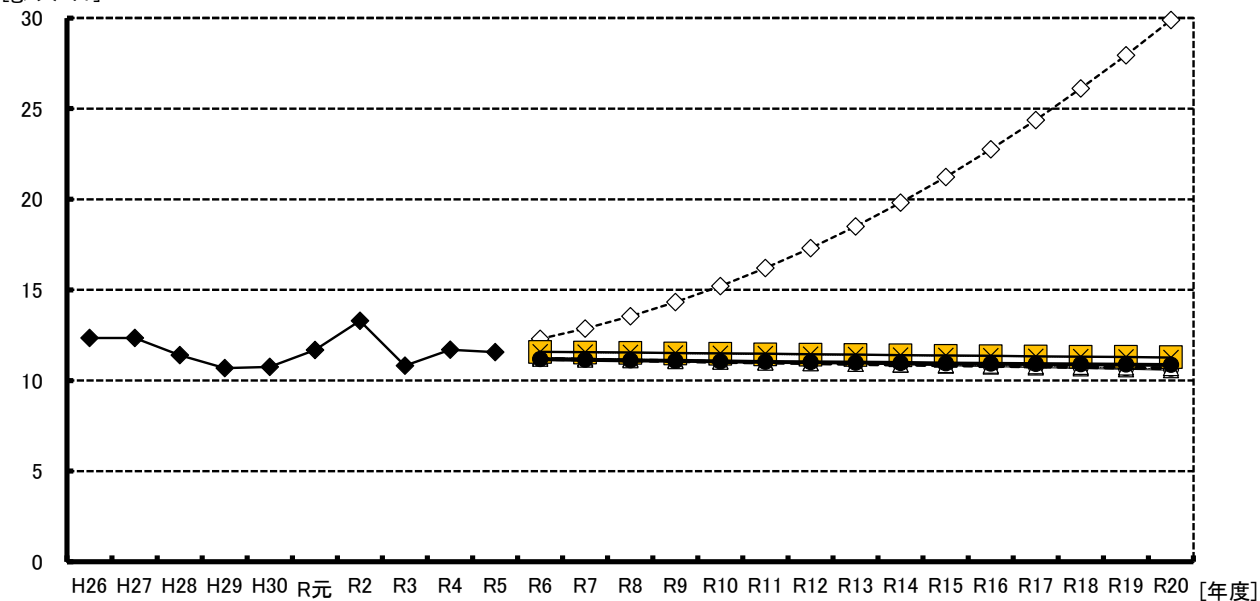
〔実績値〕

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
実績値(g/人・日)	12.3	12.3	11.4	10.7	10.8	11.7	13.3	10.8	11.7	11.6

〔予測値〕

年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R20 年度
採用値(g/人・日)	11.6	11.5	11.5	11.5	11.5	11.3

[g/人・日]



採用値

図 3-21 不燃ごみの将来予測

3 有害ごみの予測

令和5（2023）年度の1人1日当たり有害ごみ排出量は0.7gで、平成26（2014）年度以降、減少傾向にあります。また、令和6（2024）年9月現在の有害ごみ量は、令和5（2023）年度と同等の水準で推移しています。

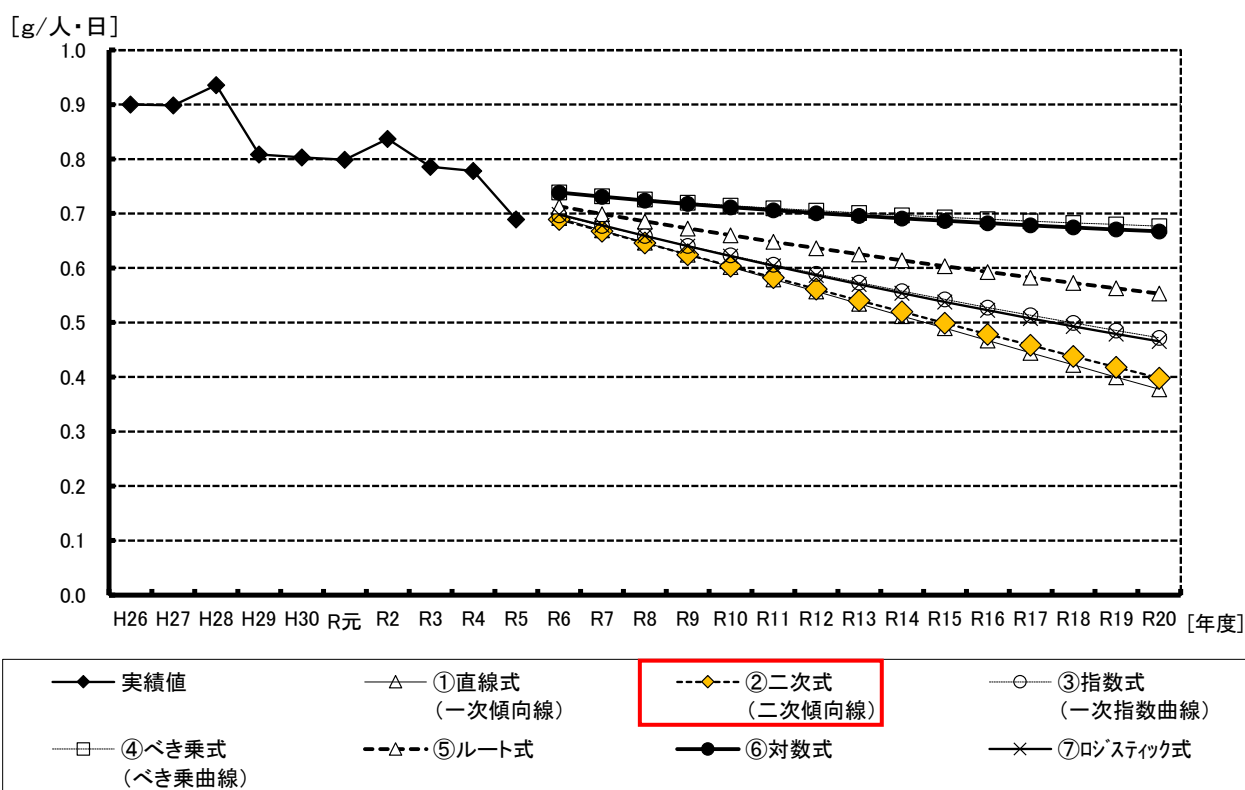
以上のことから、令和6（2024）年度は、令和5（2023）年度の水準で推移し、令和7（2025）年度以降は、各推計式から推計した予測値のとおり減少傾向が継続すると予測します。

〔実績値〕

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
実績値(g/人・日)	0.9	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.7

〔予測値〕

年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R20 年度
採用値(g/人・日)	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.4



採用値

図3-22 有害ごみの将来予測

4 粗大ごみの予測

過去 10 年の 1 人 1 日当たり粗大ごみ排出量は 18.7g～24.6g 程度で推移しています。また、令和 6（2024）年 9 月現在の粗大ごみ量は、令和 5（2023）年度と同等の水準で推移しています。

以上のことから、令和 6（2024）年度は、令和 5（2023）年度の水準で推移し、令和 7（2025）年度以降は、各推計式から推計した予測値のとおり微増傾向が継続すると予測します。

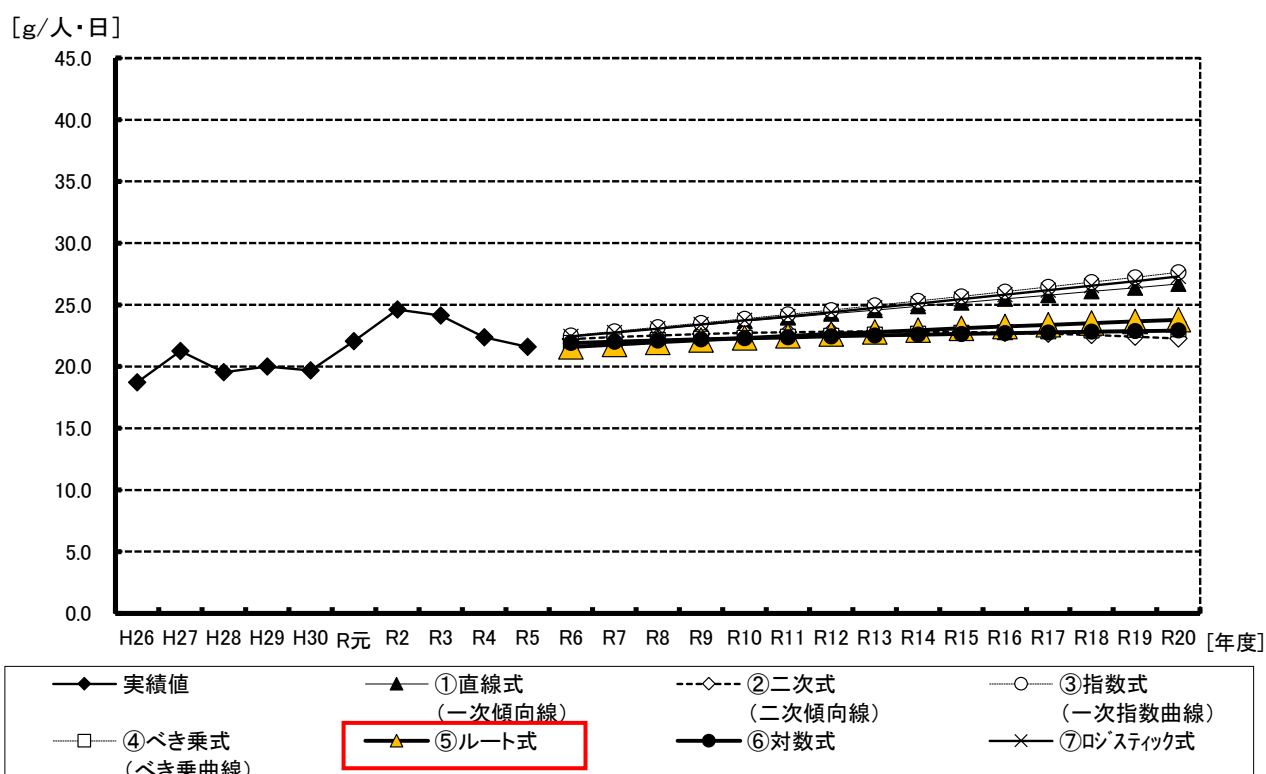
〔実績値〕

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
実績値(g/人・日)	18.7	21.2	19.6	20.0	19.7	22.1	24.6	24.1	22.4	21.6

※令和 2 年 1 月以降の計量方法に換算した値を記載しています。

〔予測値〕

年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R20 年度
採用値(g/人・日)	21.6	21.8	22.0	22.1	22.3	23.8



採用値

図 3-23 粗大ごみの将来予測

5 資源物の予測

平成 26（2014）年度以降の1人1日当たり資源物排出量は減少傾向となっており、令和2（2020）年度には新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う外出自粛等の影響により増加しましたが、令和3（2021）年度以降は再度減少に転じています。

品目ごとの動向に違いがあると見込まれることから、品目ごとに予測値を推計し、その合計を資源物の予測値とします。

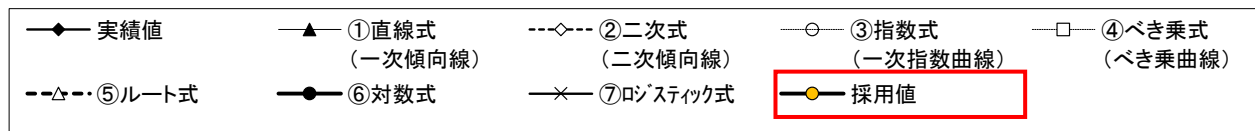
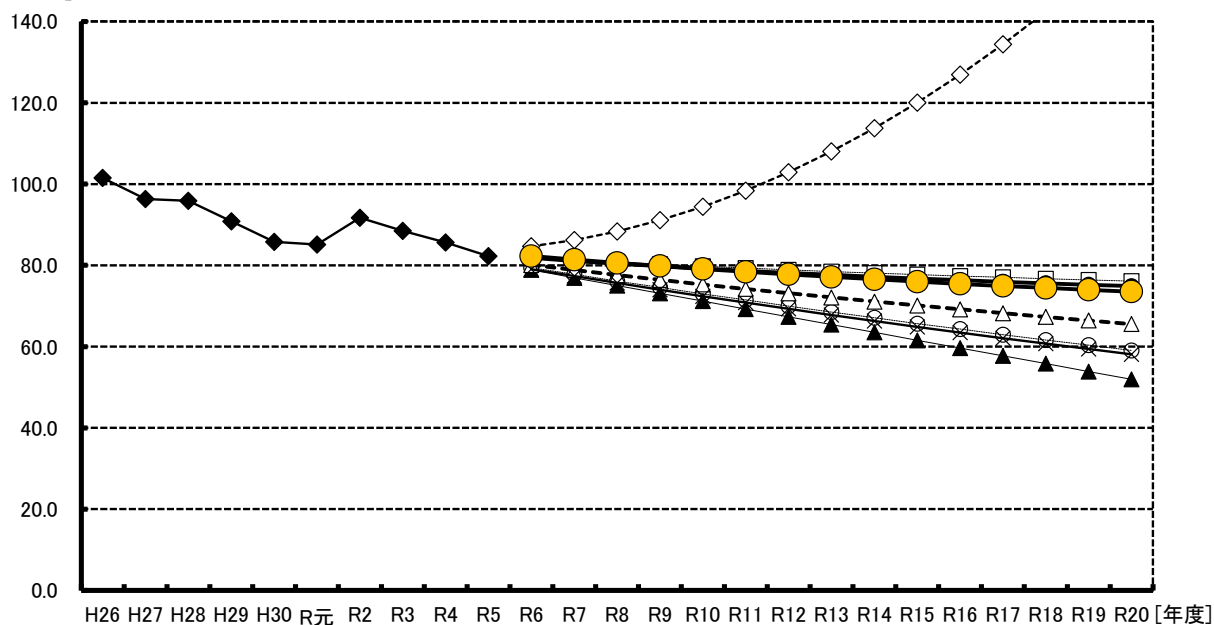
〔実績値〕

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
実績値(g/人・日)	101.5	96.3	95.8	90.8	85.8	85.1	91.7	88.5	85.6	82.3

〔予測値〕

年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R20 年度
採用値(g/人・日)	82.3	81.4	80.6	79.8	79.1	73.5

[g/人・日]



採用値

図3-24 資源物の将来予測

第4節 事業系ごみ排出量の予測

1日当たり事業系ごみ排出量は、平成26（2014）年度から令和元（2019）年度までは31.9t～33.8t程度で推移していましたが、令和2（2020）年度には新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う外出自粛等の影響により減少し、令和3（2021）年度以降は増加に転じています。なお、令和6（2024）年9月現在の事業系ごみ排出量は、令和5（2023）年度と同等の水準で推移しています。

以上のことから、令和6（2024）年度は、令和5（2023）年度の水準で推移し、令和7（2025）年度以降は、各推計式から推計した予測値のとおり減少傾向が継続すると予測します。

〔実績値〕

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
実績値（t/日）	32.6	33.8	33.3	32.7	31.9	33.2	29.6	31.6	31.7	30.4

〔予測値〕

年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R20 年度
採用値(t/日)	30.4	30.2	29.9	29.7	29.4	26.8

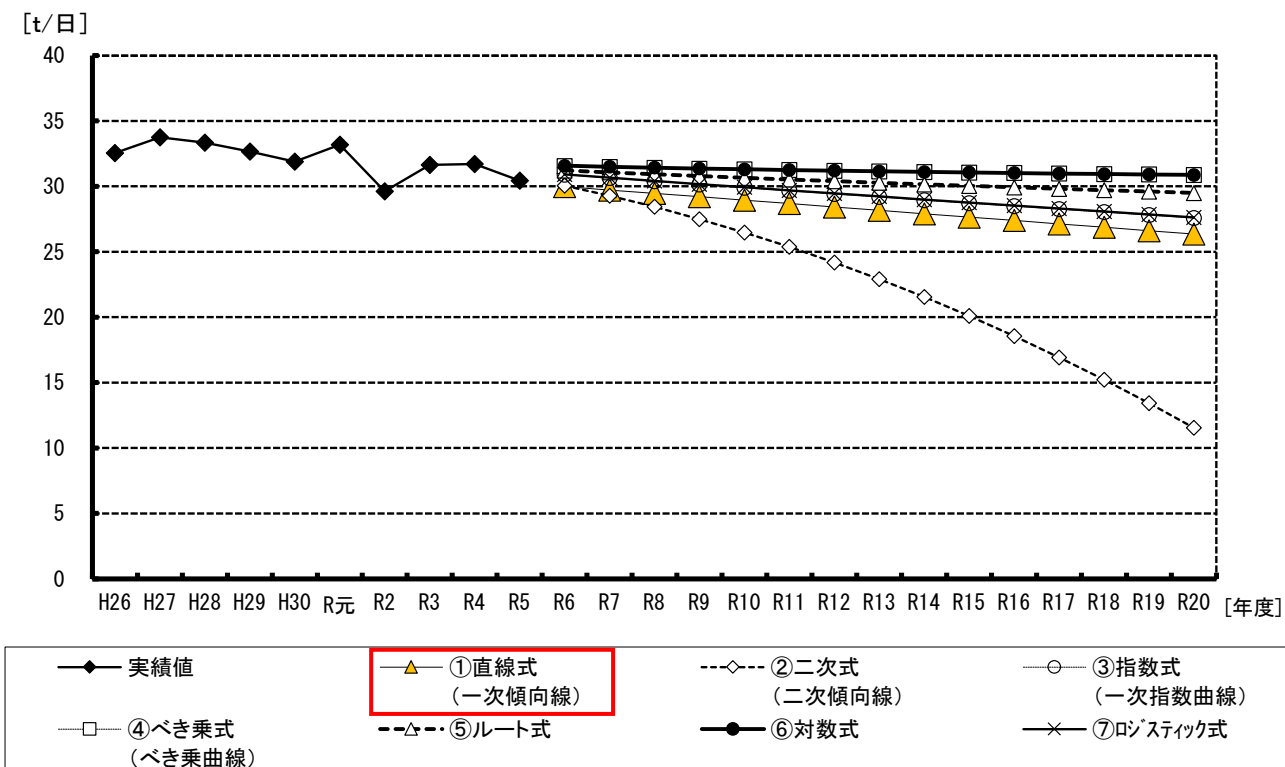


図3-25 事業系ごみ排出量の将来予測

第5節 その他排出量（不法投棄・ボランティア清掃）の予測

過去10年の1人1日当たりその他排出量は0.5g～0.9gで推移しています。

なお、令和6（2024）年9月現在のその他排出量は、令和5（2023）年度と同等の水準で推移していることから、令和6（2024）年度は、令和5（2023）年度の水準で推移し、令和7（2025）年度以降は、各推計式から推計した予測値のとおり減少傾向が継続すると予測します。

〔実績値〕

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
実績値(g/人・日)	0.7	0.7	0.9	0.7	0.7	0.7	0.5	0.5	0.6	0.6

〔予測値〕

年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R20 年度
採用値(g/人・日)	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.3

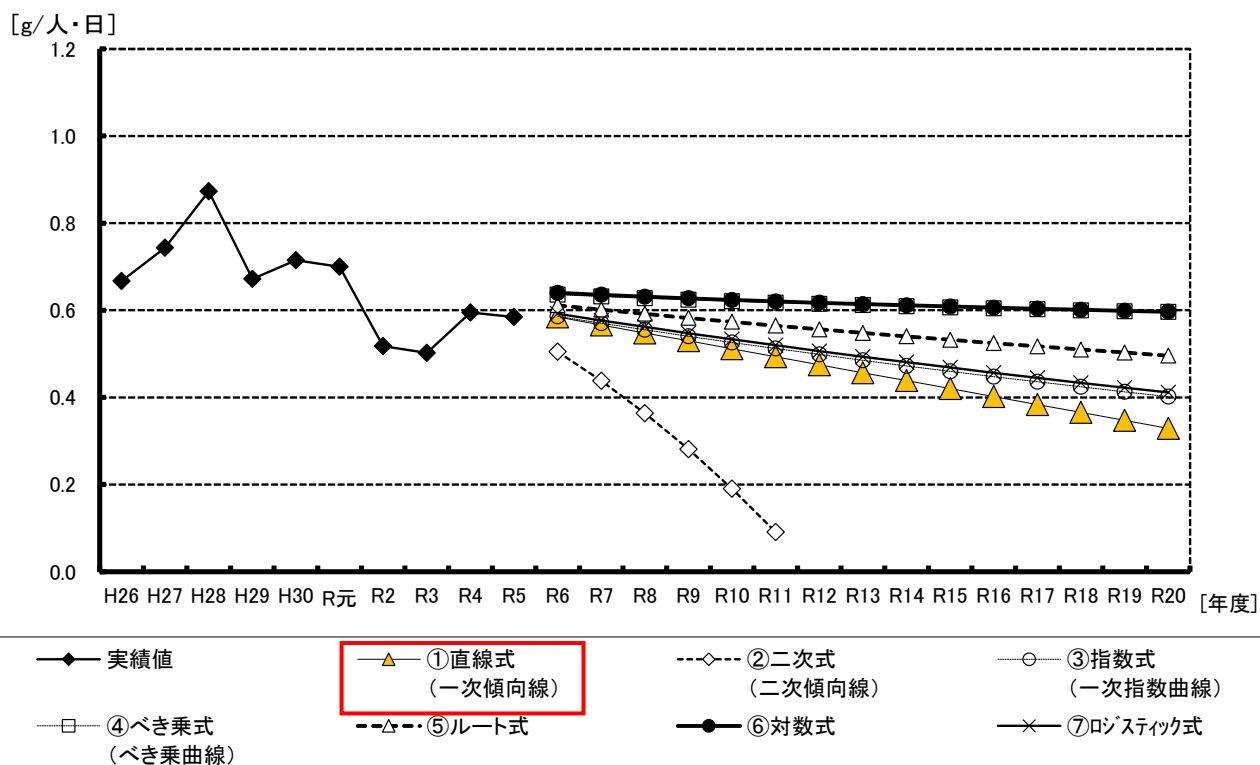


図3-26 その他排出量の将来予測

第6節 集団回収量の予測

過去10年の1人1日当たり排出量は減少傾向で推移しています。

新聞、雑誌などのペーパーレス化による排出量の減少や、「再くるくん協力店」などの店頭回収利用者の増加により、集団回収量が減少したものと考えられます。

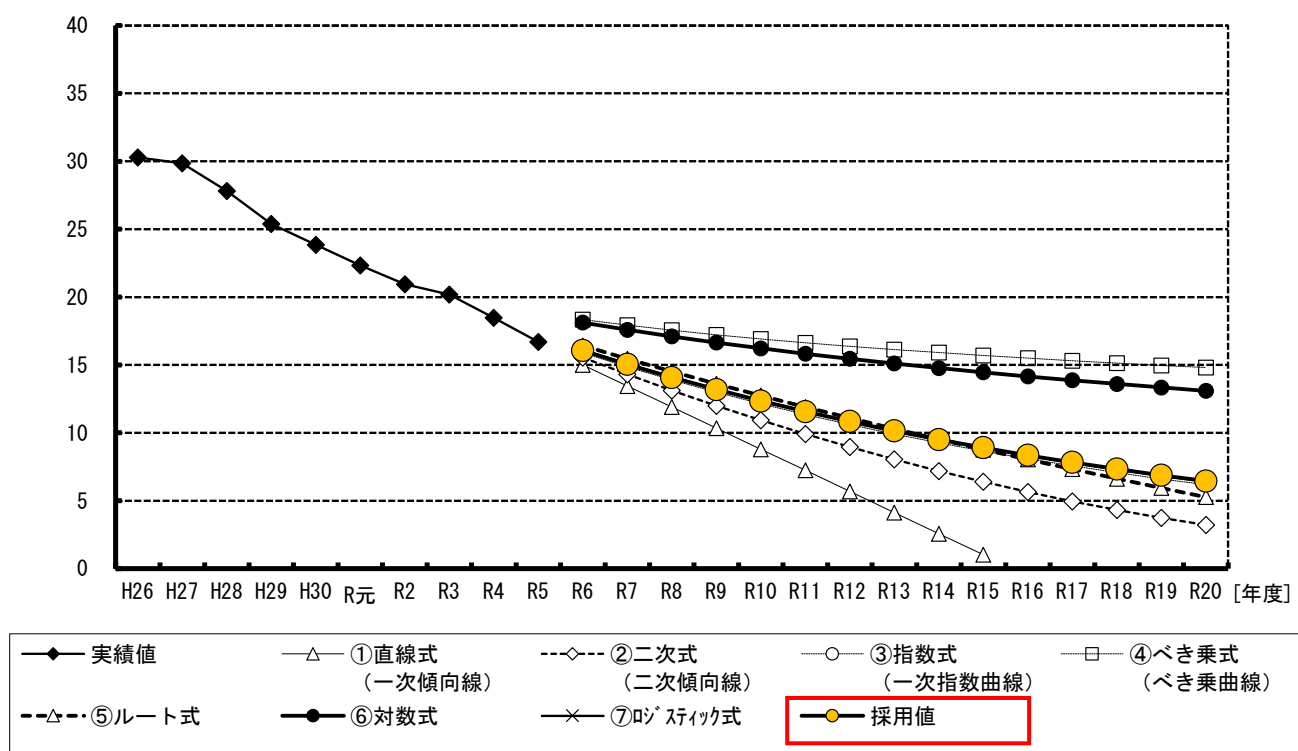
品目ごとの動向に違いがあると見込まれることから、品目ごとに予測値を推計し、その合計を集団回収量の採用値とします。

〔実績値〕

年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
実績値(g/人・日)	30.3	29.8	27.8	25.4	23.9	22.3	20.9	20.2	18.5	16.7

〔予測値〕

年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R20 年度
採用値(g/人・日)	16.1	15.0	14.1	13.2	12.3	6.4



採用値

図3-27 集団回収量の将来予測

第7節 ごみ総排出量の見込み

家庭系ごみ、事業系ごみ、集団回収について、それぞれ予測した結果、現状の傾向が継続した場合のごみ総排出量は、令和 10（2028）年度には 53,039 t、令和 20（2038）年度には 47,537 t となります。

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）は、令和 10（2028）年度には 459.3g、令和 20（2038）年度には 425.4g と減少していく予測となっています。

リサイクル率については、令和 10（2028）年度には 18.6%、令和 20（2038）年度には 18.2% となる予測となっています。

表3-38 ごみ総排出量の見込み

区分	単位	実績	予測					
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度 (目標)	R20年度
年間日数	日	366	365	365	365	366	365	365
人口	人	205,965	208,414	209,705	209,877	210,094	210,267	204,514
ごみ総排出量	t/年	54,282	54,597	54,369	53,915	53,625	53,039	47,537
ごみ排出量	t/年	53,023	53,375	53,217	52,836	52,611	52,091	47,056
家庭系ごみ排出量	t/年	41,840	42,222	42,160	41,875	41,716	41,322	37,247
可燃ごみ	t/年	33,086	33,388	33,327	33,087	32,943	32,612	29,112
不燃ごみ	t/年	872	880	883	882	883	879	842
有害ごみ	t/年	52	52	51	50	48	46	30
粗大ごみ	t/年	1,627	1,642	1,667	1,683	1,703	1,713	1,775
資源物	t/年	6,203	6,259	6,231	6,174	6,139	6,071	5,488
紙・布類	t/年	3,761	3,795	3,781	3,750	3,733	3,697	3,394
ペットボトル	t/年	665	671	688	703	720	733	872
白色トレイ	t/年	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
廃食用油	t/年	3	3	3	3	3	3	3
缶・金属類	t/年	588	593	590	585	581	574	509
びん類	t/年	1,187	1,198	1,169	1,134	1,102	1,065	711
プラスチック類	t/年	-	0	0	0	0	0	0
事業系ごみ	t/年	11,139	11,109	11,014	10,919	10,855	10,730	9,784
可燃ごみ	t/年	11,022	10,805	10,713	10,621	10,558	10,437	9,517
不燃ごみ	t/年	1	2	2	2	2	2	2
有害ごみ	t/年	1	1	1	1	1	1	1
粗大ごみ	t/年	115	301	298	296	294	291	265
その他排出量(不法投棄、ボランティア)	t/年	44	45	43	42	41	39	25
集団回収量	t/年	1,259	1,222	1,151	1,079	1,014	948	481
紙・布類	t/年	1,241	1,204	1,133	1,061	996	929	463
金属類	t/年	17	18	18	18	18	19	19
1人1日当たりのごみ総排出量	g/人・日	720.1	717.7	710.3	703.8	697.4	691.1	636.8
ごみ排出量	g/人・日	703.4	701.6	695.3	689.7	684.2	678.7	630.4
家庭系ごみ排出量	g/人・日	555.0	555.0	550.8	546.6	542.5	538.4	499.0
可燃ごみ	g/人・日	438.9	438.9	435.4	431.9	428.4	424.9	390.0
不燃ごみ	g/人・日	11.6	11.6	11.5	11.5	11.5	11.5	11.3
有害ごみ	g/人・日	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.4
粗大ごみ	g/人・日	21.6	21.6	21.8	22.0	22.1	22.3	23.8
資源物	g/人・日	82.3	82.3	81.4	80.6	79.8	79.1	73.5
紙・布類	g/人・日	49.9	49.9	49.4	49.0	48.5	48.2	45.5
ペットボトル	g/人・日	8.8	8.8	9.0	9.2	9.4	9.6	11.7
白色トレイ	g/人・日	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
廃食用油	g/人・日	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04
缶・金属類	g/人・日	7.8	7.8	7.7	7.6	7.6	7.5	6.8
びん類	g/人・日	15.7	15.7	15.3	14.8	14.3	13.9	9.5
家庭系ごみ排出量(資源物を除く)	g/人・日	472.7	472.7	469.4	466.0	462.7	459.3	425.4
事業系ごみ排出量	g/人・日	147.8	146.0	143.9	142.5	141.2	139.8	131.1
その他排出量(不法投棄、ボランティア)	g/人・日	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.3
集団回収量	g/人・日	16.7	16.1	15.0	14.1	13.2	12.3	6.4
紙・布類	g/人・日	16.5	15.8	14.8	13.8	12.9	12.1	6.2
金属類	g/人・日	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3
1日当たりの事業系ごみ排出量	t/日	30.4	30.4	30.2	29.9	29.7	29.4	26.8
リサイクル量	t/年	9,693	10,375	10,278	10,138	10,035	9,883	8,640
リサイクル率	-	17.9%	19.0%	18.9%	18.8%	18.7%	18.6%	18.2%

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

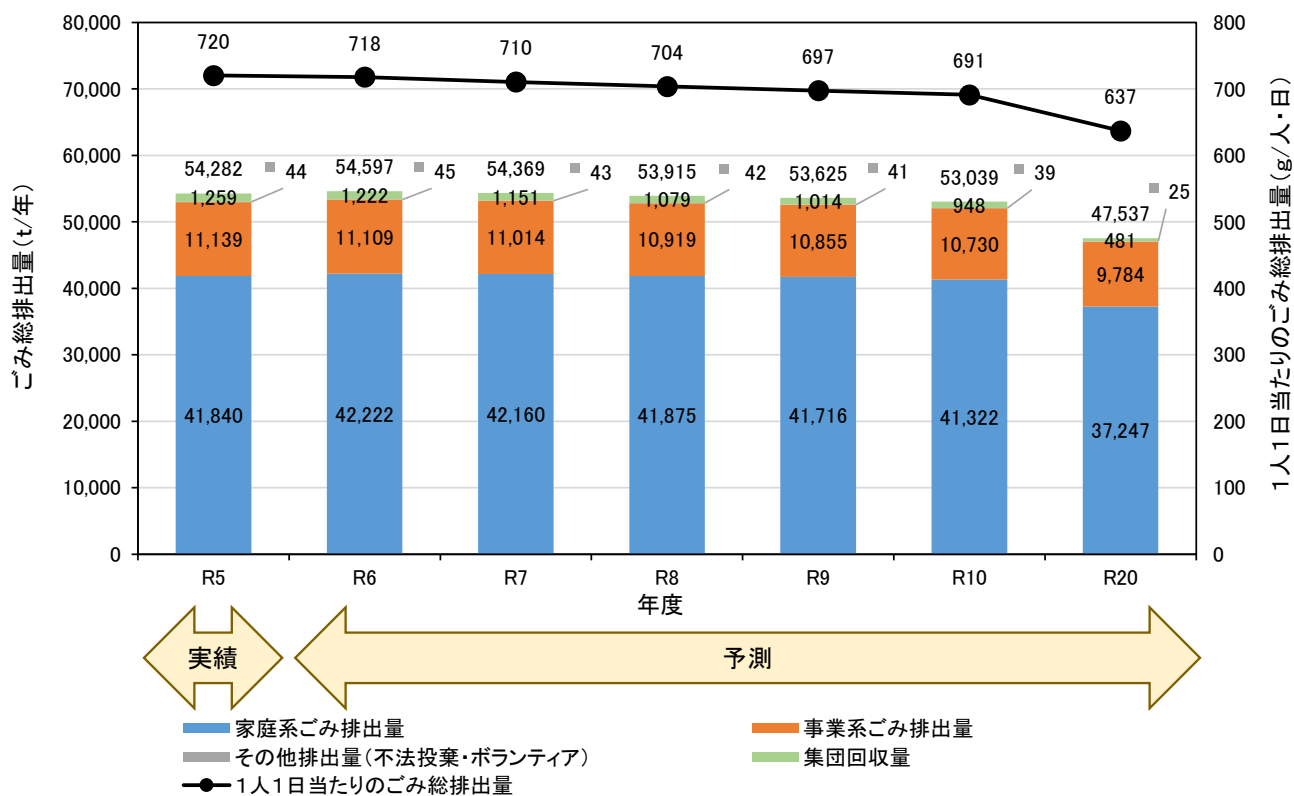


図3-28 ごみ総排出量の見込み

第1節 ごみ処理の基本目標

持続可能な社会を形成するためには、ごみの発生抑制、減量化、適正処理及び資源の循環的な利用により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減することで、自然環境を保全する循環型社会へ転換する必要があります。家庭及び事業所から排出されるごみの処理のみならず、商品の生産、流通、消費という各段階においての施策を講じていくことが重要であり、市民・事業者それぞれが自身に深く関係する問題として捉えていく必要があります。

そこで、計画（改訂前）に引き続き、本計画の基本目標を以下のとおり設定し、市民・事業者・行政が一体となって循環型社会の形成に向けた取り組みを推進していくことを目標とします。

基本目標

自然環境にやさしい「再くる都市 八千代」をめざして
～市民・事業者・行政の三者でつなぐ循環型社会～

基本目標			
自然環境にやさしい「再くる都市 八千代」を目指して ～市民・事業者・行政の三者でつなぐ循環型社会～			
基本方針1		基本方針2	
市民・事業者・行政で連携する 4Rの取り組み		環境負荷の少ない 適正処理・処分の実施	
指標	R5年度実績値	R10年度現状推移	R10年度目標値
①ごみ総排出量	54,282 t	53,039 t	51,008 t
②1人1日当たりのごみ総排出量	720.1 g	691.1 g	664.6 g
③1人1日当たりの家庭系ごみ排出量 (資源物を除く)	472.7 g	459.3 g	421.6 g
④事業系ごみ排出量	11,139 t	10,730 t	9,908 t
⑤1人1日当たりごみ焼却対象量	605.4 g	576.6 g	529.8 g
⑥リサイクル率	17.9 %	18.6 %	22.6 %
⑦最終処分量	4,033 t	3,174 t	2,800 t
⑧廃棄物焼却による温室効果ガス排出量	24.4 千t-CO ₂	24.3 千t-CO ₂	21.4 千t-CO ₂

目標達成のための取り組み				
Refuse (リフューズ)	Reduce (リデュース)	Reuse (リユース)	Recycle (リサイクル)	その他
マイバッグ等の 利用促進	食品ロス削減	物の長期使用	分別の徹底	情報提供 啓発

図3-29 計画の構成図

第2節 ごみ処理の基本方針

基本目標を実現するため、取り組みの柱となる基本方針を次のとおりとします。

方針1 市民・事業者・行政で連携する4Rの取り組み

循環型社会の形成のためには、ごみの発生抑制や排出抑制の他に資源循環に向けた様々な取り組みが必要であることから、より一層の推進に向け Reduce（排出抑制・減らす）、Reuse（再利用）、Recycle（資源循環）の3Rに Refuse（発生抑制・断る）を加えた4Rの取り組みを、計画（改訂前）に引き続き推進します。

また、重点的な取り組みとして、可燃ごみに多く含まれている資源物となる紙ごみの分別や食品ロス削減を積極的に推進していくとともに、プラスチック使用製品廃棄物等の分別収集実施に向けた取り組みを進めていきます。

方針2 環境負荷の少ない適正処理・処分の実施

効率的・効果的にごみの減量化と資源化を推進するため、分別収集を継続するとともに、市民・事業者に分別の徹底について啓発します。

また、環境に配慮した安全で適正な処理体制を維持していくため、八千代市清掃センターのごみ処理施設の延命化及び適正な運営・管理に努めていきます。

第3節 市民・事業者・行政の取り組み

基本目標の実現に向け、各主体の取り組みを次のとおりとします。

1 Refuse（リフューズ）〔発生抑制・断る〕

ごみになるものを発生させないために、以下の施策を講じます。

市民の取り組み

1 レジ袋や包装紙などの容器包装ごみの発生抑制

可燃ごみの中には紙類やプラスチック類等の容器包装ごみの混入が一定程度あります。マイバッグの利用や過剰包装を断ることで、容器包装ごみの発生を抑制しましょう。

2 使い捨て品の使用抑制

マイボトルやマイ箸などを利用し、ペットボトルや紙コップ、割りばしなどの使い捨て品の使用を抑制しましょう。

3 紙ごみの発生抑制

お店からのお知らせやクレジットカード等の利用明細等、電子媒体での受信に変更しペーパーレス化することで、ハガキなどの紙ごみの発生を抑制しましょう。

事業者の取り組み

1 ごみの発生抑制を考慮した事業活動

電子媒体を利用し、ペーパーレス化を推進しましょう。

また、製造業や販売店においては、簡易梱包や簡易包装を実施し、過剰包装等によるごみの発生を抑制しましょう。

行政の取り組み

1 情報提供、啓発活動

大量のプラスチックを廃棄することによる地球温暖化や海洋プラスチックごみ問題が地球規模で問題となっており、令和 2（2020）年 7 月から全国でレジ袋の有料化が行われました。本市では、これまでもマイバッグの利用を推進していましたが、更なる推進を図ります。

また、マイボトルやマイ箸等の利用を推進し、使い捨て品等によるごみの発生を抑制するよう、市ウェブサイトや広報紙、ごみ減量学習会等で啓発します。

2 Reduce（リデュース）〔排出抑制・減らす〕

ごみとして処分するものを減らすため、以下の施策を講じます。

市民の取り組み

1 ごみ分別の徹底

捨てるものの中から再利用やリサイクルできるものを分別し、ごみとして処分するものを減らしましょう。

2 食品ロス削減

必要なものを必要な分だけ購入し、買いすぎや作りすぎにより発生するごみを減らしましょう。

また、すぐに消費する予定のものは、賞味（消費）期限の近いものから選び購入しましょう。

3 生ごみの水切り

令和 5（2023）年度の可燃ごみの排出割合のうち、約 23%は生ごみであり、生ごみには多くの水分が含まれています。可燃ごみの水切りを積極的に実施し、ごみを減らしましょう。

事業者の取り組み

1 ごみ分別の徹底

事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分別し、適正な処理を実施しましょう。また、事業所全体として適正な処理を実施するため、従業員教育を行い、従業員一人ひとりの意識向上に努めましょう。

2 発生源における排出抑制

排出者責任や拡大生産者責任があることを認識し、製造から廃棄までの過程において、ごみの発生を抑制しましょう。

また、多量排出事業者及び事業用大規模建築物の所有者は、廃棄物管理責任者を選任するとともに、事業系一般廃棄物減量化計画書を作成し、ごみの減量化に取り組みましょう。

3 食品ロス削減

期限切れによる食品の廃棄を減らすため、販売管理や在庫管理を徹底しましょう。

また、飲食店は小盛りメニューを用意、食べ残しの持ち帰りに協力するなど、食品ロス削減に取り組みましょう。

4 販売体制の見直し

バラ売りや量り売りなどを実施し、消費者が必要な分だけ購入できるようにしましょう。

行政の取り組み

1 情報提供、啓発活動

適正な分別を実施することによるごみの減量化を促進するために、排出者が分かりやすいごみ分別方法に関するパンフレット等を作成し、引き続き、ごみの分別を啓発します。

また、市ウェブサイトや広報紙、ごみ減量学習会、各種イベント等においても、ごみ減量化の必要性やごみ減量に向けた手法等の情報提供を行います。

情報提供については、より効果的な周知啓発を行うために、民間事業者の活用等、新たな発信手法の検討を行います。

事業者に対して、事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別等の適正な処理について、市ウェブサイトやパンフレット、八千代商工会議所の会報誌等を通じて啓発します。

2 食品ロス削減

食品ロス削減月間には、食品ロス削減啓発のチラシを作成し、市ウェブサイトや自治会回覧等により、意識付けの啓発を行います。

また、食品ロス削減アクションプランを策定し、目標値達成に向けた減量方法等を紹介するなど、生ごみの減量化を推進します。

3 多量排出事業者及び大規模事業所への立入検査

多量排出事業者及び大規模事業所に対し、事業系一般廃棄物減量化計画書に沿って、適正な処理が実施されているか立入検査を行います。また、定期的に立入検査を行うことにより、前検査時の指摘事項が改善されているか確認を行うなど適正処理を啓発します。

4 ごみ分別の徹底

市役所庁舎やその他の行政施設から発生する事業系ごみについて、事業系一般廃棄物と産業廃棄物に分別し適正処理を実施します。また、事業系一般廃棄物に含まれている紙ごみ等の資源物に

ついて、分別を徹底し資源化を推進します。

5 資源化の推進

八千代市清掃センターで受け入れを行ったごみについて、資源化できるものを選別し、ごみとして処分するものの減量化に努めます。

3 Reuse（リユース）〔再利用〕

製品を修理する、必要としている人に譲るなど、繰り返し使用することで、物の寿命を最大限に活かすため、以下の施策を講じます。

市民の取り組み

1 長期使用の推進

フリーマーケットやリサイクルショップを利用し、不用になったものを必要としている人に譲りましょう。また、使用可能な家具などは修理等を行い、長期使用を推進しましょう。

2 詰め替え品の購入

ポンプなどの容器がまだ使用できるものは、詰め替え品を購入し使用しましょう。

事業者の取り組み

1 再利用の推進

社内で使用する封筒やファイルなど、再利用できるものは繰り返し利用しましょう。

2 再利用できる体制の確保

アフターサービス等を充実させ、消費者が製品の修理などを依頼しやすい体制を整備しましょう。

行政の取り組み

1 情報提供、啓発活動

家庭で不用となった品物情報を収集し、市ウェブサイトや広報紙等に掲載し、必要としている人に譲る場を提供します。

また、リサイクルショップ等の情報を収集し情報提供する等、市民が積極的に再利用を推進できるよう情報提供の内容を検討します。

なお、八千代フリーマーケットの開催を引き続き支援し再利用の場を提供します。

4 Recycle（リサイクル）〔資源循環〕

使い終わったものを正しく分別して、資源として再生利用するために、以下の施策を講じます。

市民の取り組み

1 ごみ分別の徹底

資源として再生できるものを適正に分別し、拠点回収や「再くるくん協力店」などを活用してリサイクルを推進しましょう。

また、可燃ごみの約 28%を紙類が占めているため、資源として再生できる紙類の分別を積極的に実施しましょう。

2 再生品の利用推進

商品購入時には再生品で作られた品物を選択し、再生品の利用を推進しましょう。

事業者の取り組み

1 ごみ分別の徹底

排出者責任や拡大生産者責任に基づき、事業系一般廃棄物に含まれている再生できる資源を分別し、食品廃棄物^{*86}や剪定枝、紙おむつなど、資源として再生できるものの資源化を積極的行いましょう。

2 資源回収の推進

自主的な取り組みとして、白色トレイや卵パックなどの資源物を回収し、市が認定する「再くるくん協力店」として積極的に活動し、資源回収について市民へ啓発することで、リサイクルを促進しましょう。

行政の取り組み

1 情報提供、啓発活動

リサイクルできるものの適正な分別方法や、「再くるくん協力店」制度について、市ウェブサイトや広報紙、ごみ減量学習会等で周知しリサイクルの推進を啓発します。

特に、紙ごみについては、可燃ごみとして捨てられているものが多いことから、紙ごみの分別方法等について、排出者が分かりやすいチラシ等を作成し引き続き啓発に努めます。

2 資源化の推進

八千代市清掃センターで受け入れを行ったごみを選別し、売却可能な資源物を再資源化業者へ売却し、資源化の推進に努めます。

また、バイオマスの利活用として、引き続き廃食用油の資源化を推進するとともに、食品廃棄物や剪定枝など新たなバイオマスエネルギー源の利活用を検討します。

3 プラスチック使用製品廃棄物等の分別収集並びに再商品化

プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチック資源循環の重要性が高まっていることから、国においては、令和元（2019）年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、令和4（2022）年4月には「プラスチック資源循環促進法」が施行されました。

本市においては、令和7（2025）年2月に策定した「プラスチック類の分別収集及び再商品化に係る方針」に基づき、遅くとも令和10（2028）年度からのプラスチック製容器包装廃棄物とプラスチック使用製品廃棄物の分別収集並びに再商品化の実施に向けて取り組みを進めていきます。

4 「再くるくん協力店」の充実

資源物を自主的に回収し資源化している事業所を、「再くるくん協力店」として認定します。

また、「再くるくん協力店」における回収品目の充実や新規認定による「再くるくん協力店」の増加、「再くるくん協力店」に関する情報の発信内容を充実させ、利便性の向上を図ります。

5 リサイクルフェアの実施

経済産業省が普及啓発している「3R推進月間」の活動として、10月にリサイクルフェアを実施し、食品ロス削減に関する情報や、家庭でできるごみの分別、ごみ減量の方法などを掲載したチラシを配布し、リサイクルの必要性等を啓発します。

また、リサイクルフェアにおいて、排出者のごみに関する意識調査を目的としたアンケートを実施し、マイバッグの利用などの普及調査を行い、アンケート結果を市ウェブサイトに掲載するなど、4R推進に向けた更なる取り組みを検討します。

6 集団回収の支援

自治会やPTAなどの自主的な活動として資源物を回収する集団回収の支援を継続します。

5 その他廃棄物処理に係る行政の取り組み

1 ごみ処理に関する情報発信

市民・事業者のごみ減量化等に関する意識を向上させることを目的として、各年度におけるごみ処理の実績や実施状況等について記載した「八千代市廃棄物行政の概要」やごみの排出量実績値を市ウェブサイトに掲載するなど、ごみ処理の現状を積極的に公表します。

2 八千代市廃棄物減量等推進審議会の活用

市長の諮問に応じ、一般廃棄物の減量等に関する事項について審議するため、本市では八千代市廃棄物減量等推進審議会を設置しています。

今後も、審議会を活用しながら、ごみの減量、資源化及び適正処理に向けた取り組みの推進を図ります。

3 八千代市廃棄物減量等推進員制度の活用

廃棄物の減量及び適正処理の推進を図るため、各自治会より推薦された廃棄物減量等推進員の制度を活用し、各地域においてごみの減量や資源化を推進するよう啓発します。また、廃棄物減量等推進員を通じて各家庭へ情報が提供されるよう、チラシの配布など、よりよい方法を検討します。

4 環境学習の推進

小学4年生を対象とした「出前講座」や自治会等を対象とした「ごみ減量学習会」を開催し、4Rの取り組みについての学習機会を積極的に設けます。

ごみ減量学習会については、自治会以外の団体等、受講対象者の拡大を図ります。

また、子ども向けの市ウェブサイトを作成するなど、新たな学習機会の提供方法についても検討します。

5 適正な処理体制の確保

今後も安全かつ安定したごみ処理を実施しつつ、ごみ処理施設の延命化を図ること、また、二酸化炭素排出量の削減や省エネルギー化を図ることを目的とし、適正な施設整備事業を実施します。

また、ごみの分別収集を継続し、再生できるものの資源化、ごみとして処分するものの減量化に努めます。

ごみ処理手数料については、将来的に安全で適正なごみ処理を維持できるよう、プラスチック使用製品廃棄物等の分別収集実施や社会情勢、近隣市の状況等を踏まえた適正な手数料水準の検証を行います。

6 適正処理困難物への対応

本市のごみ処理施設において適正な処理が困難なごみについては、排出者が自ら専門の処理業者等に依頼し、適正に処理できる体制を構築します。

適正な処理体制を構築するため、市の処理施設では処理が難しく、民間の処理施設においても処理できる施設が限られている廃棄物の適正な処理体制の整備について、環境省や千葉県に対し要望していきます。

7 不法投棄等の防止対策の強化

不法投棄や野外焼却の防止対策として、高性能監視カメラや不法投棄防止看板の設置、不法投棄防止等パトロール、不法投棄防止キャンペーンを実施し、市民一人ひとりの環境保全に対するモラル向上に向けた啓発活動等を行います。

また、各地域における不法投棄防止対策について、より効果的な手法について検討します。

8 資源物持ち去りの防止対策の強化

資源物や不燃・有害ごみの持ち去りについて、民間事業者等との協力関係の確立を検討します。

9 ゼロカーボンシティの推進

本市が掲げるゼロカーボンシティの達成に向け、焼却対象量の削減を図るために、プラスチック使用製品廃棄物等の分別収集実施に向けた取り組みを進めるなど、可燃ごみの減量を推進するとともに、処理施設の省エネルギー化など環境に配慮した適正な運転・管理に努めます。

10 災害廃棄物への対応

大規模な地震や水害等の災害が発生した場合には、大量の災害廃棄物が発生するとともに、ごみ処理施設の機能にも重大な影響が生じる可能性があります。「八千代市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害時に適正かつ円滑・迅速に処理を行うことができる体制の確保に努めます。

11 超高齢社会等への対応

自身でごみを排出することが困難な方への支援について、廃棄物減量等推進員を中心とした地域コミュニティでの助け合いを推進するほか、関係部局と連携しニーズの把握に努めます。

12 感染症等への対応

新型コロナウイルス感染症などの感染症が流行する状況下であっても、安定したごみ処理を行うことが求められます。感染症が流行した際には、ごみの適正な排出方法を周知するとともに、国が策定した「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」等に基づき、適正な収集・運搬・処理を維持することができる体制の確保に努めます。

第4節 収集運搬計画

1 収集運搬の基本方針

分別排出されたごみは、生活環境に支障が生じないように収集運搬する必要があることから、環境保全の重要性や廃棄物処理の公共性を十分に認識し、適正かつ円滑に収集運搬することができる体制を確保します。

2 収集区域及び収集人口

収集区域は本市全域とします。

行政区域内人口が収集人口となり、令和 5（2023）年度時点における収集人口は 205,965 人で、目標年度である令和 10（2028）年度には 210,267 人まで増加しますが、令和 11（2029）年度以降減少に転じ、令和 20（2038）年度には 204,514 人に減少すると見込まれます。

3 収集体制

家庭系ごみの収集運搬は、可燃ごみ、不燃ごみ、有害ごみ及び資源物はステーション収集方式を、粗大ごみはリクエストによる戸別収集を、白色トレイ、廃食用油は拠点回収を継続して行います。

また、収集人口の減少やプラスチック類の分別収集開始に伴う分別区分の見直し等に応じて収集ルートの検討を行う等、効率的かつ適正な収集を行うことができる体制の構築に努めます。

4 収集運搬量の見込み

家庭系ごみの収集運搬量の見込みを表 3-39 に示します。

表 3-39 家庭系ごみ収集運搬量の予測

（単位：t/年）

区分	実績	予測					
	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R20 年度
可燃ごみ	32,795	33,150	32,690	32,051	31,504	29,558	26,155
不燃ごみ	716	739	742	740	742	738	707
有害ごみ	50	50	48	47	46	44	28
粗大ごみ	540	627	631	631	633	632	615
資源物	6,203	6,259	6,346	6,404	6,485	7,760	8,997
計	40,304	40,824	40,457	39,874	39,410	38,733	36,502

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

第5節 中間処理計画

1 中間処理の基本方針

本市では八千代市清掃センターにおいて中間処理を行っています。

可燃ごみは焼却処理を行い、発生する焼却残さについては、資源化処理を進め、最終処分量の削減を図ります。不燃ごみ、有害ごみ、粗大ごみについては破碎又は選別を行い、可燃性、不燃性のごみ、資源化できるものに分別します。資源物については、種類に応じて圧縮・梱包又は手選別し、資源化を推進します。

また、分別収集区分等の見直しがされた場合も、適正な中間処理を行うことができる体制を構築し、より一層の資源化を推進します。

2 中間処理量の予測

中間処理量の予測を表3-40及び図3-30に示します。

表3-40 中間処理量の予測

(単位:t/年)

区分	実績	予測					
	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R20 年度
破碎選別等処理量	5,119	5,354	5,343	5,307	5,287	5,238	4,828
ごみ焼却対象量	45,633	45,415	44,672	43,743	42,938	40,662	36,317
可燃ごみ	44,108	44,192	43,438	42,502	41,687	39,408	35,060
処理後可燃物	1,525	1,223	1,235	1,241	1,251	1,255	1,256
中間処理量合計	49,227	49,546	48,781	47,809	46,974	44,645	39,888

※処理後可燃物の量については、破碎選別等処理量に含まれているため、中間処理量合計からは除くものとする。

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

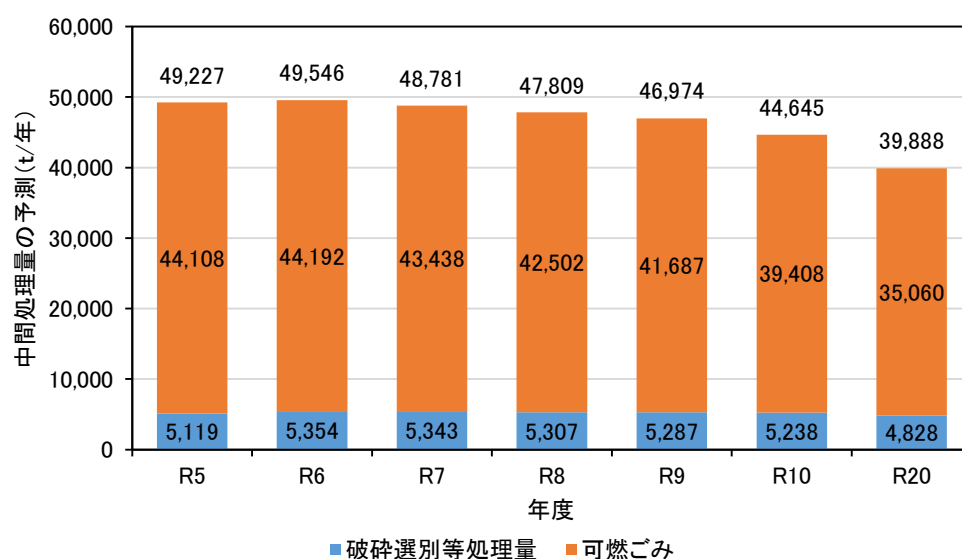


図3-30 中間処理量の予測

3 中間処理の流れ

中間処理の流れを図3-31 に示します。

また、中間処理を行うごみの種類等に変更があった場合は、適正な処理を行うことができる中間処理フローを構築します。

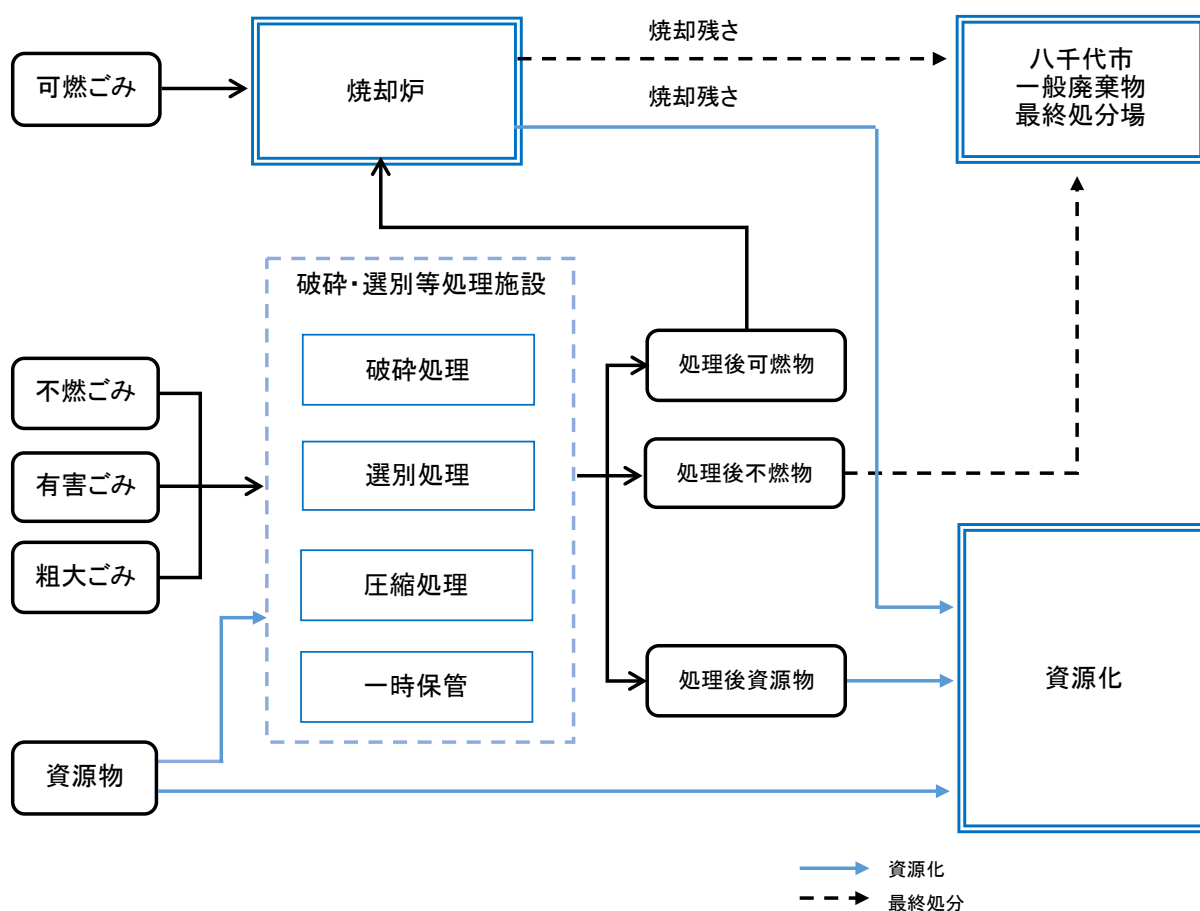


図3-31 中間処理フロー

4 中間処理施設の整備計画

焼却処理施設について、施設の延命化を図ること、省エネルギー化や二酸化炭素排出量の削減を図ることを目的として、平成 26（2014）年度から平成 28（2016）年度にかけて基幹的設備等改良工事を行いました。延命化目標年度が迫っていることから、再度の延命化を図るため基幹改良工事を計画します。

粗大ごみ処理施設については、稼働開始から大規模改修を行っておらず施設の老朽化が進んでいることから、令和 8（2026）年度を目標に基幹の設備改良工事を実施する計画です。

第6節 最終処分計画

1 最終処分の基本方針

破碎、選別等の中間処理により発生した可燃性のごみは、焼却処理施設で焼却します。焼却により発生した焼却残さ（主灰・飛灰）については、埋立処理を実施するとともに、資源化处理を行い最終処分量の削減を図っていきます。

今後も引き続き、焼却残さの資源化に努め、計画的に最終処分を行います。

2 最終処分量の予測

最終処分量の予測を表3-41 及び図3-32 に示します。

表3-41 最終処分量の予測

(単位:t/年)

区分	実績	予測					
	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R20 年度
焼却残さ	3,743	2,758	2,713	2,657	2,608	2,469	2,206
不燃ごみ等処理後残さ	290	331	332	331	331	330	316
最終処分量合計	4,033	3,089	3,045	2,988	2,939	2,800	2,521

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

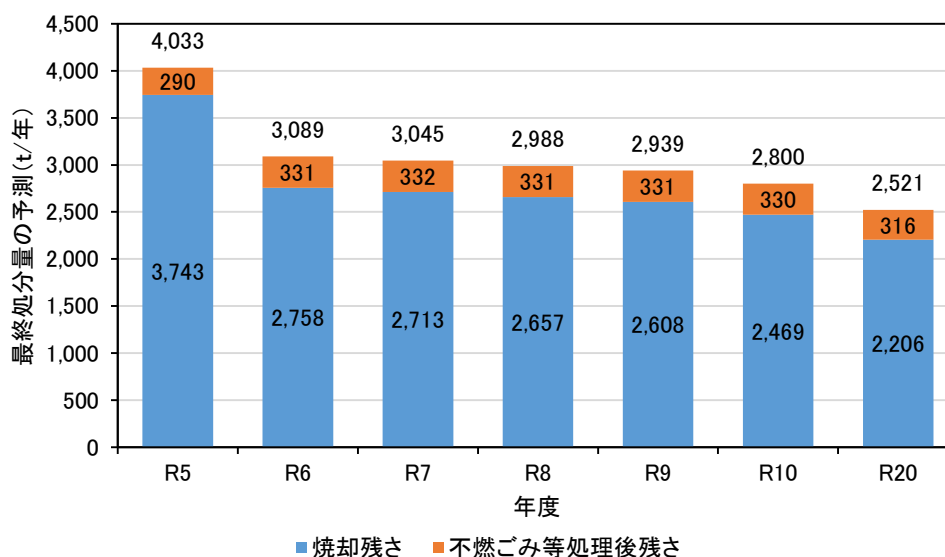


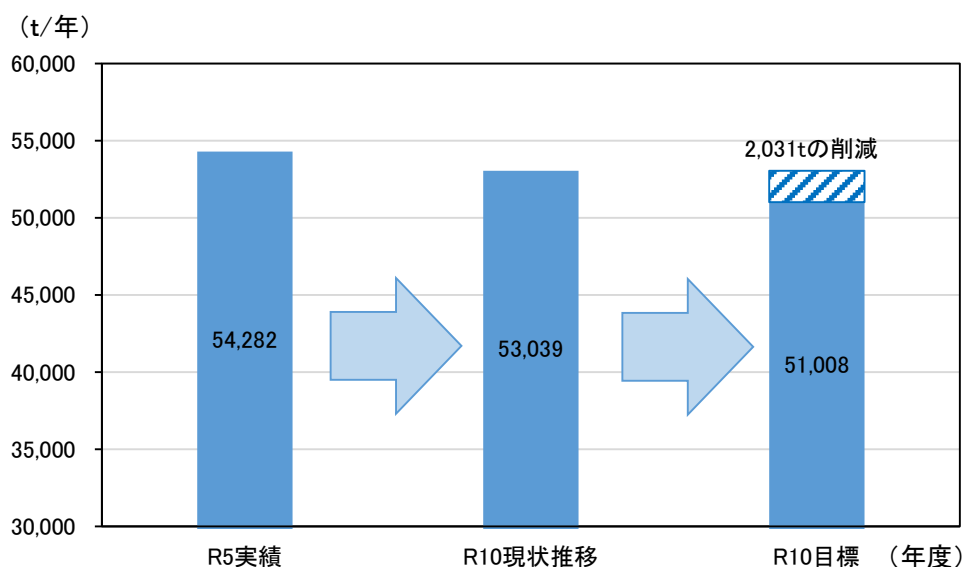
図3-32 最終処分量の予測

第7節 目標値

基本目標を実現するために、市民・事業者・行政の三者が連携して取り組む目標値を以下のとおり定めます。

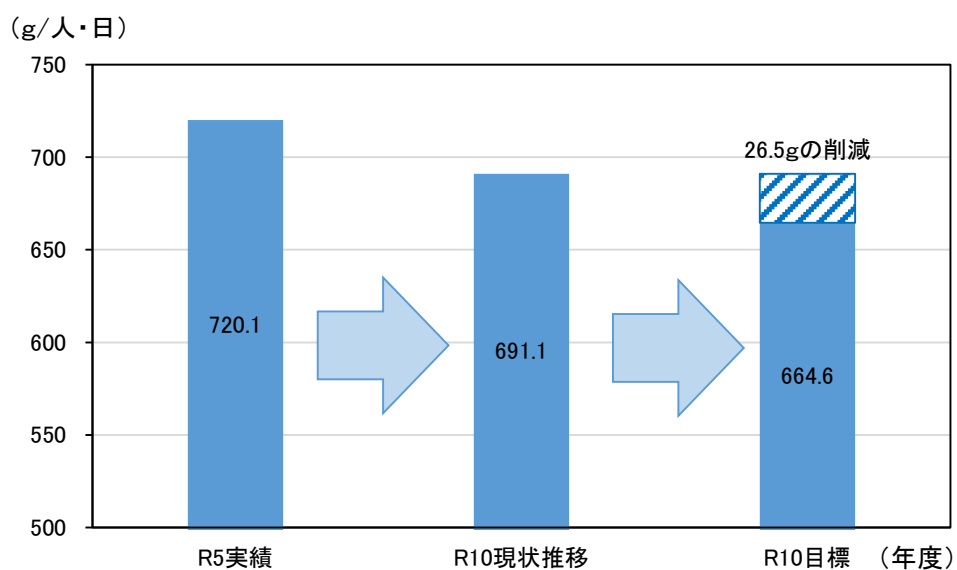
①

ごみ総排出量



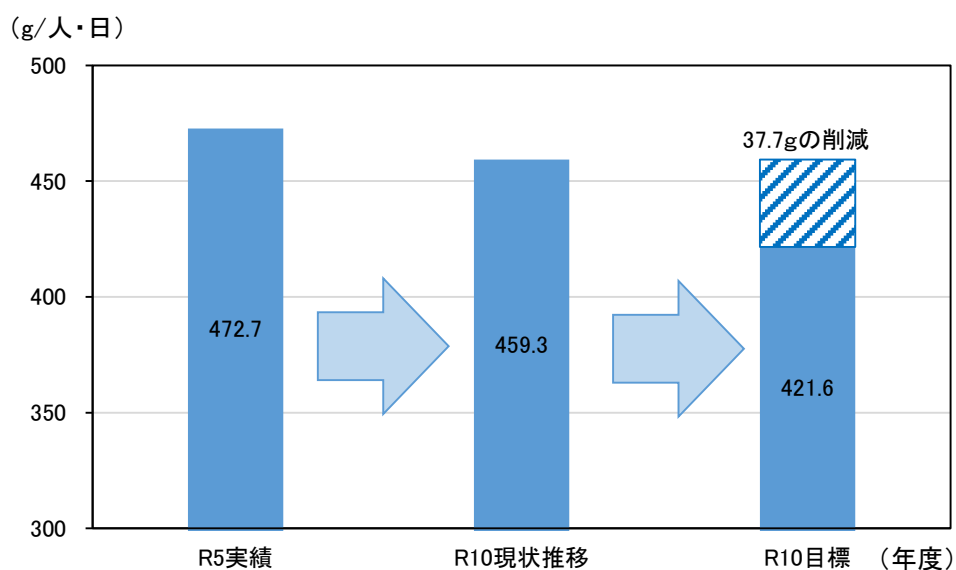
②

1人1日当たりのごみ総排出量



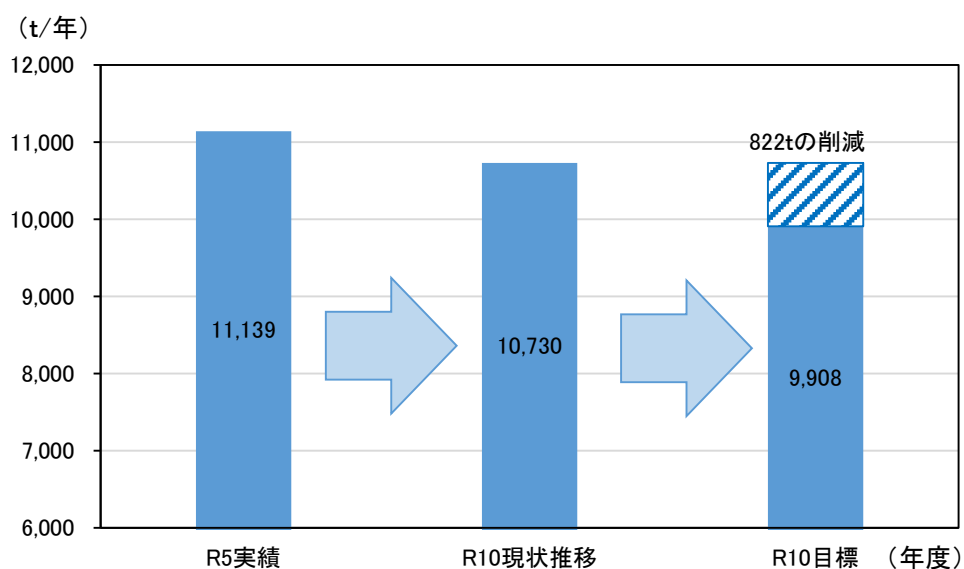
③

1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）



④

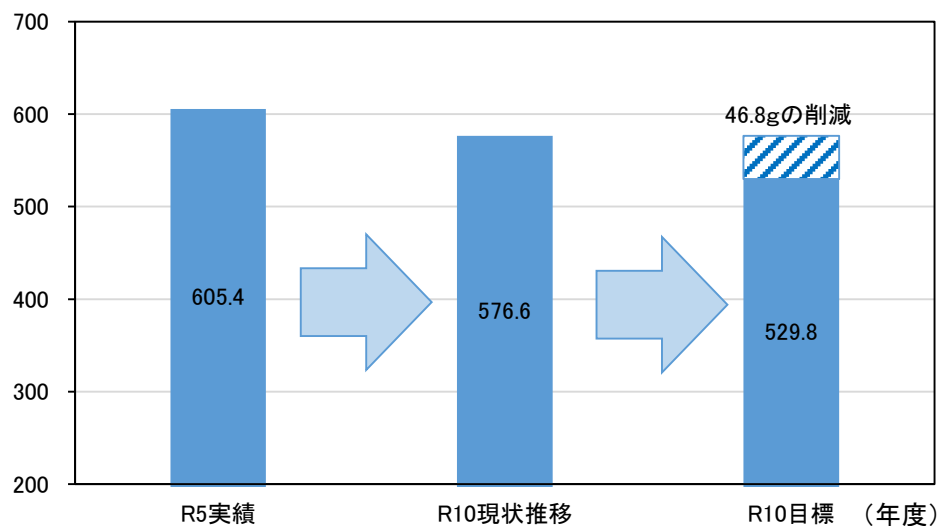
事業系ごみ排出量



⑤

1人1日当たりのごみ焼却対象量

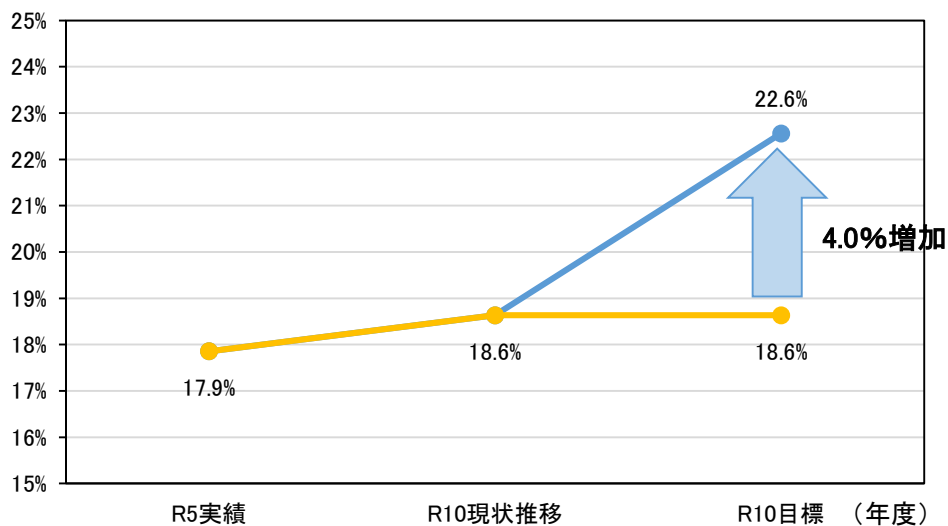
(g/人・日)



⑥

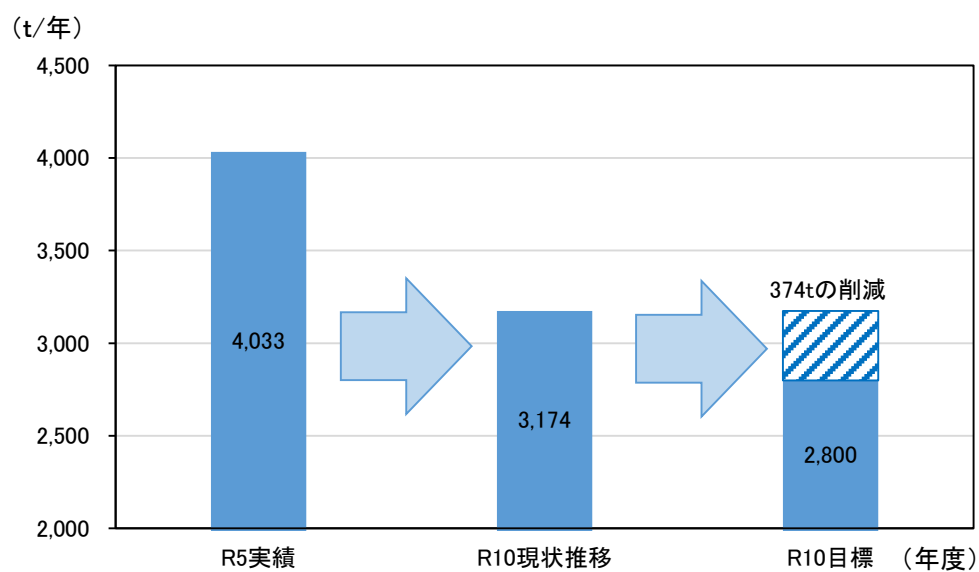
リサイクル率

(%)



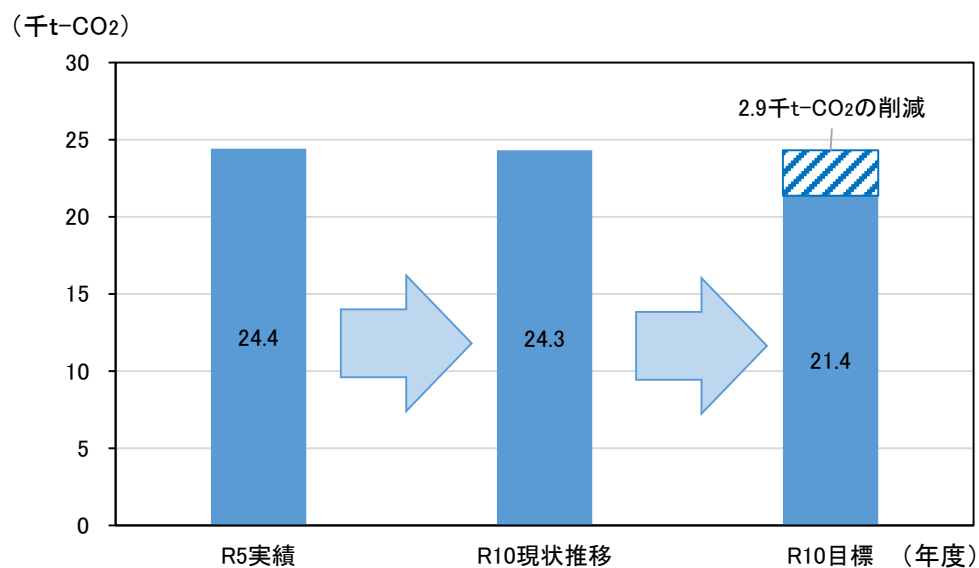
⑦

最終処分量



⑧

廃棄物焼却による温室効果ガス排出量



1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）の削減目標について

本計画では、「③ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）」（89ページ）のとおり、目標値を設定しています。

家庭系ごみの中でも可燃ごみには、紙類、容器包装等のプラスチック、食べ残し等の厨芥類やその中に含まれる水分など、より一層減量化することがあります。

それぞれにおいて排出量の削減や分別を推進することにより、家庭系可燃ごみの1人1日当たり排出量を、令和10（2028）年度には令和5（2023）年度と比べて約51g減らすことを目標とします。

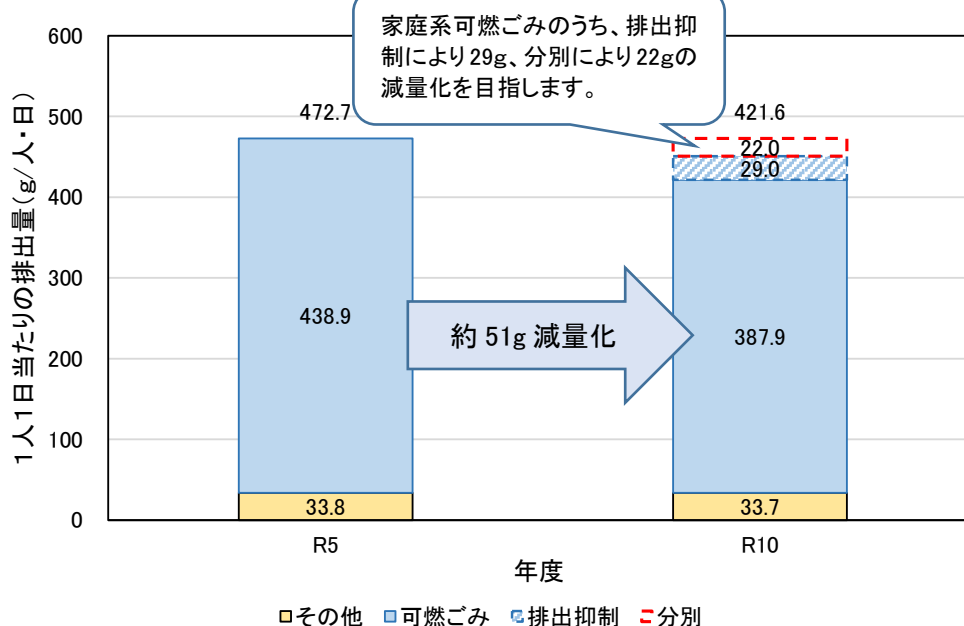


図 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量（資源物を除く）の実績値と目標値

表 家庭系可燃ごみ排出量の内訳と令和10年度における削減目標

区分	H26～R5 年度平均	R5(2023)年度 実績		R10(2028)年度		備考
	平均ごみ質 (湿ベース)	家庭系ごみ 排出量	原単位	削減目標	削減割合	
	%	t	g/人・日	g/人・日	%	
可燃 ごみ 組成	紙類	27.9	9,234	122.5	9	7
	削減	—	—	—	3	2
	分別	—	—	—	6	5
	布類	7.8	2,594	34.4	0	0
	木竹類(草木類)	11.5	3,795	50.3	0	0
	プラスチック類	23.4	7,742	102.7	26	25
	削減	—	—	—	10	10
	分別	—	—	—	16	16
	厨芥類(生ごみ)	25.5	8,431	111.8	16	14
	食べ残し等の削減	—	—	40.5	12	11
	水切りの強化	—	—	—	4	4
	不燃物類	1.0	331	4.4	0	0
	その他	2.9	959	12.7	0	0
	合計	100.0	33,086	438.9	51	12

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

可燃ごみを減らすための取り組み

1 紙類の削減 令和10年度目標：1人1日当たり9g削減

紙類は可燃ごみの約27.9%を占めており、1人1日当たりに換算すると令和5（2023）年度の排出量は122.5gとなります。このうち約7%に当たる9gを削減することを目標とします。これは新聞紙に換算すると約1／2枚分となります。

- ペーパーレス化を推進し、紙ごみの発生を抑制しましょう。
- 分別を徹底し、資源物として排出しましょう。



2 プラスチック類の削減 令和10年度目標：1人1日当たり26g削減

プラスチック類は可燃ごみの約23.4%を占めており、1人1日当たりに換算すると令和5（2023）年度の排出量は102.7gとなります。このうち約25%に当たる26gを削減することを目標とします。

- マイバッグなどを積極的に利用し、レジ袋などの容器包装ごみの発生を抑制しましょう。

※1人1日当たり10gの削減を目標とします。これは、レジ袋に換算するとレジ袋（大：容量約14L）約1枚分となります。

- ペットボトルなどのプラスチック製容器包装の分別を徹底し、資源物として排出しましょう。

また、プラスチック製容器包装及びプラスチック使用製品の分別収集が開始されたら、適切に分別して排出しましょう。

※1人1日当たり16gの分別を推進することを目標とします。これは500mlペットボトルに換算すると約0.8本となります。（500mlペットボトルは1本約18g～25g）



3 食品ロスの削減 令和10年度目標：1人1日当たり12g削減

厨芥類（生ごみ）は、可燃ごみの約25.5%を占めており、1人1日当たりに換算すると令和5（2023）年度の排出量は111.8gとなります。

この約36%にあたる約40gが食べ残しなどの食品ロスと考えられます。

食品ロス削減に向けた取り組みを実践し、食品ロスを12g削減することを目標とします。これは、ごはんに換算するとお茶碗1杯の約10分の1となります。（お茶碗1杯は約150g）



4 水切りの強化などによる水分の削減 令和10年度目標：1人1日当たり4g削減

可燃ごみとして排出されるごみ量のうち、半分近くが厨芥類（生ごみ）などに含まれる水分です。水切りの強化などにより4g削減することを目標とします。これはペットボトルのキャップに換算すると約0.8杯分となります。（ペットボトルのキャップの容量は約5ml（5g））



表3-42 目標値を達成した場合のごみ排出量

区分	単位	実績	予測						
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度 (目標)	R20年度	
年間日数	日	366	365	365	365	366	365	365	
人口	人	205,965	208,414	209,705	209,877	210,094	210,267	204,514	
ごみ総排出量	t/年	54,282	54,597	53,861	52,900	52,097	51,008	47,291	
ごみ排出量	t/年	53,023	53,375	52,710	51,821	51,083	50,060	46,810	
家庭系ごみ排出量	t/年	41,840	42,222	41,858	41,271	40,806	40,113	37,823	
可燃ごみ	t/年	33,086	33,388	32,925	32,282	31,731	29,771	26,343	
不燃ごみ	t/年	872	880	883	882	883	879	842	
有害ごみ	t/年	52	52	51	50	48	46	30	
粗大ごみ	t/年	1,627	1,642	1,653	1,654	1,660	1,657	1,612	
資源物	t/年	6,203	6,259	6,346	6,404	6,485	7,760	8,997	
紙・布類	t/年	3,761	3,795	3,896	3,980	4,079	4,157	4,588	
ペットボトル	t/年	665	671	688	703	720	733	872	
白色トレイ	t/年	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
廃食用油	t/年	3	3	3	3	3	3	3	
缶・金属類	t/年	588	593	590	585	581	574	509	
びん類	t/年	1,187	1,198	1,169	1,134	1,102	1,065	711	
プラスチック類	t/年	-	0	0	0	0	1,228	2,314	
事業系ごみ排出量	t/年	11,139	11,109	10,809	10,508	10,236	9,908	8,962	
可燃ごみ	t/年	11,022	10,805	10,513	10,221	9,956	9,637	8,717	
不燃ごみ	t/年	1	2	2	2	2	2	2	
有害ごみ	t/年	1	1	1	1	1	1	1	
粗大ごみ	t/年	115	301	293	285	277	268	243	
その他排出量(不法投棄、ボランティア)	t/年	44	45	43	42	41	39	25	
集団回収量	t/年	1,259	1,222	1,151	1,079	1,014	948	481	
紙・布類	t/年	1,241	1,204	1,133	1,061	996	929	463	
金属類	t/年	17	18	18	18	18	19	19	
1人1日当たりのごみ総排出量	g/人・日	720.1	717.7	703.7	690.6	677.5	664.6	633.6	
ごみ排出量	g/人・日	703.4	701.6	688.6	676.5	664.3	652.3	627.1	
家庭系ごみ排出量	g/人・日	555.0	555.0	546.9	538.7	530.7	522.7	506.7	
可燃ごみ	g/人・日	438.9	438.9	430.2	421.4	412.7	387.9	352.9	
不燃ごみ	g/人・日	11.6	11.6	11.5	11.5	11.5	11.5	11.3	
有害ごみ	g/人・日	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.6	0.4	
粗大ごみ	g/人・日	21.6	21.6	21.6	21.6	21.6	21.6	21.6	
資源物	g/人・日	82.3	82.3	82.9	83.6	84.3	101.1	120.5	
紙・布類	g/人・日	49.9	49.9	49.4	49.0	48.5	48.2	45.5	
ペットボトル	g/人・日	8.8	8.8	9.0	9.2	9.4	9.6	11.7	
白色トレイ	g/人・日	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	
廃食用油	g/人・日	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	0.04	
缶・金属類	g/人・日	7.8	7.8	7.7	7.6	7.6	7.5	6.8	
びん類	g/人・日	15.7	15.7	15.3	14.8	14.3	13.9	9.5	
可燃ごみ分別による増加量	g/人・日	-	0.0	1.5	3.0	4.5	22.0	47.0	
紙類	g/人・日	-	0.0	1.5	3.0	4.5	6.0	16.0	
布類	g/人・日	-	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
プラスチック類	g/人・日	-	0.0	0.0	0.0	0.0	16.0	31.0	
家庭系ごみ排出量(資源物を除く)	g/人・日	472.7	472.7	463.9	455.1	446.3	421.6	386.2	
事業系ごみ排出量	g/人・日	147.8	146.0	141.2	137.2	133.1	129.1	120.1	
その他排出量(不法投棄、ボランティア)	g/人・日	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.5	0.3	
集団回収量	g/人・日	16.7	16.1	15.0	14.1	13.2	12.3	6.4	
紙・布類	g/人・日	16.5	15.8	14.8	13.8	12.9	12.1	6.2	
金属類	g/人・日	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.3	
1日当たりの事業系ごみ排出量	t/日	30.4	30.4	29.6	28.8	28.0	27.1	24.6	
ごみ焼却対象量	t/年	45,633	45,415	44,672	43,743	42,938	40,662	36,317	
可燃ごみ	t/年	44,108	44,192	43,438	42,502	41,687	39,408	35,060	
処理後可燃物	t/年	1,525	1,223	1,235	1,241	1,251	1,255	1,256	
1人1日当たりごみ焼却対象量	g/人・日	605.4	597.0	583.6	571.0	558.4	529.8	486.5	
破砕選別等処理量	t/年	5,119	5,354	5,343	5,307	5,287	5,238	4,828	
不燃ごみ	t/年	873	882	885	883	885	881	844	
有害ごみ	t/年	53	54	52	51	49	48	31	
粗大ごみ	t/年	1,742	1,943	1,945	1,938	1,937	1,925	1,854	
資源物	t/年	2,439	2,462	2,448	2,421	2,403	2,372	2,092	
不法投棄	t/年	8	10	10	9	9	9	5	
ボランティア	t/年	3	4	4	4	4	4	2	
リサイクル量(集団回収を除く)	t/年	8,434	9,274	9,330	9,344	9,389	10,559	11,558	
資源物	t/年	6,203	6,259	6,346	6,404	6,485	7,760	8,997	
不燃ごみ等中間処理後資源物	t/年	2,231	3,015	2,984	2,940	2,904	2,799	2,561	
焼却残さ	t/年	1,370	1,956	1,924	1,884	1,849	1,751	1,564	
金属類・その他	t/年	862	1,059	1,060	1,056	1,055	1,048	998	
リサイクル率(集団回収を除く)	-	15.9%	17.4%	17.7%	18.0%	18.4%	21.1%	24.7%	
リサイクル量	t/年	9,693	10,496	10,481	10,423	10,403	11,507	12,039	
リサイクル率	-	17.9%	19.2%	19.5%	19.7%	20.0%	22.6%	25.5%	
最終処分量	t/年	4,033	3,089	3,045	2,988	2,939	2,800	2,521	
焼却残さ	t/年	3,743	2,758	2,713	2,657	2,608	2,469	2,206	
不燃ごみ等処理後残さ	t/年	290	331	332	331	331	330	316	
最終処分率	-	7.4%	5.7%	5.7%	5.6%	5.6%	5.5%	5.3%	

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

第4部 生活排水処理基本計画

第1章 生活排水処理の状況

第1節 生活排水処理の状況

本市の生活排水は、公共下水道^{*87}及び合併処理浄化槽^{*88}によって処理されており、台所、洗濯、風呂などから排出される汚水（生活雑排水）をし尿と併せて処理しています。ただし、単独処理浄化槽^{*89}世帯やし尿汲み取り世帯の生活雑排水は、未処理のまま近くの公共用水域^{*90}に放流されるため、水質汚濁の原因の一つとなっています。そのため、本市では公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及啓発等により、単独処理浄化槽世帯やし尿汲み取り世帯を減少させるよう、発生源対策を推進してきました。

1 生活排水処理の沿革

本市の生活排水処理に係る沿革を表4-1に示します。

表4-1 本市の生活排水処理に係る沿革

年	月	内 容
昭和 40 年	7 月	・吉橋し尿処理場操業開始（処理能力 36kl/日）
42 年	6 月	・八千代市衛生公社にし尿収集業務を委託
43 年	10 月	・勝田台単独公共下水道供用開始 ・「八千代市下水道条例」制定
50 年	1 月	・流域関連公共下水道供用開始
51 年	3 月	・八千代市衛生センター竣工（処理能力 100 kl /日）
56 年	12 月	・勝田台 1・2・7 丁目、単独公共下水道から流域関連公共下水道に切替え
58 年	6 月	・高津団地、集合合併浄化槽から流域関連公共下水道に接続替え
平成 元年	4 月	・八千代市衛生センターに高度処理施設（リン除去設備）を建設
5 年	4 月	・米本団地、集合合併浄化槽から流域関連公共下水道に接続替え
8 年		・「千葉県全域汚水適正処理構想」策定
	3 月	・八千代市衛生センター基幹整備（処理能力 40 kl/日に変更）
9 年	3 月	・勝田台単独公共下水道区域を流域関連公共下水道に接続替え
14 年	9 月	・ごみ及び生活排水処理に関する市民意識調査実施
15 年		・「千葉県全域汚水適正処理構想」の見直し
	7 月	・「八千代市一般廃棄物処理基本計画」策定
18 年	2 月	・「八千代市循環型社会形成推進地域計画」作成
	4 月	・下水道事業が上水道事業と組織統合し、上下水道局となる。
19 年	3 月	・八千代市衛生センター改修工事竣工（脱臭設備更新）
20 年	3 月	・八千代市衛生センター改修工事竣工 （沈砂除去装置、メタノール注入設備設置）
	12 月	・八千代市衛生センター焼却炉等改修工事竣工
22 年		・「千葉県全域汚水適正処理構想」の見直し
23 年	1 月	・「第二期八千代市循環型社会形成推進地域計画」作成
23 年	3 月	・「八千代市一般廃棄物処理基本計画」策定
26 年	8 月	・「災害時における仮設トイレ等のし尿等の収集運搬に関する協定」締結 （株式会社森山工業）
27 年	9 月	・「災害時における仮設トイレ等のし尿等の収集運搬に関する協定」締結 （八千代清掃事業協同組合）

年	月	内 容
平成 28 年	3 月	・「八千代市一般廃棄物処理基本計画（改訂版）」策定
		・「千葉県全県域污水適正処理構想」の見直し
31 年	3 月	・「一般廃棄物処理施設整備基本構想」策定
令和 元年	6 月	・一般廃棄物処理手数料改定のため「八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」改正
	10 月	・一般廃棄物処理手数料の改定（消費税及び地方消費税の税率の引上げに伴う改定） (1)し尿処理手数料 (2)浄化槽汚泥処理手数料
2 年	3 月	・「八千代市一般廃棄物処理施設整備に関する方針」策定
	4 月	・公益社団法人船橋市清美公社にし尿収集業務を委託
3 年	1 月	・「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定」締結（公益社団法人船橋市清美公社）
	3 月	・「八千代市一般廃棄物処理基本計画」策定 ・「八千代市災害廃棄物処理計画」改定
5 年	3 月	・「八千代市公共施設等整備基金」創設に伴い、「クリーン基金」を廃止
6 年	3 月	・「千葉県全県域污水適正処理構想」の見直し ・「八千代市し尿及び浄化槽汚泥処理に関する方針」策定

2 生活排水の処理体系

本市の生活排水の処理体系を図4-1 に示します。

本市で収集したし尿及び浄化槽汚泥は、し尿処理施設（八千代市衛生センター）へ搬入処理されます。発生した処理水は公共用水域に放流し、汚泥は併設された焼却施設で焼却処理を行っています。

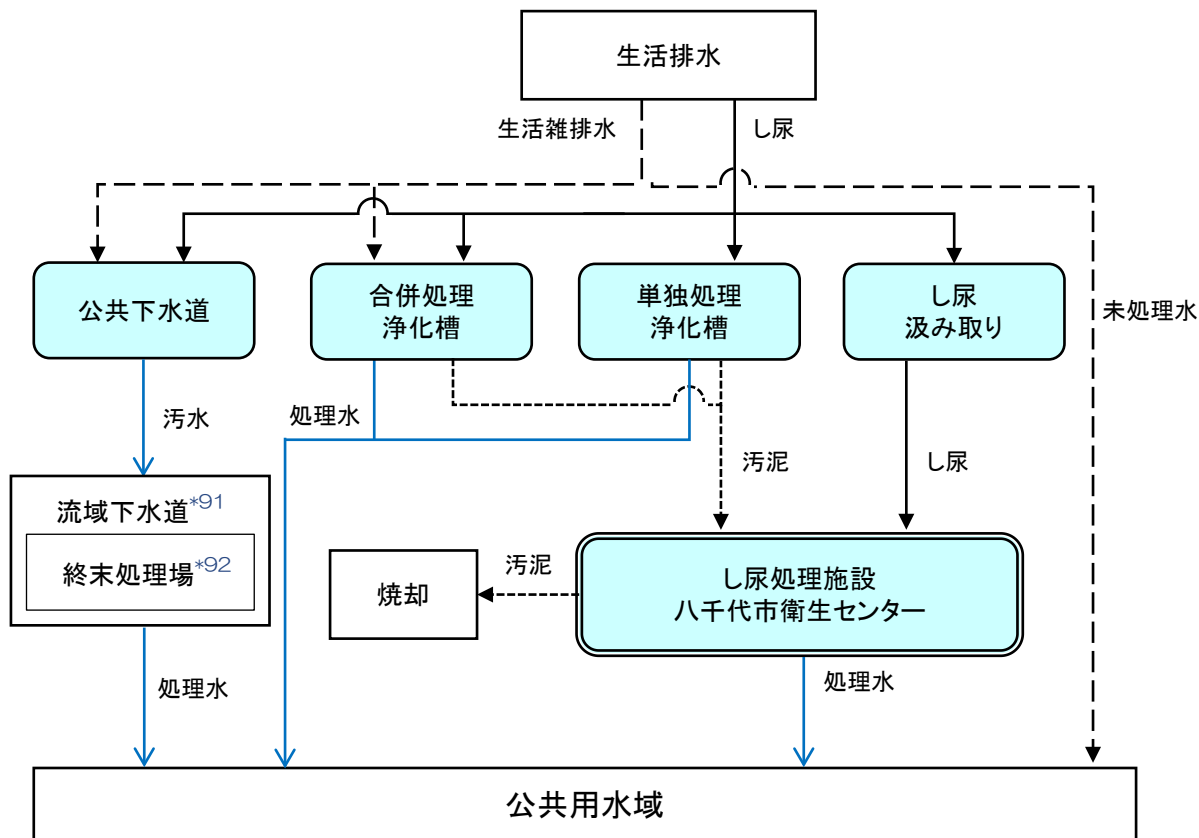


図4-1 生活排水の処理体系

3 生活排水処理形態別人口の推移

処理形態別人口の推移を表4-2に示します。

令和5（2023）年度における生活排水処理人口^{*93}は200,958人、生活排水処理率は97.6%となっており、令和元（2019）年度以降増加傾向にあります。また、生活雑排水未処理人口^{*94}は5,007人、生活雑排水未処理率は2.4%となっており、令和元（2019）年度以降減少傾向にあります。

表4-2 処理形態別人口の推移

区分	単位	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
行政区域内人口	人	200,275	202,561	203,524	204,818	205,965
処理人口（自家処理を除く人口）	人	200,275	202,561	203,524	204,818	205,965
生活排水処理人口	人	194,391	196,906	198,067	199,529	200,958
公共下水道処理人口	人	183,497	185,828	186,807	188,042	189,330
集落排水 ^{*95} 処理人口	人	0	0	0	0	0
コミュニティ・プラント ^{*96} 人口	人	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽人口	人	10,894	11,078	11,260	11,487	11,628
生活雑排水未処理人口	人	5,884	5,655	5,457	5,289	5,007
単独処理浄化槽人口	人	5,263	5,110	4,980	4,844	4,574
汲み取り人口	人	621	545	477	445	433
生活排水処理率	%	97.1%	97.2%	97.3%	97.4%	97.6%
生活雑排水未処理率	%	2.9%	2.8%	2.7%	2.6%	2.4%

4 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の推移

し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移を表4-3に示します。

令和5（2023）年度における本市のし尿収集量は1,153kl/年、浄化槽汚泥処理量は10,214kl/年となっており、令和3（2021）年度まで減少傾向にありましたが、令和4（2022）年度以降は増加しています。また、浄化槽汚泥の処理量については、合併処理浄化槽汚泥は増加傾向にあり、単独処理浄化槽汚泥は減少傾向にあります。

表4-3 し尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

区分	単位	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
し尿収集量	kl/年	1,434	1,150	969	979	1,153
浄化槽汚泥量	kl/年	9,762	9,699	9,539	9,670	10,214
合併処理浄化槽汚泥量	kl/年	7,498	7,529	7,474	7,653	8,199
単独処理浄化槽汚泥量	kl/年	2,264	2,170	2,066	2,017	2,016
処理量	kl/年	11,196	10,849	10,508	10,649	11,367

5 し尿及び浄化槽汚泥の収集運搬

本市では、し尿の汲み取りは申請者からの届出制としており、委託業者が収集しています。また、浄化槽汚泥は八千代市浄化槽清掃業許可業者が収集しています。

し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料を表4-4 に示します。

表4-4 し尿及び浄化槽汚泥の処理手数料

人 頭 制		従 量 制
し尿の処理手数料 (作業1回につき)		し尿の処理手数料 (1)店舗、事業所、学校、寮その他これらに準ずるもの 10リットルにつき 70円
1人～2人	520円	(2)仮設便所で臨時に収集するもの 10リットルにつき 110円
3人～4人	820円	
5人～6人	1,140円	浄化槽汚泥の処理手数料 100リットルにつき 120円
7人以上	1,440円	

※上記の手数料の額には消費税及び地方消費税を含みます。

※し尿処理手数料は2か月分を奇数月に、浄化槽汚泥処理手数料は毎月請求します。

6 し尿及び浄化槽汚泥の処理体制

本市で発生するし尿及び浄化槽汚泥は、八千代市衛生センターで処理しています。施設の概要を表4-5 に示します。

八千代市衛生センターは、昭和51(1976)年3月に日量100klの処理能力を有するし尿処理施設として建設されました。また、水質汚濁防止法^{*97}の改正による地下浸透の規制、事故時措置の導入により、平成元(1989)年度に高度処理施設(リン除去設備)を建設しました。

その後、公共下水道の普及に伴い、し尿汲み取り世帯の減少、浄化槽世帯の増加など搬入状況の変化が生じたため、平成6(1994)年度から平成7(1995)年度にかけて基幹的設備改良工事を行い、処理能力を日量40klにし、処理方式を標準脱窒素処理方式としました。

しかし、施設の供用開始から約50年が経過し、施設の随所で老朽化が進行している状況にあることから、し尿等を「流域関連公共下水道へ放流(脱水+希釈)」する施設を八千代市衛生センター敷地内に整備し、令和15(2033)年度から処理を開始する予定です。

表4-5 し尿処理施設の概要

名 称	八千代市衛生センター
所在地	八千代市大和田新田 584 番地 1
敷地面積	11,555m ²
竣工年月	平成8年3月(改修)
処理方法	標準脱窒素処理方式+凝集分離処理
処理能力	40 kl/日
放流先	印旛放水路(新川)

第2節 水質保全の状況

印旛放水路（上流）八千代橋における公共用水域水質測定結果を表4-6 及び図4-2 に示します。

水質は概ね横ばいで推移していますが、COD^{*98}は平成 30（2018）年度から令和2（2020）年度にかけて減少し、以降は増加傾向を示しています。

また、生活排水処理率は 97%以上となっていますが、BOD^{*99}は令和元(2019)年度と令和2(2020)年度を除き、印旛放水路（上流）の基準値 5mg/L を上回っています。この要因として、生活雑排水や産業排水等の公共用水域への流入が考えられ、窒素やリンを含む生活雑排水の公共用水域への流入は、これを栄養とする植物プランクトン^{*100}の繁殖につながり、水質の改善を阻害する要素の一つと考えられます。

表4-6 八千代橋における公共用水域水質測定結果（平均値）

（単位：mg/L）

区分	H30 年度	R 元年度	R2年度	R3年度	R4年度
BOD	6.1	4.9	4.9	6.2	5.9
COD	9.4	8.5	7.8	8.3	9.8
全窒素 ^{*101}	4.4	4.3	4.6	4.7	4.3
全リン ^{*102}	0.19	0.17	0.17	0.17	0.20

資料：千葉県利根川及び流入河川 公共用水域水質測定結果表

※「水質汚濁に係る環境基準」により、河川の類型ごとに基準値が定められており、印旛放水路(上流)の BOD については 5mg/L 以下であることとしております。COD、全窒素及び全リンについては、いずれも湖沼や海域における環境基準はありますが、河川である印旛放水路(上流)における環境基準はありません。

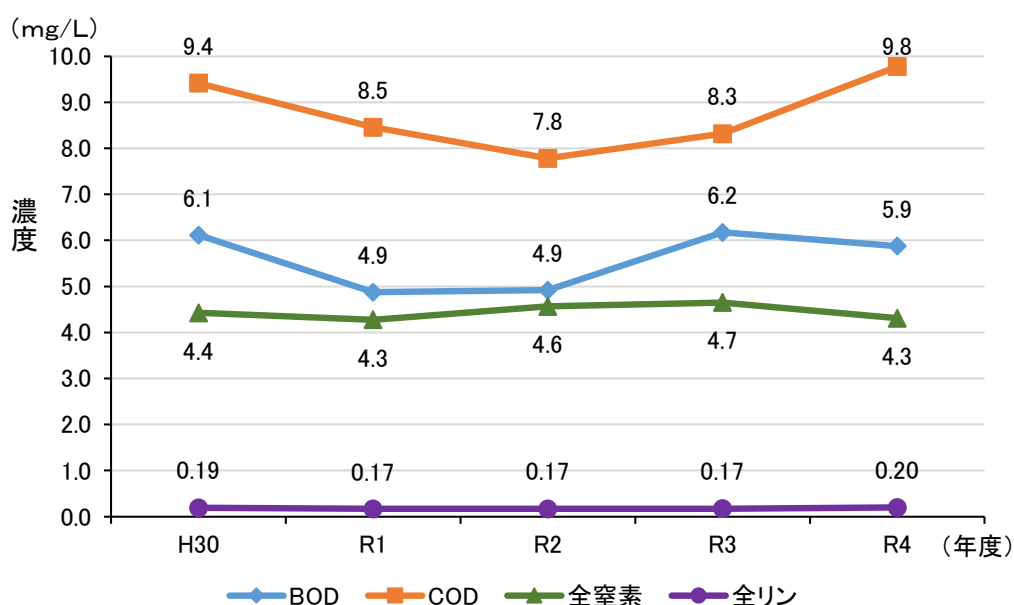


図4-2 八千代橋における公共用水域水質測定結果（平均値）

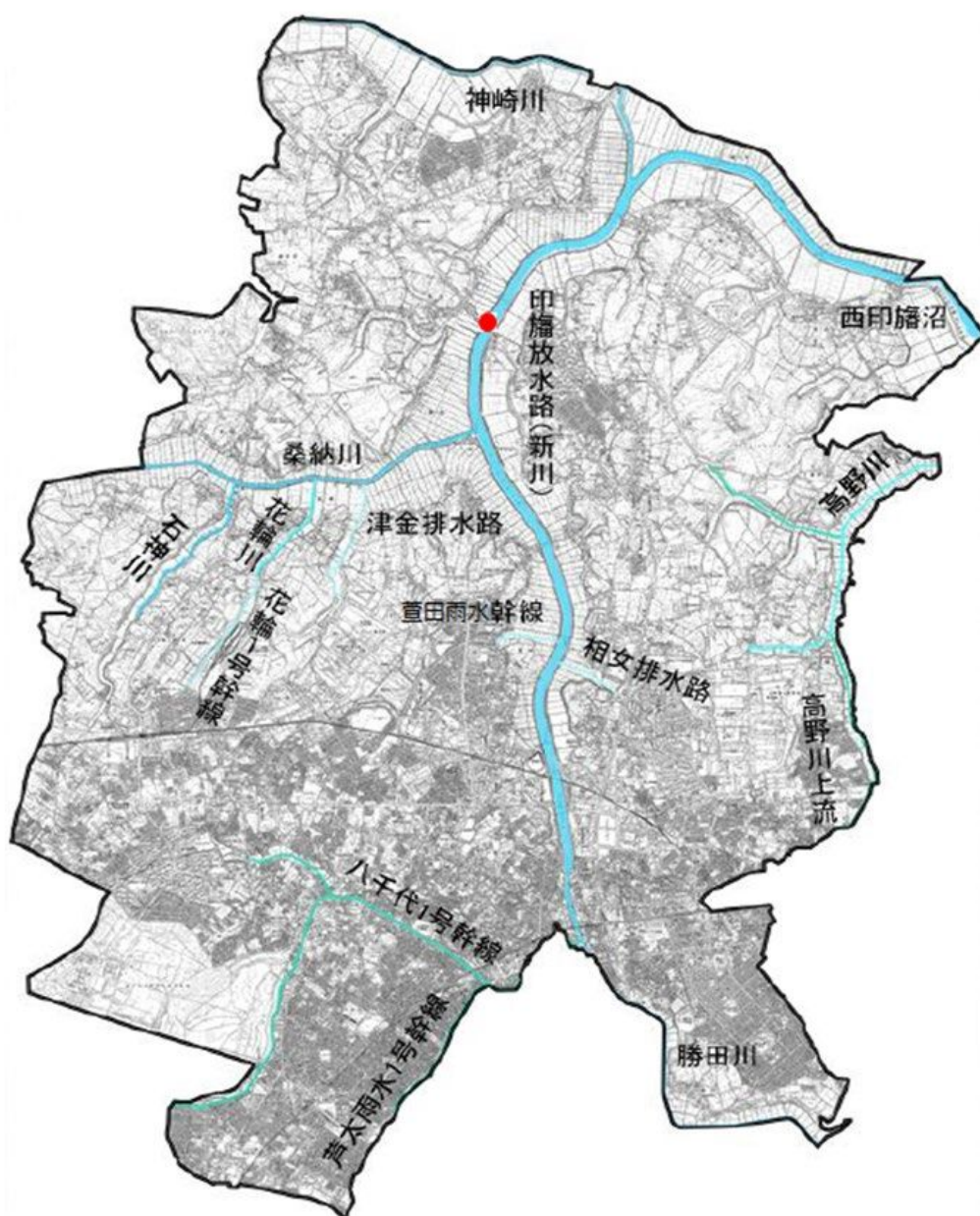


図4-3 八千代橋の位置

第3節 し尿及び浄化槽汚泥処理経費

本市のし尿及び浄化槽汚泥の処理経費を表4-7及び図4-4、千葉県及び全国のし尿及び浄化槽汚泥の処理経費を表4-8に示します。

本市のし尿及び浄化槽汚泥処理経費は、平成30（2018）年度以降増加傾向で推移しています。その内訳を見ると、多くの項目で増加傾向にあります。特に委託費が大きく増加しています。また、令和4（2022）年度の1kl当たりの処理経費は20,731千円で、千葉県及び全国の水準よりも高くなっています。

表4-7 し尿及び浄化槽汚泥の処理経費

（単位：千円）

区分			H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	
建設・改良費	工事費	収集運搬施設	0	0	0	0	0	
		中間処理施設	8,402	0	0	0	0	
		最終処分場	0	0	0	0	0	
		その他	0	0	0	0	0	
		小計	8,402	0	0	0	0	
	調査費		0	0	0	0	0	
	(組合分担金)		0	0	0	0	0	
	計		8,402	0	0	0	0	
処理及び維持管理費	人件費	一般職		17,664	15,377	19,708	20,835	22,549
		技能職	収集運搬	0	0	0	0	0
			中間処理	0	0	0	0	0
			最終処分	0	0	0	0	0
		小計		17,664	15,377	19,708	20,835	22,549
	処理費	収集運搬費		410	239	185	134	185
		中間処理費		31,541	22,844	19,548	21,276	29,092
		最終処分費		0	0	0	0	0
		小計		31,951	23,083	19,733	21,410	29,277
	車両等購入費		0	0	0	0	0	
	委託費	収集運搬費		16,155	16,075	31,350	30,800	30,800
		中間処理費		78,989	96,982	106,132	111,399	115,247
		最終処分費		0	0	0	0	0
		その他		2,274	2,279	292	1,418	20,931
		小計		97,418	115,336	137,774	143,617	166,978
		(組合分担金)		0	0	0	0	0
	調査研究費		0	0	0	0	0	
	計		147,033	153,796	177,215	185,862	218,804	
	その他		1,055	1,128	1,007	884	1,962	
	合計		156,490	154,924	178,222	186,746	220,766	
	処理量		10,907	11,196	10,849	10,508	10,649	
	1kl当たりの処理経費		14,348	13,838	16,427	17,771	20,731	

資料：一般廃棄物処理事業実態調査結果（環境省）

表4-8 千葉県及び全国のし尿及び浄化槽汚泥の処理経費

区分		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
千葉県	処理経費	10,589,151	10,465,903	11,605,430	12,695,415	13,831,207
	処理量	772,330	770,743	761,507	750,809	742,445
	1kl当たりの処理経費	13,711	13,579	15,240	16,909	18,629
全国	処理経費	282,779,105	298,185,066	314,198,661	281,621,161	282,593,130
	処理量	20,348,671	20,162,107	20,013,212	19,766,806	19,475,919
	1kl当たりの処理経費	13,897	14,789	15,700	14,247	14,510

資料：一般廃棄物処理事業実態調査結果（環境省）

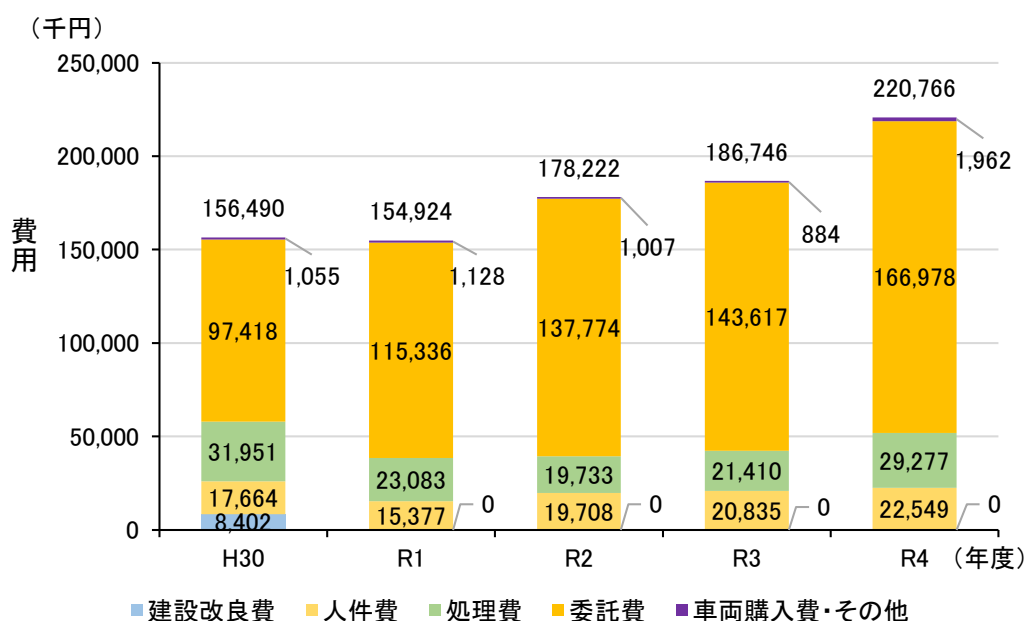


図4-4 し尿及び浄化槽汚泥の処理経費

第4節 生活排水処理の課題

1 生活排水処理の推進

本市では、生活排水処理人口は増加傾向を示しており、令和5（2023）年度には生活排水処理率が97.6%に達し、公共下水道の整備及び合併処理浄化槽への転換が進められています。

今後も、公共用水域の水質浄化や河川環境の保全を図るため、公共下水道の整備を継続して進めるとともに、単独処理浄化槽及びし尿汲み取りから高度処理型浄化槽への転換を促進し、生活排水処理対策を推進する必要があります。

2 し尿及び浄化槽汚泥の処理経費

本市のし尿及び浄化槽汚泥の処理経費は増加傾向を示しており、1kl当たりの処理経費は千葉県及び国よりも高い水準にあります。

今後、処理に係る経費を削減するため、引き続き生活排水処理対策を推進するとともに、適正な収集・処理体制を検討していく必要があります。

3 し尿処理施設の整備

本市のし尿処理施設（八千代市衛生センター）は、供用開始から約50年が経過し、老朽化が進んでいることから、抜本的な施設の整備が必要となっています。

現在、し尿等を「流域関連公共下水道へ放流（脱水＋希釈）」する施設の整備について、令和15（2033）年度の供用開始に向けた取り組みを進めていますが、新施設の整備期間中においても、現施設の安定した稼働を継続させるため、引き続き適正な維持管理を行う必要があります。

第2章 し尿及び浄化槽汚泥の予測

第1節 生活排水処理形態別人口の予測

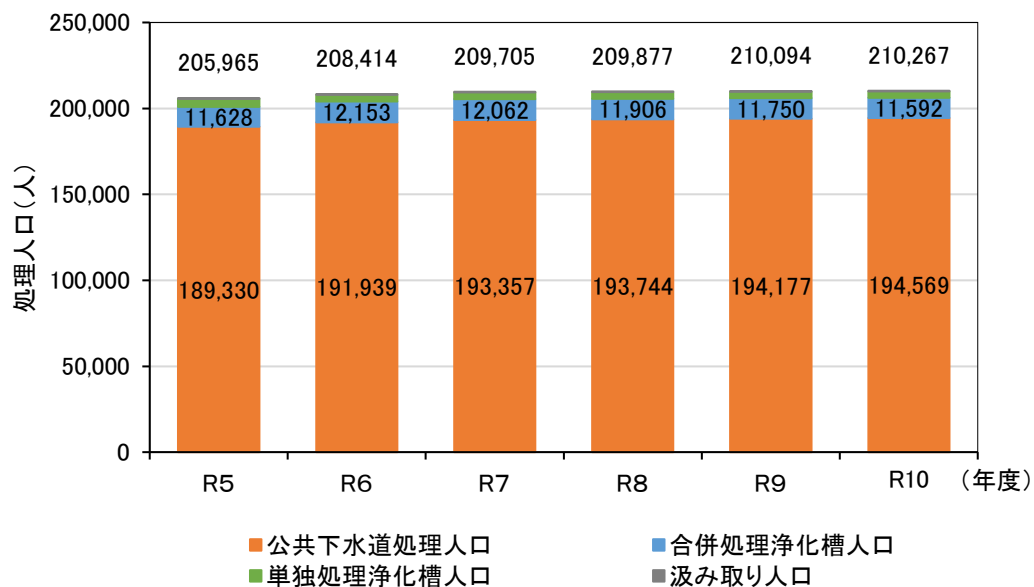
生活排水処理形態別人口の予測を、表4-9及び図4-5に示します。

公共下水道処理人口は、公共下水道の整備により徐々に増加する見込みであり、単独処理浄化槽人口及び汲み取り人口は、公共下水道の整備や合併処理浄化槽への転換により、減少する見込みです。

なお、予測値の推計にあたっては、八千代市污水適正処理構想（令和5（2023）年度改定）における公共下水道処理人口及び合併処理浄化槽人口を、八千代市人口ビジョン（令和5（2023）年3月改訂）の人口に換算したものを基に、予測人口を算定しています。

表4-9 処理形態別人口の予測

区分	単位	実績	予測				
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
年間日数	日	366	365	365	365	366	365
行政区域内人口	人	205,965	208,414	209,705	209,877	210,094	210,267
処理人口（自家処理を除く）	人	205,965	208,414	209,705	209,877	210,094	210,267
生活排水処理人口	人	200,958	204,092	205,419	205,650	205,927	206,161
	%	97.6%	97.9%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%
公共下水道処理人口	人	189,330	191,939	193,357	193,744	194,177	194,569
集落排水処理人口	人	0	0	0	0	0	0
コミュニティ・プラント人口	人	0	0	0	0	0	0
合併処理浄化槽人口	人	11,628	12,153	12,062	11,906	11,750	11,592
生活雑排水未処理人口	人	5,007	4,322	4,286	4,227	4,167	4,106
	%	2.4%	2.1%	2.0%	2.0%	2.0%	2.0%
単独処理浄化槽人口	人	4,574	3,949	3,916	3,862	3,807	3,751
汲み取り人口	人	433	373	370	365	360	355



※「単独処理浄化槽人口」及び「汲み取り人口」の値は、表4-9のとおりとなります。

図4-5 処理形態別人口の予測

第2節 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の予測

し尿及び浄化槽汚泥の処理量の予測を、表4-10及び図4-6に示します。

表4-10 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の予測

区分	単位	実績	予測					原単位 (L/人・日)
		R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	
し尿収集量	kl/年	1,153	843	836	825	816	802	6.19
浄化槽汚泥量	kl/年	10,214	9,940	9,864	9,735	9,632	9,474	
合併処理浄化槽汚泥量	kl/年	8,199	8,262	8,200	8,094	8,010	7,880	1.86
単独処理浄化槽汚泥量	kl/年	2,016	1,678	1,664	1,641	1,622	1,594	1.16
処理量	kl/年	11,367	10,783	10,700	10,560	10,448	10,277	
日数	日	366	365	365	365	366	365	

※端数処理のため、内訳と合計が一致しないことがあります。

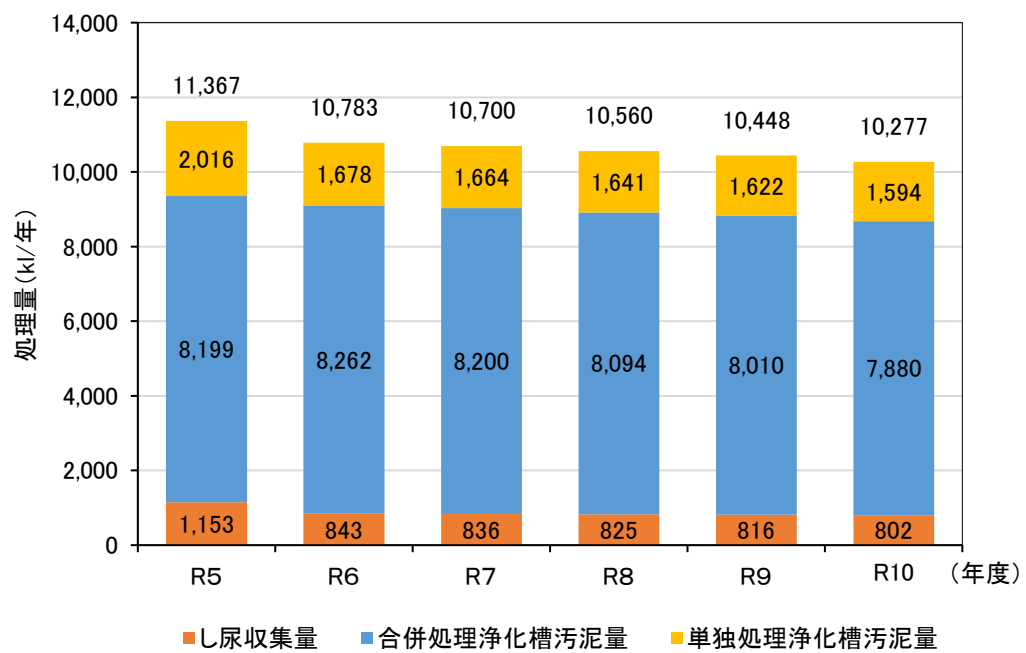


図4-6 し尿及び浄化槽汚泥の処理量の予測

第3章 生活排水処理の基本目標



第1節 生活排水処理の基本目標

日常生活に伴って排出されるし尿や台所、洗濯、風呂などからの生活排水は、下水道や合併処理浄化槽などによって適正に処理し、放流する必要があり、本市においても適正な処理を進めてきました。

しかしながら、都市化に伴い、生活排水による印旛沼流域の水質汚濁が進んだことから、水質汚濁防止法により平成5（1993）年3月に生活排水対策重点地域に指定されました。そのため、本市では生活排水処理基本計画の他に生活排水対策推進計画を策定し、公共下水道の整備、合併処理浄化槽の設置普及を図ってきました。その結果、市内の生活排水による汚濁負荷は軽減されてきましたが、全ての地域で生活排水の適正処理が十分に行われているとは言えず、大幅な河川の水質改善につながらない状況にあります。

そこで、計画（改訂前）に引き続き、本計画における基本目標を以下のとおり設定し、市民・事業者・行政の三者が一体となって河川環境を保全していくことを目標とします。

基 本 目 標

市民・事業者・行政の協働による河川環境の保全
～恵みの沼を再び～

第2節 生活排水の処理計画

1 生活排水の処理主体

生活排水の処理主体を表4-11に示します。

表4-11 生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
公共下水道	し尿及び生活雑排水	行政
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	市民・事業者
単独処理浄化槽	し尿	市民・事業者
し尿処理施設	し尿及び浄化槽汚泥	行政

2 生活排水を処理する区域及び人口

生活排水を処理する区域は本市全域とし、行政人口を対象とします。

3 処理の目標

処理目標は、人口に対する生活排水処理人口の割合（生活排水処理率）で示します。生活排水処理人口は、し尿及び生活雑排水を適正に処理している人口で、公共下水道処理人口と合併処理浄化槽人口を合計した人口になります。

今後の公共下水道の整備、接続の推進、合併処理浄化槽の設置促進により、目標年度である令和10（2028）年度の処理目標を 98%以上とします。

処 理 目 標

生活排水処理率 98 %以上

第3節 し尿及び浄化槽汚泥の処理計画

1 収集運搬計画

し尿は委託業者が収集し、浄化槽汚泥は八千代市浄化槽清掃業許可業者が収集しています。

し尿及び浄化槽汚泥の収集は、衛生面に配慮し、適正かつ円滑に実施するよう、収集業者に対し指導します。

2 中間処理計画

排出されるし尿及び浄化槽汚泥について、適正な処理を行うことができるよう施設の運転管理及び整備を実施します。

3 最終処分計画

し尿及び浄化槽汚泥の焼却残さは、引き続き八千代市清掃センターにて中間処理し、資源化・埋立処分を行います。

第4節 施設整備に関する計画

1 公共下水道事業計画

本市における公共下水道事業は、下水道法^{*103}第4条に基づき定めた下水道事業計画^{*104}により施設整備を推進していきます。

本市の公共下水道は、印旛沼流域関連公共下水道として整備を進めています。本市公共下水道が接続する印旛沼流域下水道は、千葉県が事業主体となり、印旛沼や周辺河川の水質汚濁防止や地域の生活環境の向上と沼の水質保全を図る目的で、印旛沼周辺の13市町の24,073haの生活排水や工場排水を集め、千葉市にある花見川終末処理場と千葉市と習志野市に跨る花見川第二終末処理場で処理し、東京湾に放流しています。

本市の処理方式は、分流式を採用し、現在は汚水施設として、汚水管渠延長約523km・ポンプ場施設2箇所を有しており、現行の下水道事業計画においては、市街化区域を中心として、下水道計画区域を10の処理分区に分けて、令和13（2031）年度を目標に合計2,116haを整備すべく事業を進めております。

また、下水道施設の整備開始から50年以上が経過し、施設全体の老朽化が進行するなか、重要なライフラインである下水道を今後も長期的に維持していく必要があることから、令和2（2020）年度から老朽化が進んだ下水道施設の計画的な点検・調査及び改築事業も併せて実施しております。

今後、上位計画である印旛沼流域下水道事業計画等の見直しに合わせて、本市の下水道事業計画等も変更していく予定です。

2 合併処理浄化槽の設置

公共下水道計画区域以外の地域については、「八千代市第3次生活排水対策推進計画見直し版」に基づき、高度処理型合併処理浄化槽^{*105}への転換・普及を推進します。

また、単独処理浄化槽及びし尿汲み取りから高度処理型合併処理浄化槽への転換を促進するため、転換する者に対し、高度処理型浄化槽設置整備事業補助金^{*106}の交付時に、設置費だけでなく配管

費及び撤去費を上乗せする形で、高度処理型合併処理浄化槽の設置を推進していきます。

3 し尿処理施設の整備

本市のし尿処理施設である八千代市衛生センターは、施設の稼働から約 50 年が経過し、抜本的な整備が必要であることから、令和 6（2024）年 3 月に「八千代市し尿及び浄化槽汚泥処理に関する方針」を策定し、し尿などを脱水・希釈して流域関連公共下水道に投入する新たな施設を整備する方針としました。本方針に基づき、社会資本整備総合交付金の下水道広域化推進総合事業を活用し、し尿受入施設の整備に向けた取り組みを推進していきます。

第5節 啓発事業における取り組み

1 情報提供の充実

広報・啓発用のチラシ配布、市ウェブサイトの充実などによって、生活排水対策の必要性や下水道及び合併処理浄化槽の利用促進について継続的かつ効果的に情報を発信していきます。

2 環境学習の推進

千葉県などと連携し、水辺の見学会や学習会などを行い、水辺の環境保全や発生源における水質保全対策について学習する機会を増やしていきます。

また、子どもたちが水辺の生き物や水の大切さについて学習することで、環境問題に関心を持ち、環境にやさしい生活を送ることができるよう講座を開催します。

3 各種イベントの開催

千葉県などと連携し、水質汚濁防止や水環境の保全などをテーマとした清掃活動などのイベントを開催し、公共用水域の保全と環境について、市民の意識高揚を図ります。

4 浄化槽の適正管理に関する啓発

浄化槽は適正に管理されていないと機能が十分に発揮されず、水質汚濁等の一因になるおそれがあります。浄化槽法^{*107}では、浄化槽の管理者に、年 1 回の法定検査、定期的な保守点検及び清掃を行う義務を定めています。

浄化槽の管理者に対し、浄化槽の適正管理の必要性について周知し、適正な維持管理を徹底するよう啓発していきます。

第6節 災害への対応

「八千代市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害発生時には被害状況の把握等を行い、状況に応じて仮設トイレの設置やし尿等の収集運搬等、迅速に対応・処理できる体制の確保に努めます。

資 料

用語解説

【あ】

・アフターメダルプロジェクト【*46】

環境省において、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト^{*43}」の成果をレガシーとして活用し、自治体、認定事業者等と連携した使用済み小型家電の回収促進に取り組むプロジェクトのこと。集めたりサイクル金属は、自治体等で開催されるスポーツ大会等のメダルなどに加工され再生利用される。

・一般廃棄物【*24】

廃棄物処理法^{*14}で定められている産業廃棄物^{*56}以外の廃棄物のこと。家庭から排出されるごみ、し尿、事業所から排出される紙くずなどを指す。

・一般廃棄物処理施設整備基本構想【*45】

今後整備が必要となる本市が所有する一般廃棄物処理施設について、最適な処理システムを構築する視点から検討を進め、施設整備内容を設定することを目的として、平成 31（2019）年 3 月に策定した構想。

・温室効果ガス【*64】

大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出することにより地球温暖化^{*1}の原因となる温室効果をもたらす気体の総称。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の 7 物質が温室効果ガスと定められている。

【か】

・海洋プラスチックごみ問題【*71】

陸上で製造・消費されたプラスチックの処理が適正に行われず、海洋へ流出し、自然分解することなく破碎・細分化され残り続け、生態系を含めた海洋環境や沿岸域の居住環境、観光・漁業等へ悪影響を及ぼす問題のこと。世界全体で、年間数百万 t を超える陸上から海洋へのプラスチックごみの流出があると推計されており、特に、近年、マイクロプラスチック（一般的に 5 mm 以下の微細なプラスチック粒子）による海洋生態系への影響が懸念されている。

・拡大生産者責任【*73】

生産者が、自ら生産する製品等について、資源の投入、製品の生産・使用の段階だけでなく、廃棄物等となった後まで一定の責務を負うという考え方。

・合併処理浄化槽【*88】

生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）も併せて処理することができる浄化槽のこと。BOD^{*99}除去率 90%以上、放流水の BOD 濃度 20 mg/L 以下となる処理性能を持つ。

・ **家庭系ごみ**〔*51〕

一般廃棄物^{*24}のうち、家庭から排出されるごみのこと。

・ **家電リサイクル法**〔*18〕

正式名称は、特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）。

エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機について、適正な収集運搬や再商品化等の実施を促し、廃棄物としての排出を抑制するとともに、再資源化^{*50}を推進することを目的として制定された法律。製造業者等に回収とリサイクルを、消費者にその費用負担を義務付けた。

・ **環境基本法**〔*12〕

環境の保全に関する施策の基本となる事項を定め、環境の保全に関する施策を総合的に推進することを目的として制定された法律（平成 5 年法律第 91 号）。

・ **基幹的設備等改良工事**〔*42〕

施設の基幹となる設備を大規模に改修し、施設の延命化を図る工事のこと。

・ **グリーン購入法**〔*23〕

正式名称は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）。国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指した法律。

・ **下水**〔*87-2〕

生活又は事業（耕作の事業を除く。）に起因・付随する廃水（污水）又は雨水のこと。

・ **下水道**〔*87-3〕

下水^{*87-2}を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（し尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体のこと。

下水道の管渠の構造として、合流式と分流式の二種類がある。合流式とは、雨水と污水を同一の管渠により排除し、終末処理場^{*92}で処理する方式であり、分流式とは、雨水と污水を別々の管渠の系統により排除し、雨水は終末処理場へ入れることなく、公共用水域^{*90}へ排出し、污水は、終末処理場で処理したうえで、公共用水域へ放流する方式である。

本市の公共下水道^{*87}は、分流式を採用している。

・ **下水道事業計画**〔*104〕

公共下水道^{*87}にあつては、公共下水道管理者が、下水道法^{*103}第 4 条に基づき定める計画。流域下水道^{*91}にあつては、流域下水道管理者が、下水道法第 25 条の 23 に基づき定める計画。

下水道整備の基本となる下水道全体計画^{*104-2}に基づき、5～7 年で整備する区域について、具体的な計画を立案する。

・下水道全体計画〔*104-2〕

将来的な下水道施設の配置計画を定める計画。これまでは、将来フレームの想定年次を概ね 20 年後としてきたが、人口減少社会の到来等を踏まえ、平成 20（2008）年 6 月に「人口減少下の下水道計画手法のあり方について（案）」が策定され、以下の事項などが示されている。

- 将来フレームの想定年次を概ね 20～30 年後の間でフレームが過大なものとならないように適切に設定すること
- 長期的な人口見通しを踏まえた下水道整備の手法のあり方
- 処理施設の高度化、汚泥処理の集約化など、下水道施設の質的向上を含めた段階的な整備計画のあり方

・下水道法〔*103〕

流域別下水道整備総合計画の策定に関する事項並びに公共下水道^{*87}、流域下水道^{*91} 及び都市下水路の設置その他の管理の基準等を定めて、下水道の整備を図り、もって都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域^{*90} の水質の保全に資することを目的として制定された法律（昭和 33 年法律第 79 号）。

・建設リサイクル法〔*20〕

正式名称は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）。

資源の有効利用や廃棄物の適正処理を推進するため、一定規模以上の建設工事に伴って発生する廃棄物の分別・リサイクルの義務付けなどを定めた法律。

・公共下水道〔*87〕

主として市街地における下水^{*87-2} を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道^{*87-3} で、終末処理場^{*92} を有するもの（単独公共下水道）又は流域下水道^{*91} に接続するもの（流域関連公共下水道）であり、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

本市の公共下水道は、千葉県が管理する印旛沼流域下水道に接続する流域関連公共下水道である。

・公共用水域〔*90〕

河川、湖沼、港湾、沿岸海域など、広く一般の利用が可能な水域及びこれらに接続する下水路、用水路等のこと。

・高度処理型合併処理浄化槽〔*105〕

通常の合併処理浄化槽^{*88} よりも有機物の除去率が高い浄化槽や、通常の合併処理浄化槽では十分に処理できない窒素やリンを除去する機能がある浄化槽のこと。

・高度処理型浄化槽設置整備事業補助金〔*106〕

生活排水による公共用水域^{*90} の水質汚濁防止を目的とし、従来の合併処理浄化槽^{*88} に比べて、水質汚濁の原因となる窒素やリンの流出を抑えることができる高度処理型合併処理浄化槽^{*105} の普及を促進するために本市で実施している補助金制度。

- ・ **小型家電リサイクル法**〔*22〕

正式名称は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 57 号）。

携帯電話端末、デジタルカメラ、ゲーム機等の使用済小型電子機器等には有用な金属等が含まれているにもかかわらず廃棄されていることから、それらの再資源化^{*50}を推進し、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図ることを目的として制定された法律。

- ・ **ごみ**〔*10〕

一般廃棄物^{*24}のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物として法律で指定される特別管理一般廃棄物、し尿及び浄化槽汚泥を除くもの。

- ・ **ごみ焼却対象量**〔*61〕

可燃ごみ及び分別・破碎処理等の中間処理^{*48}後に焼却処理の対象となったごみの量を合計したもの。

- ・ **ごみ総排出量**〔*58〕

一般廃棄物処理基本計画対象区域から排出されたごみ量の総量のこと。

本計画では、ごみ排出量^{*59}と集団回収^{*49}量の合計を指す。

- ・ **ごみ排出量**〔*59〕

一般廃棄物処理基本計画対象区域から排出されたごみ量のこと。

本計画では、家庭系ごみ^{*51}排出量と事業系ごみ^{*40}排出量、その他排出量（不法投棄、ボランティア清掃）の合計を指し、集団回収^{*49}量は含まない。

- ・ **コミュニティ・プラント**〔*96〕

下水道^{*87-3}施設が整備されていない団地等に設置する污水处理施設。廃棄物処理法^{*14}に基づき、地方公共団体が設置する。

【さ】

- ・ **災害廃棄物**〔*60〕

地震や台風などの自然災害に直接起因して発生する廃棄物のうち、生活環境保全上の支障へ対処するため、市町村等がその処理を実施するもの。

- ・ **再くるくん協力店**〔*37〕

資源循環、ごみ減量化を目的として、事業者自らが自主的に店頭で資源物を回収するなど、資源化^{*11}を推進している店舗で、本市が定める要件を満たし認定された店舗のこと。

- ・ **再資源化**〔*50〕

廃棄物を分別・破碎処理等し、有用なものを資源として再利用すること。

前計画では、集団回収^{*49}を除いた資源物及び分別・破碎処理等の中間処理^{*48}後に資源物となったものの合計を「再資源化量」としていたが、本計画においては、「再資源化量」に代わり「リサイクル量（集団回収を除く）」という用語を用いる。

・ **最終処分【*57】**

中間処理^{*48}によって発生した焼却残さ^{*47}や不燃ごみ等を最終処分場に埋立又は海洋投入処分すること。最終処分は埋立が原則とされており、大部分が埋立により処分されている。

・ **雑がみ【*53】**

新聞、雑誌、ダンボール、紙パック以外の紙のこと。具体的には、チラシ、パンフレット、紙袋、紙箱、コピー紙、包装紙などがある。

その他紙、雑紙、ミックスペーパー、雑古紙などの呼び方が使われることもある。

・ **産業（大分類）別人口【*34】**

就業者を業種により、以下の区分に分類した人口を指す。

○第一次産業・・・農業、林業、漁業

○第二次産業・・・建設業、製造業など

○第三次産業・・・電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、宿泊業、飲食サービス業、教育、医療、福祉など

・ **産業廃棄物【*56】**

廃棄物処理法^{*14}で定められている燃えがら、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、建設廃材、畜産農業に関わる動物の死体やふん尿など 20 種類の廃棄物のこと。事業者に適正な処理が義務付けられている。

・ **事業系一般廃棄物減量化計画書【*77】**

多量排出事業者^{*74}及び事業用大規模建築物^{*75}の所有者又は占有者で、本市処理施設へ事業系ごみ^{*40}（事業系一般廃棄物）を搬入する事業者に作成が義務付けられている計画。当該事業者における事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する今後の計画などを定めるもの。

・ **事業系ごみ【*40】**

事業活動に伴って排出されるごみ^{*10}のこと。なお、本計画中における「事業系ごみ排出量」は、八千代市清掃センターにて受け入れを行っているものを指す。

・ **事業用大規模建築物【*75】**

店舗や事務所などの用途に供される部分の延べ床面積が 3,000 m²以上の建築物のこと。

・ **資源化【*11】**

ごみとなったものを、そのまま又は分別・破碎処理等を行い、資源として再生すること。

・資源有効利用促進法【*15】

正式名称は、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）。

循環型社会^{*8}を形成していくために必要な 3 R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みを総合的に推進することを目的として制定された法律。事業者による製品の回収・リサイクルの実施などリサイクル対策を強化するとともに、製品の省資源化・長寿命化等による廃棄物の発生抑制（リデュース）、回収した製品からの部品等の再使用（リユース）のための対策を講じることにより、循環型経済システムの構築を目指す。

・持続可能な開発のための 2030 アジェンダ【*3】

平成 27（2015）年 9 月に国連サミットで採択された平成 28（2016）年から令和 12（2030）年までの国際社会共通の目標。

序文、政治宣言、持続可能な開発目標（SDGs）^{*2}、実施手段、フォローアップ・レビューで構成されている。途上国の開発目標を定めたミレニアム開発目標（MDGs：Millennium Development Goals）とは異なり、先進国を含む全ての国に適用される普遍性が最大の特徴。

・持続可能な開発目標（SDGs）【*2】

平成 13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ^{*3}」にて記載された令和 12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。以下の 17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットから構成される。

【17 の目標】

①貧困をなくそう、②飢餓をゼロに、③すべての人に健康と福祉を、④質の高い教育をみんなに、⑤ジェンダー平等を実現しよう、⑥安全な水とトイレを世界中に、⑦エネルギーをみんなにそしてクリーンに、⑧働きがいも経済成長も、⑨産業と技術革新の基盤をつくろう、⑩人や国の不平等をなくそう、⑪住み続けられるまちづくりを、⑫つくる責任つかう責任、⑬気候変動に具体的な対策を、⑭海の豊かさを守ろう、⑮陸の豊かさを守ろう、⑯平和と公正をすべての人に、⑰パートナーシップで目標を達成しよう

・自動車リサイクル法【*21】

正式名称は、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成 14 年法律第 87 号）。

自動車の製造業者、輸入業者、販売業者、所有者などの役割分担を義務付けることにより、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図ることを目的として制定された法律。自動車メーカー・輸入業者に、エアバッグ類、フロン類などの引き取り・リサイクルを義務付け、その処理費用を、リサイクル料金として、所有者が負担することとしている。

・集団回収【*49】

自治会や PTA などの市民団体が主体となり、資源物を回収し資源回収業者へ売却する活動のこと。

・終末処理場【*92】

下水^{*87-2}を最終的に処理して河川その他の公共の水域又は海域に放流するために、下水道^{*87-3}の施設として設けられる処理施設及びこれを補完する施設をいう。

個々の処理施設の組合せとその配列は、それぞれの処理場の置かれている諸状況（流入水の水質、放流先の状況、汚泥処理の制約条件等）を考慮して決定される。

・ 集落排水〔*95〕

小規模集合処理方式の污水处理施設。分類としては、農業集落排水や漁業集落排水、林業集落排水などがある。

・ 循環型社会〔*8〕

大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済社会システムからの脱却に向けて提示された概念。

循環型社会形成推進基本法^{*13}では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会」としている。

・ 循環型社会形成推進基本計画〔*4〕

循環型社会形成推進基本法^{*13}に基づき、政府全体の循環型社会^{*8}の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針などを定める計画。平成 15（2003）年に第 1 次計画、令和 6（2024）年 8 月に第 5 次計画が閣議決定・国会報告された。

第五次計画では令和 12（2030）年度を目標年度とし、資源生産性・循環利用率を高めるべく、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動である循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を国家戦略として新たに位置付け、循環型社会形成のための指標や数値目標、国の取り組み、各主体の役割などを定めている。

・ 循環型社会形成推進基本法〔*13〕

循環型社会^{*8}の形成に向けた廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画^{*4}の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを定めた法律（平成 12 年法律第 110 号）。資源消費や環境負荷の少ない「循環型社会」の構築を促すことを目的としている。

・ 循環型社会形成推進地域計画〔*41〕

地域の廃棄物処理・リサイクルシステムの方向性を示すとともに、3R（リデュース、リユース、リサイクル）に関する目標値を設定し、達成に向けた具体的な施策を講じ、ごみ処理施設等の整備を図るために市町村が策定する計画。

当計画の策定は、市町村が廃棄物の 3R を総合的に推進するために、平成 17（2005）年度に国が創設した「循環型社会形成推進交付金制度」による交付金を受けるための要件とされている。

・ 浄化槽法〔*107〕

浄化槽の設置や保守点検等の規制、浄化槽工事業者の登録制度等の整備、浄化槽設備士等の資格などについて定めており、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的として制定された法律（昭和 58 年法律第 43 号）。

・ **焼却残さ**〔*47〕

廃棄物を焼却処理した後に残るもので、可燃物の灰分、不燃物・可燃物の燃え残りなどを指す。

・ **食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針**〔*83〕

食品リサイクル法^{*19}に基づき定められた方針。食品関連事業者の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物^{*86}等の増大が見込まれることから、食品産業の健全な発展を図るためにも、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の取り組みを促進し、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進することが定められている。

・ **食品廃棄物**〔*86〕

食品由来の廃棄物の総称。

・ **食品リサイクル法**〔*19〕

正式名称は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）。

食品関連事業者から排出される食品廃棄物^{*86}等について、その排出抑制と資源としての有効利用を推進することを目的として制定された法律。再生利用事業者の登録制度や食品関連事業者の再生利用等の実施状況の報告などの措置が定められている。

・ **食品ロス**〔*67〕

食品廃棄物^{*86}のうち、本来食べられるにも関わらず廃棄されている食品のこと。小売店での売れ残りや期限切れ、製造過程で発生する規格外品、飲食店や家庭での食べ残し・食材の余りなどを指す。

・ **食品ロス削減アクションプラン**〔*44〕

まだ食べられる食料の有効活用やごみの減量化を図るため、食品ロス^{*67}削減に向けた本市の取り組みを定めたもの。市民や事業者に向けた食品ロス削減の啓発や関係部局との連携による推進などを主な取り組みとしている。

・ **食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針**〔*6〕

食品ロスの削減の推進に関する法律^{*5}第 11 条の規定に基づき、令和 2（2020）年 3 月に定められた食品ロス^{*67}の削減に関する施策の総合的な推進に向けた国の基本的な方針。国、地方公共団体、事業者、消費者等、各主体の役割や行動を定めており、令和 12（2030）年度における、食品ロス問題を認知し削減に取り組む消費者の割合を 80%とする目標を設定している。

・ **食品ロスの削減の推進に関する法律**〔*5〕

食品ロス^{*67}の削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的として制定された法律（令和元年法律第 19 号）。

・ **植物プランクトン**〔*100〕

プランクトンのうち独立栄養生物の総称のこと。植物プランクトンが増加すると有機物が増加するため、COD^{*98}値は高くなる。

・ **水質汚濁防止法**〔*97〕

工場及び事業場から公共用水域^{*90}に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透に関する規制や生活排水対策の実施を推進すること等により、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図ることなどを目的として制定された法律（昭和45年法律第138号）。

・ **生活雑排水未処理人口**〔*94〕

台所、洗濯、風呂などから排出される汚水（生活雑排水）が未処理のまま公共用水域^{*90}に放流されている人口のこと。生活排水処理人口^{*93}以外の人口であり、本計画では単独処理浄化槽^{*89}及び汲み取り人口の合計を指す。

・ **生活排水処理人口**〔*93〕

日常生活に伴って排出されるし尿や台所、洗濯、風呂などからの生活排水を、公共下水道^{*87}、集落排水^{*95}、コミュニティ・プラント^{*96}、合併処理浄化槽^{*88}等の生活排水処理施設で処理している人口。

本市では、集落排水及びコミュニティ・プラントによる処理を行っていないため、本計画では、公共下水道及び合併処理浄化槽人口の合計を指す。

・ **生活排水対策推進計画**〔*29〕

「生活排水対策重点地域」に指定された市町村が、水質汚濁防止法^{*97}に基づき策定する計画。生活排水処理施設の整備や啓発事業を推進し、水質汚濁の改善を図っている。

・ **全県域污水適正処理構想**〔*25〕

より一層効率的かつ適正な污水处理施設の整備を推進する観点から、平成7（1995）年に厚生省（現環境省）、農林水産省、建設省（現国土交通省）の連名により発出された通知に基づき、都道府県が作成している污水处理施設整備に関する総合的な構想。各都道府県が市町村の意見を反映したうえで策定するものであり、各種污水处理施設の有する特性、水質保全効果、経済性、汚泥の処理等の将来管理、污水处理施設整備の緊急性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法を選定することとされている。

千葉県では、住み良いまち、きれいな水を未来に残すため、「千葉県全県域污水適正処理構想」を、平成8（1996）年度に策定し、その後、4回の見直しを行い、下水道^{*87-3}、集落排水^{*95}、合併処理浄化槽^{*88}等の各污水处理施設の整備を推進している。

・ **全窒素**〔*101〕

有機及び無機（アンモニア態・亜硝酸態・硝酸態）の窒素化合物の総量。水環境を富栄養化させる要素の一つであり、環境基本法^{*12}において湖沼等の環境基準として定められている。

・ **全リン**〔*102〕

水中に溶解している無機リンと有機リンの総量。水環境を富栄養化させる要素の一つであり、環境基本法^{*12}において湖沼等の環境基準として定められている。

【た】

・ **ダイオキシン類**〔*39〕

廃棄物の焼却等の過程で非意図的に生成される化学物質で、ポリ塩化ジベンゾパラジオキシンなどの210種の有機塩素化合物の総称のこと。分解しにくい性質を持つことから、生物の体内に蓄積しやすく、発がん性、催奇形性、免疫機能の低下などの毒性を有するとされている。

・ **多量排出事業者**〔*74〕

事業活動に伴い発生する事業系ごみ^{*40}を1日平均100kg以上排出する事業者のこと。

・ **単独処理浄化槽**〔*89〕

水洗トイレからの排水のみを処理する浄化槽のこと。

・ **地域循環共生圏**〔*65〕

各地域が美しい自然景観等の地域資源を最大限活用しながら自立・分散型の社会を形成しつつ、地域の特性に応じて資源を補完し支え合うことにより、地域の活力が最大限に発揮されることを目指す考え方。

・ **地球温暖化**〔*1〕

人間の活動の拡大により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス^{*64}の濃度が増加し、地表面の温度が上昇する現象。

・ **ちば食べエコ協力店**〔*84〕

千葉県における「ちば食べエコ登録制度」に登録している飲食店又は食品を取り扱う小売店のこと。店舗において、小盛りメニューの設定や宴会等における食べきりの呼びかけなど、食べきりの促進に向けた取り組みを実践している。

・ **厨芥類**〔*52〕

野菜などの調理くずや食べ残しなどのごみ。

・ **中間処理**〔*48〕

廃棄物の無害化・減量化、再資源化^{*50}あるいは安定化を図るため、収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎、選別などにより、ごみの体積と重量を減らし、最終処分場に埋立後も環境に悪影響を与えないように処理すること。鉄やアルミ、ガラスなど資源として利用できるものを選別回収し、有効利用する役割もある。

・ **出口側の循環利用率**〔*66〕

廃棄物等の発生量に占める循環利用量（再使用・再生利用量）の割合を表す指標のこと。
国や千葉県において使用されている指標であり、本計画におけるリサイクル率^{*62}と同義。

・都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト【*43】

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の約 5,000 個の金・銀・銅メダルを、全国各地から集めた使用済み小型家電に含まれるリサイクル金属で作る国民参画型プロジェクトのこと。

東京 2020 組織委員会が主催し、東京 2020 大会をきっかけに、持続可能な社会の構築に取り組んでいる。

【な】

・生ごみ処理機【*63】

微生物等による分解や水分除去により、生ごみを減量化・たい肥化させる機器のこと。生ごみ処理機のうち、生ごみと土・枯れ葉等を混ぜて入れることにより、微生物及び小動物の活動を利用して生ごみを発酵させてたい肥化する「コンポスト容器」、生ごみに EM ぼかし（発酵資材）を入れることで微生物の活動を促進させてたい肥化する「EM 容器」、生ごみを機械的に水分除去又は分解してその容量を減少させてたい肥化する「電気式生ごみ処理機」などがある。

・二輪車リサイクルシステム【*54】

国内二輪車メーカー 4 社と輸入事業者による、対象車両の廃棄時に処理費用をユーザーが負担することなく適正処理・再資源化^{*50} することができる仕組みのこと。

【は】

・バイオマス【*78】

Bio（生物資源）と mass（量）を表す概念で、動植物に由来する有機物性資源で化石資源を除いたもののこと。ライフサイクル全体でみると大気中の二酸化炭素を増加させない「カーボンニュートラル」と呼ばれる特性を有している。

廃棄物系バイオマスとしては、家畜排せつ物、食品廃棄物^{*86}、建設発生木材、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用のほか、燃焼による発電やアルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などがある。

・廃棄物からの資源回収率【*69】

中間処理^{*48} 後、資源となったもののごみ量に占める割合。分別後の回収だけでなく、焼却灰等のセメント化やごみの R D F^{*70} 化による資源化^{*11} も該当する。

・廃棄物管理責任者【*76】

事業系一般廃棄物の減量及び適正処理に関する業務における責任者のこと。多量排出事業者^{*74} 及び事業用大規模建築物^{*75} の所有者又は占有者で、本市処理施設へ事業系ごみ^{*40}（事業系一般廃棄物）を搬入する事業者を選任が義務付けられている。

・ **廃棄物減量等推進員**〔*36〕

一般廃棄物^{*24}の減量及び適正処理に関し、熱意と識見を有する市民のうち、市長が委嘱する者で、八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第7条に規定されている。

ごみの減量化や資源化^{*11}を推進するため、地域のリーダーとして活動し、各家庭に向けて周知・啓発することを役割としている。

・ **廃棄物減量等推進審議会**〔*35〕

一般廃棄物^{*24}の減量等に関する事項について、市長の諮問に応じ審議する合議体で、八千代市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第6条に規定されている。

学識経験者、廃棄物処理業者、事業者、市民等から構成される。

・ **廃棄物処理法**〔*14〕

正式名称は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）。

廃棄物の排出を抑制、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行い、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的として制定された法律。廃棄物処理業者に対する規制、廃棄物処理施設の設置規制、廃棄物処理基準の規定等を内容としている。

・ **廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン**〔*82〕

令和2（2020）年9月に国が策定した、廃棄物処理に関する新型コロナウイルス感染症対策のガイドライン。ごみ排出時の感染防止策や適正な処理のために講ずる対策、処理体制の維持のために取るべき措置等について記載されている。

・ **排出者責任**〔*72〕

廃棄物処理法^{*14}第3条において規定されている事業者の廃棄物についての責務のこと。事業者には、事業活動に伴い発生する廃棄物等について、自らの責任において、発生の抑制又は循環的な利用、適正な処分を行う責務を有するとされている。

・ **廃消火器リサイクルシステム**〔*55〕

耐用年数が過ぎたり、錆・傷などによって使用に耐えられなくなった消火器等を一般社団法人日本消火器工業会が回収しリサイクルする仕組みのこと。

・ **不法投棄連絡員**〔*38〕

地域の環境に関心のある市民のうち、市長が委嘱する者。地域の不法投棄に関して市への通報、市が実施する不法投棄防止に向けた啓発活動への参加等を役割としている。

・プラスチック資源循環戦略【*7】

海洋プラスチックごみ問題^{*71}、地球温暖化^{*1}、アジア各国による廃棄物の輸入規制に伴う国内の廃プラスチック貯留量増加等の幅広い課題に対応するために、令和元（2019）年5月に国が策定した、「3R+Renewable（持続可能な資源）」を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略。この戦略では、令和12（2030）年度までに『リデュース：ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの累積25%排出抑制』、『リユース・リサイクル：容器包装プラスチックの6割をリユース・リサイクル』、『Renewable：再生利用を倍増』といった目標を掲げている。

・プラスチック資源循環促進法【*16】

正式名称は、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）。製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組（3R+Renewable）を促進するための措置を講じることが目的とした法律で、令和3（2021）年6月11日に公布、令和4（2022）年4月1日に施行された。

プラスチック廃棄物の排出抑制や分別収集、再資源化等に関する基本方針が定められており、プラスチックの設計・製造から排出・リサイクルまでの過程における個別の措置事項が示されている。

・プラスチック製容器包装【*79】

商品を入れた容器や包装のうち、プラスチック製のもの。スーパーのレジ袋、食品などの包装フィルム、カップ麺の容器、シャンプーや洗剤のボトルなど。

【や】

・八千代市一般廃棄物処理施設整備に関する方針【*32】

一般廃棄物処理施設整備基本構想^{*45}に基づき、長期的な展望のもと、経済性、継続的な安全性及び安定性の観点から、本市が所有する一般廃棄物処理施設の整備に関する基本事項を検討し、最適な一般廃棄物処理システムを構築することを目的として、令和2（2020）年3月に策定した方針。

・八千代市污水適正処理構想【*28】

国及び千葉県が示す基本方針に基づき、市内全域を対象として効率的かつ効果的に污水处理施設整備を実施するために、公共下水道^{*87}及び合併処理浄化槽^{*88}による整備区域を設定するもの。

・八千代市環境保全計画【*27】

現在及び将来の市民が、健全で良好な環境の恵みを受けられ、その環境が将来にわたって維持されるよう、環境保全に関する総合的かつ長期的な施策・事業を示す計画のこと。

・八千代市災害廃棄物処理計画【*31】

地震や風水害等の大規模災害が発生した場合の、本市における災害廃棄物処理に関する基本的な考え方を示すもので、本計画並びに「千葉県災害廃棄物処理計画」、「八千代市国土強靱化計画」、「八千代市地域防災計画」との整合性を図り、本市の災害廃棄物処理の対応力向上に努めるべく、事前の備え及び初動期から復旧・復興期までの災害廃棄物処理対策を定めている。

平成23（2011）年3月に策定し、その後、令和3（2021）年3月に改定している。

・ 八千代市人口ビジョン【*85】

本市の人口の現状を把握し、目指すべき将来の方向及び人口の将来展望を示したもの。

・ 八千代市総合計画【*26】

本市の最上位計画に位置付けられ、まちづくりを進めていくうえでの将来都市像と基本理念を示し、それを実現するための手段等を体系的に整理したものであり、総合的な行政運営の指針となるもの。

令和3（2021）年3月に第5次計画を策定し、計画期間は令和3（2021）年度から令和10（2028）年度までの8年間としている。

・ 八千代市地域脱炭素ロードマップ【*33】

本市では、令和2（2020）年12月に、「2050年二酸化炭素実質排出量ゼロ」に取り組むことを表明する「ゼロカーボンシティ宣言」を行っており、そこに至るまでの道筋を示すことを目的として令和6（2024）年3月に策定した計画で、本市の将来の温室効果ガス排出削減目標や具体的な取り組みを示している。

八千代市地域脱炭素ロードマップの対象期間は、令和6（2024）年度から令和32（2050）年度までとしており、八千代市環境保全計画^{*27}との整合性を図るため、同計画の見直しにあわせて原則5年ごとに見直しを行う。

・ 八千代市地球温暖化対策実行計画【*30】

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき策定した温室効果ガス^{*64}排出の抑制等のための措置に関する計画。本市の事務事業に関する計画である「事務事業編」と市域全体での計画である「区域施策編」から構成される。

・ 有料指定ごみ袋制度【*9】

市町村が一般廃棄物^{*24}の処理等にかかる費用の一部を手数料として上乗せした指定ごみ袋を導入する制度のこと。一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革などを目的とする。

手数料を上乗せせずに販売される一定の規格を有するごみ袋（指定袋）の使用を排出者に求める場合については「有料化」に該当しない。

・ 容器包装リサイクル法【*17】

正式名称は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）。

容器包装廃棄物の排出抑制と再資源化^{*50}を促進することを目的として制定された法律。

一般廃棄物^{*24}の減量及び再生資源の利用を図るため、家庭ごみの大きな割合を占める容器包装廃棄物について、消費者は分別して排出する、市町村は分別収集する、容器を製造する又は販売する商品に容器包装を用いる事業者は再商品化を実施するという新たな役割分担を定めている。

びんや缶、紙パックなどの容器・包装材の製造・利用事業者などに、分別収集された容器包装のリサイクルを義務付けるもので、平成7（1995）年に制定され、平成9（1997）年に一部施行、平成12（2000）年4月から完全施行されている。

【ら】

・リサイクル率【*62】

ごみ総排出量^{*58}に占めるリサイクル量の割合を表す指標。なお、リサイクル量は、分別収集した資源物、不燃ごみ等中間処理^{*48}後資源物、集団回収^{*49}量の合計量を指す。

・流域下水道【*91】

地方公共団体（市町村）が管理する流域関連公共下水道により排除する下水を受けて、排除・処理するために地方公共団体（都道府県）が管理する下水道であり、2以上の市町村の区域における下水を排除するもので、終末処理場^{*92}を有するものをいう。

千葉県の流域下水道は、平成 31（2019）年 3 月現在、印旛沼、手賀沼、江戸川左岸の 3 つの流域下水道があり、本市の公共下水道は、印旛沼流域下水道に接続している。

【数字・アルファベット】

・3R推進月間【*80】

経済産業省や環境省などの 3R 関係 8 省庁が、リデュース、リユース、リサイクルの「3R」を普及啓発するために、毎年 10 月に実施する活動のこと。

・4R【*81】

リデュース（排出抑制・減らす）、リユース（再利用）、リサイクル（資源循環）の 3R にリフューズ（発生抑制・断る）を加えたもの。4R を推進することで、ごみの発生を限りなく少なくし、ごみの焼却や埋立処分による環境への負荷をできる限り減らすことと、限りある地球の資源を有効に繰り返し使う社会（循環型社会^{*8}）を目指す。

・BOD【*99】

Biochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略。

有機物などが微生物によって酸化、分解されるときに消費する酸素の量を濃度で表した値のことであり、数値が大きくなるほど水質汚濁が著しくなる。環境基本法^{*12}において、河川等の環境基準として定められている。

・COD【*98】

Chemical Oxygen Demand（化学的酸素要求量）の略。

有機物などによる水質汚濁の程度を示すもので、酸化剤を加えて水中の有機物と反応（酸化）させたときに消費する酸化剤の量に対応する酸素量を濃度で表した値のこと。数値が大きくなるほど汚濁が著しくなる。環境基本法^{*12}において、湖沼等の環境基準として定められている。

・PCB【*68】

ポリ塩化ビフェニルの略。

昭和 4（1929）年に初めて工業製品化されて以来、その安全性、耐熱性、絶縁性を利用して電気絶縁油、感圧紙等、様々な用途に用いられてきたが、環境中で分解されにくく、生物に蓄積しやすく、かつ、慢性毒性がある物質であることが明らかになり、昭和 49（1974）年に化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）に基づき製造及び輸入が原則禁止された。

・ R D F [*70]

Refuse Derived Fuel の略。

家庭ごみなどの一般廃棄物^{*24}を主原料として作られる固形燃料のこと。現在は、品質優位性で古紙や廃プラスチック類等から作られる R P F (Refuse Paper & Plastic Fuel) が主流となっている。作られた固形燃料は、ボイラー用燃料等として使用されている。